

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会(第2回)

平成28年3月20日 午後1時より午後4時50分まで

於 KKR ホテル名古屋

4階菊の間

司会進行 桂川(安井建築設計事務所)

桂川)ただいまから名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会第二回を開催いたします。本日の会議は非公開で開催させて頂きますが、会議の冒頭、市長のご挨拶までは撮影をして頂けます。本日はお忙しい中、意見聴取会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。最初に会議開催に当たりまして、河村市長よりご挨拶申し上げます。市長、よろしくお願ひいたします。

河村)(挨拶)

桂川)以上で公開部分については終了とさせて頂きます。マスコミの皆さまはご退出お願ひいたします。

それでは本日御出席して頂いております評価委員の皆さまのご紹介をさせて頂きます(紹介省略)。以上が本日出席の委員の皆さままでございます。本日都合により、東洋大学教授で弁護士でもあります大森文彦委員はご欠席でございます。次に名古屋市の出席者をご紹介させて頂きます(紹介省略)。次に今回の名古屋城天守閣整備かかる技術提案・交渉方式の事務局を担当させていただいております安井建築設計事務所の出席者を紹介させて頂きます(紹介省略)。以上となります。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきますが、ここからの進行につきましては前回の意見聴取会と同様に、特別史跡名古屋城史跡全体整備検討会議の座長をお願いしております名古屋市立大学名誉教授の瀬口哲夫先生に進行役を依頼しております。よろしくお願ひいたします。

瀬口)よろしくお願ひいたします。本日は名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを実施に伴う、2回目の意見聴取会ということでございます。先月26日に、2者より技術提案書を受けることが出来たということでございます。本日は技術提案書の内容の確認、審査・評価方法等の確認について検討を行います。それでは最初に事務局から本日の議題について説明をお願いいたします。

小川)資料の確認をさせて頂きます(省略)

篠原)続きまして本日の議題について説明させて頂きます(省略)。

瀬口)はい。それでは一つずつ質疑、ご意見を伺っていきたいと思います。今の説明していただきたいところについて、どうでしょうか。質疑に対する回答書もたくさんありますので、かいつまんで重要なところを説明していただけると有り難いのですが、どうでしょう。

篠原)はい。それではかいつまんで説明させていただきます(説明省略)

瀬口)ありがとうございました。報告していただいた点についてご質問、ご意見、いかがでしょうか。

古阪) 前送っていただいた提案書を見ると、この回答を踏まえて提案されていますよね。

瀬口) 技術提案書の内容を説明していただいてからの方が良いということですね。よろしいですか。

篠原) はい。

瀬口) 回答書にいくつかやりとりがありまして、後半の方は手続きなど細かいところまでありました。

それでは、いま話がありました技術提案書の内容について説明をお願いします。

篠原) はい。(説明省略) これが資料4の内容でございます。

寺本) 補足説明を。(説明省略)

瀬口) 整理していただいたものを、まとめて報告していただきました。資料5の方に移ってよろしいですか。それでは技術提案書の公募資料等との整合性について引き続き説明をお願いします。

篠原) はい(説明省略)。

瀬口) 今資料5について説明していただきましたが、技術提案書の公募資料等との整合性という点に関しては、総括的にどういうことが言えますか。

篠原) 総括的には、それぞれが条件ではなくて提案であるというような御回答、ただ解決すべき課題であると認識をしている、というようなことでございます。事業者からの絶対こうでなきやいけないという提案、条件ではないというふうに今のところ捉えております。

瀬口) 前提条件を、克服すべき課題と言い換えることで解決したということですか。

篠原) はい。

瀬口) 資料6の質疑応答はそれをまとめたものですね。みなさんにご意見を伺いましょう。まあいつたん、10分間休憩させていただきます。

<10分間の休憩>

瀬口) それでは時間が来たようですので再開します(説明省略)。安井さんは大変だったと思いますが、まとめた上で、説明をいただきました。中身について皆さんからのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

川地) 確認です。事業費を評価する上では、ご説明のあった資料6のVE案の数字を前提にして評価していくということでよろしいでしょうか。それとも全体、そういう過程を含めてということですか。

古阪) それを決めるのは意見聴取会じゃないですか。たぶん安井設計ではないと思う。

瀬口) ルール上はどうなっていますか。VEは基本的な提案に対して、こういうものもありうるということですね。基本的な提案でやることになるでしょうか。

寺本) そうですね、VEを盛込んだ概算を1パターンしか提案させていない理由が明らかになっていませんので、事務局安井設計さんの方から説明をしていただきたいと思います。要求水準書から外れた提案で今回のVEがなされていますから、その辺についてもどのような考え方かは安井設計さんの方から説明をお願いします。

瀬口) お願いします。

篠原) はい、四つ事業費の形式がある中で、一番事業費がかかっているものについてまずは聞い

てみようということにしております。その意図するところは、今回設計条件といいますか、事業者の方の想定によるところがかなりあります。それによって価格がだいぶ上下しているという事情があります。ですから、その条件を整理しないとちゃんと事業費の比較にならないだろうということも考えております。これは今回的方式の非常に難しいところだと考えております。今日はどういう条件で整理すべきかということについて協議していただいて、その内容をもって改めて各者にこういう条件で概算を提示してくれというふうに話をして、出していただいたものを最終的な事業費の提示額としていただいたらどうかと考えています。今日の段階でそれぞれについて出してもらって、資料としてわかりにくいくらいと考えましたので、一番額の大きいものに対してまず出していただいて、これはやっぱりそれぞれについて出してもらうべきだ、ということであれば出してもらうというふうに考えています。それから、設計交渉・施工タイプというこの方式では、参考額の提示がされています。その参考額に対して提示額がどうかというようなことになると思っていまして、本来なら出てきたものに対して条件の整理を行うことで、見積条件の見直しを確定することが出来ると思うのですが、そこまでの時間が無いということもございまして、いったん各者への問い合わせは、一回目の通知文にあるように見積条件の見直し等ということでお願いしますというかたちにしました。というのは、やっぱり事業者というか施主側の方からこういう提案をしたことに対して、これはこういうふうに考えたいという提示が出来ない限りは、向こうも何を削減したらいいのか言えないのではないかと。それでもやはり参考額400億円に対してオーバーした金額であるということなので、一度見積もり額の見直し等をお願いした。それに当たっては見積条件等の見直しという言い方でないと、なかなかお声がけがしづらい。そういうことがあった結果として、各者さん考えてこういう形で出てきているという状況でございます。ただ整理をしないといけないと思います。条件がやっぱり食い違っておりますので。

川地)先ほど古坂先生がおっしゃったように委員会でまとめます。だから結論だけおっしゃっていただければいいです。評価として概算事業費は20点採点しなければいけませんよね。だからその採点する前提として、どれを採点の前提とするのかということをお聞きしたい。

篠原)それを今日協議していただきたい。

川地)それを今日議論するということでお聞きください。

篠原)はい。

古坂)ちょっと前の話ですが、資料5というのは元々の公募資料との食い違いですね。それに基づいて各2提案について両方お伺いしているが、必ずしも同じ条件での回答になつてない。資料の最後にある概算書というのはその食い違いがあるままですか。

篠原)はい、そうです。

古坂)ですよね。だからこの額をA案・B案・C案にするか、そういうこと自体、既に意味がないわけですね。まず何を揃えるのかということで、一番典型的に出ているのは前提条件として提案したものに対して修正、概算化した。その時に克服すべき課題だと。これは要するに責任の問題が、提案してそのまま受け入れられれば事業主側の責任になりますし、それから、克服すべき課題と言うことになるとどちらにも責任があるということ。そういう前提と、もう一つの、提案の方はそれはわからないからお任せします、考慮していませんと。その大きな違いというのをどういうふうに見るかという

のが一番重要なことじゃないですか。安井設計というのは事務局の代わり、我々大変助かって有り難いんですけどね。

瀬口)どういう立場ですかという質問です。

河村)事務局の民営化という。

古阪)よくやってもらって助かる。それでも最終的に決めるのはこの意見聴取会。

篠原)はい。そうです。

古阪)わかりました。

篠原)資料5の展開のところの話、もう一回整理だけさせて下さい。資料5の内容で、[]から話としてあったのは、2番の二つめのところの「今回、優秀提案として本市が選定すると民法上、新たな申込みとみなされ、その条件を巡り争いになるおそれがある。」ということを回避すべきだということ。それが一番のポイントでございます。こういう条件で基本協定を結んでうまくいかなかつたら名古屋市の責任だろう、そのようにいわれることを回避しなければいけないというのが一番大きなポイント。そのことについては、提案であって今後協議していくとか克服すべき課題ということで提示しているので問題がないのではないか、と解釈をして今日に至っています。

瀬口)わかりました。こういう条件でプロポーザルにかけたけれど、その条件を外して来ているけど問題はないと、こういうことですか。

篠原)逆に、うまくいかなかつた時の責任がどこにあるかというようなことで名古屋市を訴えるとか、そういうことにはならないような状況作りをしていると。

瀬口)状況作りが出来ている、それともこれから行うということですか。

篠原)一定のことは出来ているというふうに考えます。要は克服すべき課題であるというだけであつて、前提条件にするわけではない。その条件でないと絶対に我々の提案したもののが出来ない、ということを言っているわけではない、という回答だったのかなと言うふうに解釈をしています。

瀬口)新たな申込みとみなされるという部分はどこに当たるのですか。優秀提案に選定すると、そのことが新たな申込みになるとみなされるというのは、プロポーザルの中身が変わっているということだからですか。

篠原)そういうふうにみなされる危険性がある。

瀬口)それはどこですか。

篠原)資料5の後ろに付けたものがそうです。危険性があると思って抜き出したものになります。

瀬口)さっき、これが克服される課題というふうに答えてきたら、もう問題は解消したんですかって質問したら、半分そうですって言いかけたように思います。

篠原)というふうに解釈しましたということです。

瀬口)この辺を詰めておかないと。解釈していただいて名古屋市が、反対に安井さんの責任になってくるということでおろしいんですか。

篠原)優先交渉権者が決まって、その通りにうまくいかなかつた場合その分の費用を、例えば4月から5月の費用をなんとかしてくれとかですね、そのようなことは無い状況にはなっていると。自主的に取り組んでいると言う言葉は頂いていますので、その分はクリア出来ると解釈しています。

古阪)単純な例でいいとすると、ある決めごとを今年の10月にしなければいけないということを前提に提案されます。しかし、克服すべき課題というのは、10月に問題を解決出来るように双方で調整しましようということであって、前提条件というのは初めから10月に決まっているじゃないかというその部分の話。だから責任が完全に相手方に移ったと言う事ではなくて両方にあることになる。

瀬口)それでは皆さんほかにご意見。

小野)この文章自体は、[REDACTED]が言われたのですか。確認したいのは、「新たな申込みとみなされ、その条件を巡り争いになるおそれがある。」から、このままではダメだよと言っているのかということ。この文章よくわからない。「民法上新たな申込みとみなされて、その条件を巡り」と言っているその条件っていうのは、前提条件ですよね。前提条件を巡り争いになるおそれがあるから、法律家としてどうしたらしいかという話はあるのですか、[REDACTED]の意見だとすると。我々は、争いがある恐れがあるからってどうしたらしいかわからないから。争いになる恐れがあるけれども、今までのことでは言えばそれはなんとか回避出来るでしょう、といつていただいているのでしょうか。

下山)それに対してですが、三番のすぐ下のところに、事業者に対して確認しましょうということで。契約前の着手などの条件が付けられているけれども、それは実施説明書の条件から外れているようにみうけられる。公募条件はあくまで実施説明書のとおりであって、条件から外れることは認められない、また、新たな条件付けは認められないということで、提案の実施については優先交渉権者決定の後に協議を行います。こういう文章を相手にちゃんと言っておかないと、その提案自体が新たな申込みとみなされて、それを優先交渉権者として優秀提案に選んだ瞬間にそれが前提となってしまう。だからこういう公募条件と外れることは認めません、ちゃんとと言っておいた方がいいのではないか、というのが[REDACTED]のお考えです。

小野)わかりました。そうすると、いま出てきている技術提案書は公募条件からA者もB者も外れている部分があるということですか。外れることは認められないとすれば、A案もB案も我々は採用出来ないということになる。だからそこをハッキリ聞きたい。この文章もよくわからなくて。

篠原)一番のポイントは、二者に対する前提条件の記載です。4月から5月、要は議会承認を得るまでの間のことを条件にされても、名古屋市としてもとても対応出来ないし、保証しようにもしがたい部分があるというのが、一番のきっかけでございます。その後は、基本協定の結び方によって状況整理が出来るのではないかという考え方には基づいております。だから4月・5月の基本協定を結んでいない時の動きで、たとえばA者の方もB者の方も4月から設計着手するという書き方をしているけれども、その意味がどうかということです。

瀬口)それは契約しなければ。

小野)いいですか。その前に、我々が審査する技術提案書が条件から外れていたとしても、実質的に設計をここに頼みますよということが決まつたら、その内容について協議すればかまわないよと言っているわけですか。後から三つめのところなんだけれど。その前提がよくわからない。

古阪)だから回答で、全て協議すると言うふうに、前提条件が変わっているっていう。

小野)もう一度確認だけれども、技術提案書の審査の中で条件から外れていても、我々はその中で選定するという前提ね。僕らの仕事に関わることですが。

瀬口) そしたら技術提案書を修正してもらわないと。我々はそれを見て判断するんだから。ここに書いてあるけど技術提案書はこうですって言わいたら。

小野) そうだとすると、時間的な話とかあるわけでしょ。さつき川地さんも言われたように、出ている資料のどれで判定するかということ。内容が条件から幾分外れることはあっても、その内容の中で我々は判断すればいいと言っているのか。

寺本) 資料6の3枚目をめくっていただきますと、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルの技術的事項の確認とありまして、その中で「今回提出頂きました技術提案書における記載には、基本的な協定の締結前及び契約前の着手などの条件が付けられている事項が見受けられます。」とあります。要は前提条件が見受けられますとすることで「本市としての公募条件はあくまでも実施説明書、業務要求水準書及び質疑回答書による補足の通りであり、この条件から外れることは認められません。」ということでございますので、公募条件に合致していない提案については協議対象ではないということです。いま提案者の方から回答が返ってきてている中で、我々は資料5のところに付けてあります抜粋のように、契約というはそもそも議会の承認が要ります。予算がつかないと契約が出来ませんので、議会の手続きを得てからではないと様々な手続きに参加することが出来ませんと。ところが両者とも4月1日からですね、様々な準備をして設計に入りやっていることなさいている。その点については、契約前ですので我々としては一切関知出来ません、ということをお尋ねしたところ、それに関しては自発的な行為ですと。要は自発的行為ですから何やろうが、極端な話名古屋市には迷惑をかけないというご主旨だろうと思われます。その他に、例えば資料5のA3の資料の一番下7番、文化財保護審議会でのタイムリーな協議・承認、「平成28年5月開催予定の文化財保護審議会で全ての復元計画案、施行計画が承認・許可されることを工程順守の前提条件と考えます」というのが最初に提案者から出された条件付でございます。それについての答えとしましては、協議を行っていただくと。その中で解決していくかと考えておりますということになります。5月に文化審議会が仮に開催されたとしても、図面も何にも無い状況でございますし、ましてや契約がなされていない状況でございまして、名古屋市としては契約出来てないものですから、申請のしようがございません。これがないと遵守出来ないよということを協議で解決しますということですけれども、具体的にどういうように協議をして何をすればそれがクリア出来るのか。その辺がハッキリなされていない、と最初の回答から考えられます。ですからその辺についてどのように考えていくのかというところがあると思います。

瀬口) どうですか。

麓) いま言ったようなことは、名古屋市の責任において解決すべきじゃないんですか。提案する業者は自分で申請するわけじゃないですよね。市として申請するわけですから、市が申請したものに対して許可が得られるかどうかは、全て市の責任のような気がするのですけど。

寺本) 今回の提案につきましては当然審議会なり、復元検討委員会なりの手順がございまして、それは公募前からご質問は頂いております。その中で本丸御殿の事案をご呈示しております。実際に本丸御殿ではこれだけの時間がかかっておりますと。それから業務要求水準書の中でも、ゼネコンさんが主体的になって地元の検討委員会も指導して、早く申請を出すイニシアチブを握ってい

ただきますが、当然ですが窓口は役所しか出来ません。様々な課題等も最初にご提示をさせて頂いております。契約前にそういう審査を通すとか、そのような条件を私どもは頂いていて、もし採用となれば名古屋市としても当然全力で向かっていくわけでございます。当初より、そもそも提案者の方の前提条件を持っていけないことについて、それが条件ですと言うことであれば、それをどのようにするか協議で解決出来るのであれば最初から前提条件ではないわけなので、前提条件でご提示いただいたものに対して、我々がわかりましたといってこれを認めた時点からですね、先生がおっしゃるように彼等が提示してきた全ての工程に関して、全ての責任が名古屋市に来るということになってくると言うことになります。その辺はやはり審査するに当たりまして、考え方をきちんとしていくべきではないかという考えを持っております。

小野)今の一連のお話しの中で確認したいのですが、前提条件に合致しているかを我々が細かく見るわけにもいかないというところがあるとすると、いわゆるプロポーザルしてもらうための条件に合っているか合っていないかの事務的なチェックはされているんですか。こことここは合っていないというのか、この点にだけはどうだとかそういうことはいかがでしょうか。

瀬口)それでは答えにくいだろうけど。それは資料5に書き出しているのですね。

篠原)はい。

小野)それが全部前提条件という話ですが、いろんな条件があつて、その前提条件だけなのか、具体的な内容、いろいろなことについての前提条件といいい方が最初のものと混同があるのだけれど、この事業書を出す時に市が条件として出していることで、わからないことがいっぱいあると思います。設計者としては、たとえばケーソンがどうだという話だったり、調査しなければわからないことがあつたり、あるいは文化庁がどこで認めるかわからないことがある。その他基本的なところでプロポーザルの内容が条件に合っているのかしないのか。もしも審議会などの関係で日程的に云々ということがあるとすれば、いま麓さんが言われたようにそれをクリアするのが市の問題であつて、我々はそういうことが当然クリア出来るという中で審査すればいいのか、それとも、そのことがあるからどれも審査対象にならないと判断しても良いのかどうか。そこがどうなっているのか。

古阪)そういうことです。私は提案書をもらってから、一貫してそのことを書いています。質疑のところにも回答書にも、あまり満足なものがない。要するに、この名古屋市と応募者、プロポーザルで選ばれた相手との関係以外のどれだけの関与者がどういうタイミングで参加するか、それがどういう努力でクリア出来るかというのがわからない限り、これが本当にきちんと実現出来るのかと。ついでに言えば随契をやって、順番にやっていくっていうのが一番妥当ですけどね。しかし、名古屋市は公的な施設だからそれは出来ない。そうすると麓先生がおっしゃったことが、かなり的を得ているはずなんです。いま準備体操をしていたんですよということでいいのかっていう。いまの小野先生、一番急所のところを押されて発言されました、そこの部分がものすごくある。

瀬口)本丸御殿の場合だったら全部名古屋市が設計から関わってチェックして、文化庁の許可もとっている。今回の場合は、受注者が設計の中身からほとんどやると。そうすると文化庁の許認可を受けるかどうかは受注者の責任なんですよね。設計の中身は受注者がほぼ決める。そして文化庁に持っていくと修正を求められる場合があり得る。その辺が、今回は、違うのではないか。

三浦)文化庁に提言を出すのは復元設計図なんです。従って戦災で焼失した実測図、平面図と断面図と立面図を出して、木造でやるかどうするか極めて文章が少ない。これは行政がやることであって、従って名古屋市がやることで、業者がやることと一切関係がないです。

麓)わたしはちょっと見解が違います。そんな簡単な資料で復元検討委員会は乗り切れない。膨大な資料を要求されます。それも何度も。本丸御殿の復元検討委員会の中でもううだつたと思うのですが、実測図があるからそれで復元検討委員会が通るというほど生やさしいものではない。たぶんそれをこの公募者たちも懸念して、その辺を名古屋市がちゃんと通してくれないとこの工程ではいきませんよっていうことで前提条件を挙げていると思うんですよね。一者に絞られた時、そこから設計をしながらいろいろ協力してもらうんですけど、それを提出する時には今度は名古屋市の責任で出さざるを得ない。だからその辺をたぶん前提条件として書いていると思うんですけど。

古阪)今日は選ぶということではなくて、提案書を見てここをもう少し確認してもらいたい、ということを最終的に決定して、来週まともな回答があるのか、あるいは難しいのかっていうこと。最終的には議論は来週だということですか。今のような議論を大いにして最終的にはどういう提案書を再度提出したかって言うことですね。

瀬口)いまおっしゃったとおりです。一週間しかないわけですが修正を要求すると。そのことによって最終的にやっぱりダメだと言うことになれば、それはダメだと。そこを整理しておかないと受注者の側だって何だってことになりかねないです。

小野)その通りですけど、私どもがやる話は、ここまでに認可をされなければこの工程は守れませんといった、いまここで業者から出ている前提条件みたいなものを判断するのではない。技術提案書を出してもらって、それに対してプロポーザルをするということなのだから、そもそも出来るかどうかの判断をするのは、我々の責務ではないと思っています。委員を引きうける時も、4年で可能かどうかという話を我々は見るつもりは出来ませんと。4年の中でプロポーザルが出た時に、その内容について善し悪しは言えるけれども、行政的な手続きとかいうものが遅れたりなんかする。木材なんかの調達はするといっているんだから、それが遅れたのは業者の責任だけども、その前提みたいなどころまでここでやれませんから、我々はプロポーザルの内容を見るだけですね、ということを確認しました。我々はそこしかやれないんじゃないかと思うんですよね。だからその前提の中で、どっちを選ぶかって言う選択は、私としては可能かなと思います。もう一つ知りたいのは、参考額を出していますよね。参考額というのは、その額を超えてはいけないのか。

小野)参考額だからあくまでも上限額ではないですよね。この程度という意味合いなのかどうか。それは勿論、国立競技場のように倍にもなってはいけないが、400億円、450億円だと、420億円だと、とかになるぐらいのことは許容している。口では言えないけど、そう意味の程度の参考額なのかどうかという金額でのところは。

古阪)それはね、最初の時に私は市長から直接お聞きしました。技術提案を聞くんだと。お金は二の次ではないんですけど。

河村)参考です。越えても良いです。

古阪)それはハッキリとお聞きしています。議事録あるはずです。

小野) 所謂条件、何を見るのかということをきちんとしておけば、A、Bどちらかをこの中で選ぶことは出来ると思います。両者から来ている前提条件がクリア出来るかつて話は、先ほど麓先生が言われたような部分があるのでそれは全く不明ですよね。

片岡) 一ついいですか。構造・材料、木材など、この提案書を見ますと、ある一つの質疑に対してこういう方法もある、こういう方法もあると、基本的な提案書はそうなっていますが、次回は一つに絞つてくるのか、あるいは一つに絞れなくてもこの過程の中で選択していけばいいのかを明示するといいですね。それが明確でないと施工業者もとっても困ると思うんですよね。そういうあたりはどう対応したらいいのかなと思います。たとえば耐震工法に関して免震、制震、あるいは通常の耐震工法、三つ提案している。そういうことはどれか一つに絞る必要があると思います。それだけでも非常に時間がかかるし、そもそもそのための時間があるのか。

篠原) はい、現時点の提案書は耐震でやるとハッキリ書いています。検討した結果、耐震だと。根拠は書かれているというか。

片岡) 文書で示されている、ということですね。

篠原) 示されています。

片岡) 示されているのは三種類ありますね。

篠原) いや、示されてないです。一種類だけです。耐震工法だけです。

片岡) じゃあ、従来の伝統木造の耐震工法ということでその根拠資料というものは出てくるのか。

篠原) 出てくるというか、いまの提案書が。

片岡) 判断しきれないと思うのですが。

古阪) 技術提案・交渉方式ですから、いま図面が出るとか出ないとかではなくて、こういうアイデアでどうですか、という。直感的に先生のお立場でそれは出来るだろうと、あとは本当に技術の問題だよってことですか。

片岡) 木材の調達に関してはどういうふうに考えられるでしょうね。

篠原) 木材の調達に対してもある一つのことが書いてあります。たとえば A 者の方は米ヒバを使ってるけども、木材検討委員会の協議の中でそれは違うということになれば、国産に替える場合もあるということも書いてある。だから現時点では積算というか概算を出した前提条件としてお話ししが出来るという状態です。

片岡) 国産材に限定するとかそういう厳しい条件までは。

篠原) いや、算出しています。

瀬口) 国産品にするのが原則だと条件を出してあります。それに対して外材を使うという提案はもうルールが違うんじゃないかな。それは O.K. という立場で考えていますか。それははつきりしないといけないのじゃないかと思います。

篠原) ですからそれは原則。

瀬口) 設計条件とか、プロポーザルの条件が変わったものが出てきた時に複数あるわけですね。相手の許認可の問題と材料、つまり史実に忠実な復元をしたいといった時に、それをある程度コストとの見合いで変えてきているという可能性がある。それは誰がどういうふうに判断するかというと発注

者に任そつてのことですか。

片岡)それは選ばれたところがやるわけじよ。

川地)要求水準書にはこういう書き方していますね。原則国産材を使用する事。ただし調達困難な場合は代替案を提示するといふ。

瀬口)だからそういうふうに判断するのかどうか。

篠原)そうですね。判断は大事だと思いますけど。

瀬口)お金とセットで判断する。

川地)場合によっては外材にする場合もあるって書いてある。

小野)最初のも原則国産材って書いてある。

篠原)原則って。

小野)こちらもそう思つて読んだから、見えないところは外材を使うとか。

瀬口)どうですか、はい。

古阪)今の問題で言いますと、たとえば木材検討会でしたか、場合によっては外材を使って良いという条件でかなり使つたと、一方はまったく外材を使わず国産材で頑張つてやつたと。では、外材をかなり使つた方は木材検討会で検討すると。仮にそういう提案だとすると、どつちを選ぶかって、やっぱり基準がないわけですよね。そうすると今日のお話で言うと、その部分はどうするんですか。木材検討委員会が本当に出来るのか、名古屋市としても検討しなければならない。そういうことになる。そういうことがどれだけあるのか。小野先生がおっしゃつたのは、カレンダーデイじゃないということ。2020年7月じゃなくて、5年の工期でこの名古屋城は出来るのかと。雨風等の休日は除外して、実稼働日で5年間ですね、それで技術的に出来るのかっていう提案を求めるということだ。変にカレンダーがあると雨風はダメだとかいろんな雑多な条件が入つてしまつ。この意見聴取会がその技術的な内容で選びますっていうことで、それ以外の前提条件は全て共通に合わせて提案をもらわぬ限り不公平感は出る。いずれこれは公開されますからね。その部分で自信を持ってこうであるというようにならなければいけない、ということだと思います。

小野)全くそうだと思つますし、市にお願いしたいのは、その条件に合致しているかどうかというのは事務的に見られるわけですよね。国産材を原則とするという前提だから、その材料に関しては原則に則つてゐるんだ、というようなことは我々が一つ一つ、まあ見ろといわれたら見ますけども、たとえば釘に関しても和釘を使うのか、見えないところについては洋釘を使うという提案もまたありましたよね。それを基本的には良しとするのかとかいうことをね。今日、そういう説明が私はあって、こういうのでこの二つの提案は基本的なところでは大体クリアしていますと。ただし、行政とか認可を受けることが条件として付いてきていますけど、それはどう考えますか、というようなお話しが今日はあるのかと。要は提案が、事務的に見て条件に合つてゐるかどうかというのをお聞かせして欲しい。そうしたら我々はその中でAかBかを選べばいいなど自身で思ったのですが。

篠原)資料4で、その条件を一応確認をしたつもりでございました。資料4、要求水準書及び必須項目の確認表ということで、これで一応、一通り確認をしたつもりでございます。

小野)プロポーザルで出てきたものは条件をクリアしていると。

篠原)概ねクリアしているという。

小野)概ねは困る。

篠原)先ほど話でアスベストの話があったけれど概ねといふのはどうか。

小野)だからさつきいったのは行政なり、認可を受けるとか調達が云々とかいう、調達案っていうのは業者がやれるって言っているんだから我々の判断ではないんだけど、そういうところ以外は、先ほど言ったように基本的にはクリアされているということですか。

篠原)はい。

小野)それならば我々はこの二つの中で考えれば良いだけの話。前提条件として期間が延びるとかいうのは、市とあの業者との関係の話だから。変ない方ですけど、我々は選定する前提条件がちゃんとしているかどうかっていうことが非常に問題になるんじやないかと意識しているんです。

瀬口)資料5でやっぱり問題あるのじやないかって言っているわけですよ。

小野)誰が。

古阪)資料4は、一般的な大きな項目では比較になっているけど、細かいところでは全く比較にならない。さつきの木材だけでもそうでしょ。ヒバを使おうが何を使おうがかまわない。

瀬口)話したけど合意が出来ていたかどうか全然書いてないからね。話しましたというだけだから。木材について、両者と話していますよというだけであって、これは確保したこととは違うからね。それを確認していかないと。

片岡)提案書の中で、たとえば木材は全て国産材を使用と限定していますね。A 者の場合は、アメリカ産のヒバを使うという具体的な提案をされていますけど、こういったものは我々の審査の対象にはならないですかね。可能性といいますか。こっちが妥当であろう。たとえば A が妥当で B は問題があると。それを判断しないとすると史実に忠実な、ということだけで判断するということになります。

瀬口)だからそれが判断基準に入るかどうか

古阪)だから資料4はね、双方を見るとこうだよと。それで食い違いがありそうだから、回答を求めて資料6がある。それを聞いた上で我々はいま議論をする。頑張って比較表作られたんですけど、いまこの議論をもって、再度、本当にこの条件で A 者、B 者がどうなっているかというのを書いて、それについて説明出来ますかというのを求めてもらうのが妥当だと。あと一週間では恐らく難しいですね。もう一方でね、これは言った方がいいかどうかわかりませんが、資料7に書かれているじゃないですか。これはとてもじゃないですね。無理だということですが、これが良いというわけじゃないですよ、でもこういう見方をせざるを得ないところがある。ものすごく努力されたけれど、あまりにもリスクが大きすぎる。技術のところの部分でいくと、第三者が絡むところはどういうふうに業者の考えがあって、それを市はどういうふうに考えるのか。それであとの技術的なところはどうか。実際には 2020 年 7 月目標でなくて 5 年間なり 4 年間なりで出来るかどうか。その部分が我々の仕事である。

下山)いまご指摘を頂いた、行政の手続きを、業者さんがどういう場合でいつ頃からどういうことでやられる予定なのか、いまの木材についてもどういうふうにするのかということについて、再度もう少し精査をさせて頂きます。来週には先生方にお示しが出来るように、もう少し細かい具体的なスケジュールをまとめて、なおかつ具体的なご提案を少し頂いていこうかなと思っています。

瀬口) そうですね、いま懸念になっている、例えば名古屋市議会の承認前に事前に行動するようなことが書いてあるわけじよ。そういうものを具体的に選択して、それをやっぱりクリアするような工程表を作り替えてもらって、それでもしそれがダメだったら次はどうやるのかっていうふうにして5年で納まるかどうかを提案してもらわないと。清水はもう納まらないって手を挙げてきたわけじよ。こつちは納まるためにいろいろ過程を経ていると読んでいる。それがダメだったらどうするのかっていう、そこを書いてもらわないと。そこは知らない、違いましたでいいのか。

小野) 最後のダメだったらどうするのかというのを求めるのはプロポーザルとしては変です。この期間の中で出来る提案を我々が見てそれを選ぶっていう話ですから。ダメだったらどうするのかっていう話を求めるのはちょっと変ですよ。

古阪) 資料7に一杯出でます。

小野) 資料7の話になつたので一言。ここだけなぜ実名が入つてゐるんですか。A者、B者となっているにも拘わらず、ここだけ実名が入つてゐるのは良くないですね。

篠原) それはそうですね。2月の26日の

小野) 気をつけて下さい。これは感想ですから。

古阪) 同感。

篠原) わかりました。2月26日に提案があつた時に3者参加申込みされました。2者、安藤間と竹中については公表しています。単に、ただそれで書いてしまったということで。

小野) 主として提案があつたところはことここですっていうのをすぐに公表するのは良いけども、我々の方にでも。

篠原) 公表はしていますね。

小野) 具体的に書いてあるのはどうか。

篠原) もう一点だけ。清水建設の辞退理由というようなことで一応内容をいろいろ確認等、名古屋城さんと一緒にさせて頂いた時に、この完成期限という話については、どちらかというと木材で組み上げていく木工事の部分が納まらないというご説明でした。文化庁がどうのこうのっていうことは言われていないということをお伝えだけしておきます。誤解があるといけないので。

片岡) 木材に関して、具体的にこういうところまでは認めますよというようなことは通達があるんですか。それをやはり向こうの提案に上がっている。結果は一緒ですよね。検討委員会はそういうことではほかの材料ですね、そういうものまでは主要構造材は除いて認められるのか。それによってかなり変わってくるものですから。

瀬口) そういうことをはじめに考えたから大変で、一方は適当に考えたから出来たなんて話になつたら嫌ですよね。

片岡) 一方では外材たくさん使っちゃう。一方は国内産でいこう。ただ工程が違つてくる。値段も違うかも知れない。だからその条件を揃えてやろうとすると、ある程度の枠は必要では。

瀬口) そんな気はしますね。

川地) 外材についてははっきり言つてるのは、一部の土台と長物の、所謂梁について限定してというところなんですね。だからそのあたりを事務局としてね、それが○なのか×なのかという判断

はしてもらわないと。

小野)私は今の議論はちょっと異議がありましてね、ここでプロポーザルを得る時に、そこまでの細かいことを業者に言うのか。いわゆる原則としてという中で、先ほど言った長物とか基礎には使います。それも提案の一つですから。それを見て我々は良しとするのかどうかであって、いまの木の調達についても細かくいろんなことを要求してもね、業者は2年間あれば何とかなるだろうという感覚だと思うんですよ。だからそういうところの議論を今日すべき話ではないと思うし、原則としてという書き方ぐらいしか僕はしようがなくて、その文章の中でどういう提案をされるか、先ほど言ったように長物とか土台については外材を使うことにしますとかいう提案があればこれなら良いんじゃないかな、というふうに判断するのが我々の役目ではないかと思うんですよね。

寺本)すみません、技術提案書の審査基準の中の必須項目といたしまして、木材については書いてございます。その中に、「原則として国産材を使用していること、調達困難な場合は代替案が注記されているということ」、つまり絶対に人が出来ないということまで求めることは出来ないということが書いてあります。文化庁の方とも事前にお話しさせて頂いている中で、手を尽くしても無い場合、それは文化庁の方もそれを求めるることは当然出来ませんから、例えば短期間に工期を縮小させるためとか、経費を縮減するために代替の外国材を使う考えではないということ、つまり、史実に忠実な再現とありますのでその中でどうしても手に入らないというものについては代替案をという趣旨であります。この長尺ものですとか基礎の土台ですとかそういうことではなくて、全ての物について原則はやはり国産であって、手を尽くしてもどうしても不可能な物については代替案ということでございますので、今回、A 者は代替案、B 者は全部国産だという中で、その辺が一つの議論かなと私は思っています。考え方としてはそういうことがあります。

瀬口)手を尽くしたかどうかは文化庁にいった時に手を尽くしたかどうかであって、いまこのプロポーザルの段階でそれが最初から入っているか、そこをベースにして進むわけでしょ。

麓)物理的に不可能な材料はそれがそろわなかつたら復元出来ないというそういうものじゃない。だったらもうその辺は。

瀬口)プロポーザルに基づいてやっていれば O.K.

麓)それは最初に市から出している条件の通りでいいと思いますけど。

瀬口)それで木材はクリアするってことになりますか。あとは問題になるのは。

麓)物理的な話じゃなくて、もう一つ私が気になったのは、どこに書いていたのか忘れたんですけど、鎗鉋とかそういう手間をかけると経費がかかるのでそれを経費削減の条件、削減案として加工方法を変えますっていうのがありましたよね。それは史実に忠実な復元に関わってくるのでしょうか。どうしても出来ないことじゃなくて、うちが受けたら経費削減のためにはこうしますってことだから、それはちょっと話が違うと思うんですけど。

瀬口)それはやるなというふうに言う。

三浦)木材の表面加工ですね。手斧と鎗鉋をかけるというのは復元には基本的には関係ないんです。何故かというとですね、鎗鉋使ったとか手斧使ったという復元を見たことがありますけど、実際手斧や鎗鉋使った復元よりも、台鉋使った方が本物により近いということはよくわかっています。要す

るにあまりにも鎗鉈と手斧の使い方が、今の人たちは下手くそすぎる。それからもう一つは手斧の刃の大きさと使い方が 400 年前と江戸時代後期から明治の新しい手斧とでは根本的に違います。その辺のところを研究者がよく理解していないので、だから我々が城を復元したのを見た時、鎗鉈と手斧使いましたとしても、そんなひどい手斧掛けは 400 年前にはあり得ません。400 年前に手斧かけたのはこれだって彦根城での現代の手斧掛けを実見したらよくわかった。要するに工具については、伝統的な工具使わなければならぬというよりも、より焼けた名古屋城の実物に近い仕上げになるように努力せよという方が正しいんじやないかと思います。

古阪)一つは洋鉄がよくなっているのかもしれない。だいたい洋鉄はそうですね。それからもう一つは、CLT をけつこうこの中で書いていますよね。CLT の使い方を許すのか。まだ問題や疑問がありますけど、ここは復元でかまわないですか。

川地)まだまだ歴史的にね、ちょっと私なんかはね、CLT をあれだけ大量に使うのはちょっと疑問が残るなっていう感じがしますけど。

古阪)ここではどうですか、CLT 使うって書いてありますか。

瀬口)書いてありましたね。B 者の方でね。そういうのがやっぱり使えるかどうか。使えないでやっぱりダメだって言ったら、問題ですよね。そういう条件のやりとりが一週間で出来るか。

篠原)それは質疑で一回出していたんじゃないかな。CLT については問い合わせがしてあって。

瀬口)回答がないような。

篠原)いや、回答があつて選択肢の一つとして考える。

瀬口)金額が入っている?

篠原)A 者の3月17日の2回目、7 頁目の 29 と 30 のところですね。30 のところで選択肢の一つを考えますという言い方が、これでいいのかどうかとは思って。期待出来ないでしょかといつても対して選択肢の一つ。もう少し強く聞くかどうかということでしょうかね。

古阪)お金の問題。

瀬口)そういうものは受注者の責任で申請にいくわけでしょ。名古屋市がそれを出す前に判断して止めて、名古屋市の委員会がなんかで止めて修正させて、その修正に生ずる負担は名古屋市がやるっていう提案になっているんでしょ。名古屋市が窓口なんでしょう。受注者の責任で申請してそれに伴う費用負担は受注者だということですか。これはどっちなのですか。どっちで考えているのですか。

篠原)基本的には受注者が主導して仕様とかもつっていくのが大前提だと私は思っています。

瀬口)受注者の責任ですね。

篠原)技術的な仕様についてはやっぱりそうだと思いません。

瀬口)そういうことでよろしいですか。それでもちょっと整理してもらわないと。

麓)さっきの表面加工の話ですが、先ほどの三浦先生のご意見は個人的なご意見であつて、上手いか下手かで、最近のは下手だから違う表面加工でも良いんだっていう発言に取れたんですけど。それは違う話で、史実に忠実なっていうのは最終的な表面加工は本来見えてくる部分は本来の加工法でやるっていうのが一番の原則というか、一般的にやっている修理でもそうですし、復元でもそ

うですよね。

三浦)重要文化財・国宝の手斧がけ、復元のところはですね、明らかに手斧と鎧鉢の形状が違っています。それで 400 年前の手斧痕というのはライトを斜めに当ててよく、そこに手斧がかかっているという先入観をもって見ない限り見えないくらい非常に精密なものなので、その辺のところの評価が今全く出来ていないんですよ。

麓)いま私が言っているのは、手斧を使って非常に精巧に仕上げているものもあれば、床下に見える梁等で粗く仕上げている加工痕もあるわけですね。それは使われる場所によって工具が同じでも非常に精巧に加工する時もあるし、そういうこともあります。そういうものをとにかくそれは関係ないんだっていうようなことで問題にしないっていうのはおかしいと思うんですけどね。

三浦)それはまた別な機会で。

小野)史実に忠実なといいい方は、議論が進まないことが非常に多いんですね。史実といいのは時代を受けて変化するものですから、その時代の中でどうするかっていうこともやっぱり、史実に忠実なという言葉の中で我々は考えていかなきやいけないんだろうなと。いろいろとやっている中でいつも思うものですから。これ感想です。

瀬口)最近の天守の復元なんかだと、亀の甲羅の背中のような手斧仕上げがあつて、たぶんそれはいかんぞと。名古屋市の天守の写真見ると本当にすっとして、写真だけで実物はわからないけど、そういうことだと思うんですね。費用が安くて手斧と鎧鉢で仕上げてもらうのが一番だと思うけど、さあコストってことになって、それは受注者に任せてしまう。中身、文化庁に行く前。そうすると、文化庁で手戻りがあった場合どうなるか。

三浦)表面加工まで出す資料は入っていません。

瀬口)大丈夫ですか。

三浦)大丈夫といいか、ものすごい簡単な資料しか最終的に出さない。

瀬口)そういうことだそうです。

三浦)最後まで行くのはほんのわずかしかない。

瀬口)その辺の整理をしてもらいましょうかね。今日の話で気になるのは、要するに訴えられないかというところ。前提条件を変えてきてるので、やっぱり表現を変えただけでそれがクリア出来るのか、というのはまだ曖昧だと思います。あと、技術的なところで私どもがプロポーザルで判断しなければいけない部分はこういうところだというふうに整理をしてもらうと。一週間で出来るかどうかが問題ですけれど。それから業務方針の中でいろいろ読むと、主語が名古屋市になったり、自分たちがやるとなっていたり、両方ある。基本的には受注者がやるっていうスタンスにするっていうのが今回のプロポーザルの方針なので、それは全部書き替えてもらうか、何かそういう文章化したものを、訂正すべきところを箇条書きにしてやらないと、あとでいろんな問題が出てくる。特に問題なのは工期とコストでしょ。そこが全部不確実な要素になっているところを出来るだけクリアにする。先ほど言った、ダメだった場合っていうのはやっぱり、どっちかの応募者がやっぱりダメだった場合は、人数を増やして出来るだけ短縮するのかっていうところと、それは名古屋市が努力して下さいって書いているところと両方あるわけですよ。それをきちっと相手方に伝えて、どうするのかということに

しないと。どっちに転ぶかによって名古屋市はお金がドンドン減るだけであって、工期も遅れるというのでは、困ると思うんですけど、どうですかね。その上でお金の話。お金が動くことを前提で書いているとすると、工期が延びたら超過費用頂きますよとか、追加の要求が名古屋市からあつたらそれにはコストが発生しますと書いているところと、いや基本的に見積もった額の中で努力しますって書いているところと両方ある。その条件を揃えてもらって、基本的には受注者の金で全部やってくださいということが言えると良いなと思うんです。それじゃみんな降りるっていうことになると困るかも知れないですが。

下山) 工期については、2020 年の7月ということが前提条件で提案していただいている。そのところの曖昧な部分は整理をさせてもらって、あるいは逆に整理をしてもらう。その上でコストについても、基本的には工期工程概算予想費というものを今回ご提案頂くと。それに当たっては 270 億円から 400 億円という、平成 24 年度の試算に基づいたものをお出しています。それと今回4パターンであれば、4パターンそれぞれを出していただくということで、それを概算事業費として出していただいた上でやっていくことになろうかと思います。その上でいま瀬口先生がおっしゃった条件を揃えるというのが、どこまでできるかというのはちょっとなかなか言えませんが、少し整理が必要なのかなというふうに思います。

瀬口) 判断する時、それが明確になっている方がここでの議論もしやすいと思うんですよね。今日、たくさん資料を見せていただいてもにわかに頭の中に入らないので、やっぱり何が問題になっているかっていうことを整理して、その上で技術的な審査をさせてもらった方がいいのかなというふうに思いました。それからさつき、単価が非常に高くなっているんじゃないかなってござりましたね。

古阪) CLT の話でしょう。

瀬口) CLT か。

川地) 私、CLT の大体の立米単価は把握しているんですが、それを計算すると CLT が 13 億円になっているんですよね。そうすると単純に立米 30 万円で割ると、4000 立米になるんですよ。4000 立米って、全体で約 4900 立米ですからどう考えてもちょっとおかしいなと。だから研究費だとかね、そういうことも含めて入っているのかな。CLT って難しくいっていますけど、要は積層材なんですよね。まだ国交省の一般認定は取れていない。CLT を使った建物はいちいち国交省の個別認定を取らなければいけないというんですね。いまここで使うということを判断して良いのか、そのあたりを大変疑問に感じます。木材の専門家の先生がいらっしゃいますので、是非そのあたりはご判断をいただきたい。それから冒頭にコストの話をしたんですが、今日頂いた資料6の数字を見ますと、完全に A 者と B 者が逆転している。VE を前提にしてやっているわけですが、前は確か A 者の方が高かつた。今度、この VE を見ますと、VE ってどこまで言っていいかやその VE を認めるかどうかっていうことがあります、これが逆転をしているわけですよね。やっぱり冒頭申し上げたように、事業費も点数 20 点あって、内容もありますが、結果の数字も当然ながら大きな要因ですから、そのあたり、いつの時点の数字を前提として判断をしたらいいのか、そのあたりを是非お聞きしたいなと思って。

瀬口) 安井さんどうですか。

篠原) それにつきましては、先ほども少しお話ししたように、この減額、見積条件の見直し内容という

のに、認められるものと認められないものがやっぱり入ってくるんじやないかなと思っています。たとえば A 者でいうところの素屋根の話なんか、これは別に本当に減額提案で全然かまわない。ただ、棧橋の話は、本当に棧橋止めて工事が出来るかどうかっていうのが大きな問題としては残るんですね。木工事のところは、これはもっと積極的に米ヒバを使おうという話になっているので、先ほどの話からすると、本當にないからしようがない、という訳ではないという状況になっているところが気になります。金鯱についても考え方次第で、取りあえず入れておくのか入れておかないとどうかっていうことだと思うんです。金鯱だけで両者とも 20 億円とか、大きいんですよね、額として。最終的には、多分来週決まってきた時に、工事費はどうなんですかっていうことも出てきます。

河村) 金鯱をどうするの、これ。

篠原) それをどうするかなんです。

河村) もう一個作るということですか。

篠原) いまは、元々の工事費には入っていて、もう一回新築で作るということですけれども、いま提案しているのは再利用ということです。

川地) 昭和 34 年に未来永劫光り輝くということで金鯱は作られたはずですよ。だからその思いを伝承するという意味でも、私はそれはね、もう残すということを前提にしてほしい。金額もけっこう大きいわけですよ。市の概算も 16 億円かかるので。

寺本) 今の金鯱はブロンズが骨となっていますが、昔は木の骨ですよね。当然ですけど棟への載せ方もボルトです。そこは変わっていますから、それは一概に、実は考え方としてはあるかもしれません。けれども史実に忠実ということをいければ、まずはそこから作るということも史実に忠実でござりますから、いまのものをそのまま使えないことはないと思いますが、それは文化庁とも協議しながらやるべきこと。やはりまずは大前提の史実に忠実からくるものだろうなと思います。

篠原) あとは、A 案の方は設備工事において、木造だということで + α の提案をけっこうしているので、もしかしたらそれは整理したらいいのかなと思ったりしています。逆に B 者の方は元々そういうのは提案していない状況なので、当然その分だけ金額は元々違っているという状況。それは認めてもいいんじゃないかと。あとは B 者の方で仮収蔵庫を別途と書いているんですけど、これは前提条件としてちゃんと出ているので、そういうのは別途にしては困るなどという様なものがあります。畳を減らすとか、見え隠れ部の金属であるとか、その辺りは、やはりそれは違うんじゃないかという価値判断は出来るのかなと。

瀬口) あまりに条件が違うと。天守閣の写真見ると畳敷いていました。

古阪) 戦災前は一枚もない。

篠原) 戦災前。

川地) それをどう考えるかということを考えないと。

古阪) なるほど。

瀬口) 畳減らしたっていうのはそういうことでしょう。

篠原) そういうことですか。

三浦) ただ『金城温古録』には二千畳って書かれていた。

川地) 千九百数畳つてある。それをどうするか。

瀬口) そうですね。

三浦) 武者走りにも全部畳が敷いてあつた。

篠原) 大きいですね、金額。

瀬口) それは提案になっているんですね。ないからいけないのでなくて、考え方をどこかで整理しないと。

三浦) 文化財ですから、値段だけじゃなくて、そういう提案の内容についても審査して点を入れることになっています。提案をしてあることがいいと思えば点を入れるし、この提案は要らないとすれば減点すればいい。それでうまく出来るんじやないかと。

片岡) 共通の項目じゃなくて、独自の項目を持つことは可能なのか。

三浦) 採点シート見て見ますとそうなっていますね。

古阪) 第三者にね、依存してそれを揃えてもらうということと、技術については勿論ベースを押さえながら提案があつたりなかつたり、それはまだ。

瀬口) 文化庁だとか、市会だとか、いろいろ相手があるわけじゃないですか。それを全部整理して、受注者が中心になってやることと、名古屋市を窓口としてやらないといけないこととか、全部整理してもらって、その書き方を言ってもらわないと、信用して良いのかなど。そこが [] の心配な点でしょう。全部名古屋市に丸投げされちゃ困るということ。ほかにありますか。今日これを突然やるのは大変。工程表も作り直す可能性がありますね。きっと文化庁だとか相手方が入っていない工程表もあるので。

篠原) はい。

瀬口) それもきっと入れてもらって。それに抵触した時の責任の取り方っていうのもはっきりして貰う。どっちにしても、全部名古屋市の責任にしないで、書類の準備が遅れたとかいろんな理由がありうる、受注者側の責任も明確にして頂かないちょっと心配ですね。あとつけ加えることがありますでしょうか。

川地) 採点は次週やるとして、元々今日議論をしようとされていたのは、採点項目があるんじゃないですか。それについて委員の方々が議論をするということだったのではないですか。

篠原) そうなんです、それを今から。

川地) 次週に全部やるっていうのは。

瀬口) それは出来ないです。

川地) ヒアリングも予定されているみたいで。

瀬口) では第三回意見聴取会について説明お願いします。川地さんからいい指摘がありましたのでお願いします。

小川) 資料8です。提案書の評価採点シートということで実施要綱に書かれている配点に従って各項目を左の方に、並べております(説明省略)。以上です。

瀬口) いま安井さんから話がありました。採点シートはご覧のようにして頂いて、採点については公表されたものであると。それで自分の専門ではない場合は採点しないケースがあり得ると。その場

合の採点の評価はどうしたらよいか。ご提案があつたらお伺いしたいですが如何でしょうか。

小野)係数ってなんでしたっけ。

小川)評価ってABCのことで、数字に置き直さないとっていうことです。

瀬口)数字化するための点数。

小野)いや、点数じゃない。

小川)はい。

小野)係数っていうのは。

小川)係数っていうのは 30 点あって、それに対して1かけるのか、0.5かけるのかっていう。

小野)評価はABCでするんでしたっけ。

小川)ABCで評価してもらって。

小野)それは決まっていましたか。

小川)今日お配りしております、参考資料1に係数一覧があります。

小野)ABCDEFね。これですね。

瀬口)係数ね、わかりました。

小野)忘れてた。

瀬口)どうしましょうか。採点しない場合も想定してその点数の入れ方について。

古阪)それは次回で。今、突然いわれても。

瀬口)そういう提案がありましたけど、それでよろしいですか。時間がないので良いということで。すぐ決まることであると思いますので次回。

川地)それこそ頭数で。

瀬口)はい、それは一つの方法ですね。そういうことを決めればよろしいんですか。

小川)はい、A者・B者について各々の先生方がこのシートに記載して頂くと。それは問題ないと思います。事務局として一つ懸念しているのは集計の仕方で、大きな点数が入っている項目、例えば構造ですけど、そこで一人の先生が決める点数にかなりばらつきがあると、妙にウェイトが高くなってしまう。先生方は今までいろいろご経験されていると思いますので、そのあたりをバランスよく評価出来る方法を採用して頂きたいなと思っています。

片岡)例えば、構造計画の二項目目で「基礎構造、耐震性に関する工夫」ってありますね。工夫つてなると、伝統工法の継承の面からの組み合わせたような、そういった工夫はありませんかね。

小川)忠実に忠実というのは原則ですね。大原則なのでこの辺の言葉はどうですかね。

瀬口)検討された…ですか。

下山)構造計画の一番上に、史実に忠実な木造復元に配慮した構造計画っていうようなのがありますから、いま先生がおっしゃった大原則の上で、耐震は現行の基準に照らして良いのかということをどう克服するかっていうことです。基本は史実に忠実っていうことですね。

片岡)提案内容に工夫がされているかどうかじゃなくて、構造計画で。

瀬口)史実を考えないで構造計画を立てても、それはダメですね。

片岡)ただ、耐震性に関する工夫をする必要があるのかという疑問があります。地震に対する安全

性は検証しないといけませんが、それは当たり前のことです。そういうものを勘案する、新しい耐震的な工夫をするっていうことは正しいことでしょうか、復元に関して。この辺りは疑問に思います。

瀬口)言葉の使い方だけなんんですけど。

篠原)このことに関するんですね。工夫なのかどうか。

片岡)言葉のニュアンスで。

小野)我々はこういう観点で評価しましようというだけの話だから。相手がこれがあるために新しいことを入れて工夫してしまうんじゃないかという懸念があって。

川地)今の段階はもう無い。

片岡)いえいえ、採点する方でそういう観点や新しい何か工夫が伝統工法という範疇の中で。

小野)新しくなくてもいい。耐震性がちゃんと検討されていているかを見るわけですね。

片岡)それでいいと思います。

・小川)ではこの件については次回決めて頂くということでよろしくお願ひいたします。

瀬口)これ今、議題に書いてないけど、技術提案書の公表をするのですか。公表はしないのか、そのうち公表はされるのか。

下山)それは、いまいろいろ御議論頂いて、公表する中身だとか範囲も、今日ご審議を頂こうと思っていました。様々な意見を頂いて、更に事業者の方に確認をして整理をする必要がありますので、今回については、さらに確認すべき事項があるからということで公表せずに、今度 27 日に受けたものについて、優先交渉権者を決めていく過程の中で公表していく形の方がよろしいかなと思っています。

瀬口)そういうことでありますが、最終的にはこの経過、結果についての報告は公表していくということです。質問良いでしょうか。

川地)来週ヒアリングをするという。

小川)それでその説明をさせて頂きます(説明省略)。

瀬口)朝は何時かな。

小川)朝は9時から、委員の皆さんと事務局の事前打ち合わせをしたい。それを 15 分ぐらいしたいと思います。

下山)すみません、今日いろいろ宿題というか、いろいろ頂いていますから、それについて事務局としては整理したものを先生方にご説明させていただいて、その後ヒアリングをしていった方が良いかと思っています。時間帯については。

瀬口)始めは9時なんですね。ヒアリングの時間がちょっと後ろになると。

篠原)いま取りあえず作っております案が、9時から9時15分が事前打ち合わせ、最後出てくるのを含めて9時15分から10時40分がA者、10時40分から12時までがB者という予定ですが。

寺本)検討いたします。9時は変わりませんので、また決まり次第皆さんに御報告させて頂こうと思います。申し訳ありません。よろしくお願ひ致します。

瀬口)それでは、集合時間は一緒。では全体を通して何かありますか。

河村)最後良いですか、お礼などを。ありがとうございました。(挨拶)

桂川)皆さん長時間にわたり、貴重なご意見ありがとうございました。いろいろ宿題も頂きましたので事務局としても対応していきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは本日の名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会、第2回目を終わらせて頂きます。皆さまどうもありがとうございました。

**名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)
による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会(第2回)**

議事次第

日時：平成28年3月20日（日）

13:00～16:30

場所：KKR ホテル名古屋
4階菊の間

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 議題

- ①前回意見聴取会からの経過と今後の予定について (資料1～2)
- ②技術提案概要、技術提案書に対する課題及び提案追加資料等 (質疑回答) の内容について (資料3～7)
- ③意見聴取会(第3回)におけるヒアリング対応、審査方法について (資料8～10)
- ④技術提案書(工期・工程・概算事業費等)の公表について
- ⑤次回の予定

4. 閉会

参加者一覧

○評価委員

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職
大森 文彦	東洋大学教授／弁護士
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授／公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長
片岡 靖夫	中部大学名誉教授
川地 正数	川地建築設計室主宰／ 中部大学非常勤講師
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授
古阪 秀三	京都大学教授
三浦 正幸	広島大学大学院教授

○出席者(名古屋市)

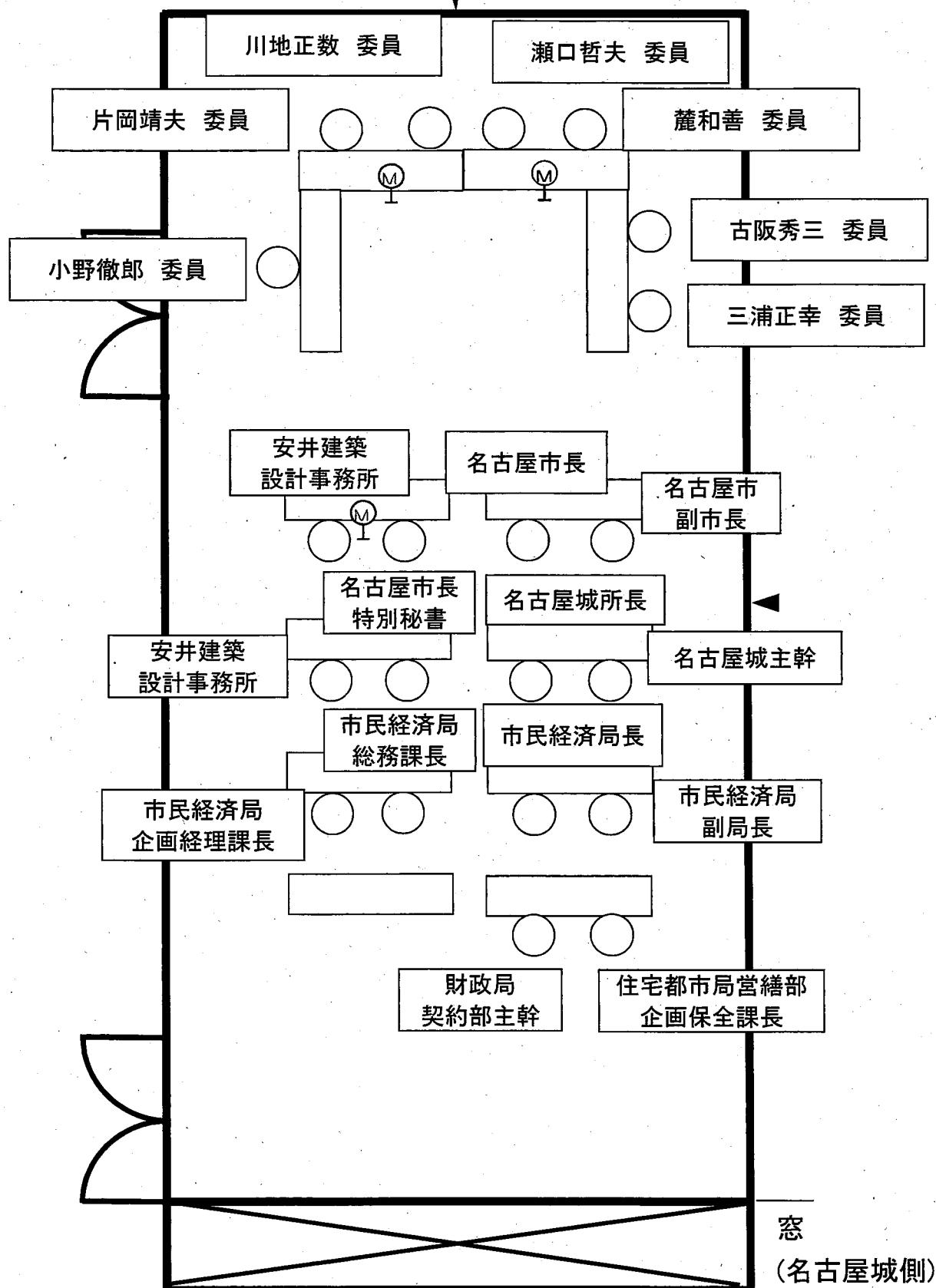
氏名	所属・役職
河村 たかし	名古屋市長
新開 輝夫	名古屋市副市長
北角 嘉幸	名古屋市長特別秘書
宮村 喜明	名古屋市市民経済局長
千田 博之	名古屋市市民経済局副局長
下山 浩司	名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所長
寺本 秀樹	名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所主幹
西野 輝一	名古屋市市民経済局総務課長
前田 行成	名古屋市市民経済局企画経理課長
名和 浩一	名古屋市財政局契約部主幹
山口 啓一	名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課長

○事務局

氏名	所属
篠原 佳則	株式会社安井建築設計事務所
小川 幸裕	株式会社安井建築設計事務所
桂川 清彦	株式会社安井建築設計事務所

配席表

日時：平成28年3月20日(日)午後1時～
場所：KKRホテル名古屋 4階 菊の間



前回意見聴取会からの経過と今後の予定について

前回聴取会からの経過

2015.

11月 29日 (日) 第1回意見聴取会



12月 2日 (水) 公募手続きの開始



12月 9日 (水) 現場説明会



参加者からの質疑、回答

(12/16, 12/22, 1/13, 2/2)



2016.

2月 26日 (金) 技術提案書の提出



技術的事項の確認（質疑）



3月 20日 (日) 第2回意見聴取会

今後の予定

3月 27日 (日) 第3回意見聴取会
(ヒアリング・審査)

3月末 優先交渉権者の決定・公表

参加者からの質疑に対する回答書

資料2

平成27年12月16日

競争加入者各位

回答書

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成27年12月11日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	実施説明書	7	3. (2)	設計業務契約を締結する段階において配置する技術者は設計契約を締結する日において社員であるということで、よろしいでしょうか。	設計業務契約を締結する日において、社員の配置又は契約行為により技術者の配置がされていることが必要となります。

回答書

平成 27 年 12 月 22 日

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 27 年 12 月 17 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	公告 実施説明書		2 (3) ク	指名停止とは名古屋市からの指名停止と考えてよろしいでしょうか。	結構です。
2	実施説明書	1	1 (3) イ (イ)	平成 28 年 3 月下旬の優先交渉権者決定時から石垣工事等の引渡し（全体の完了）までに本事業が中止された場合、それまでに受注者が要した費用は清算いただけるのでしょうか。	実施説明書 11、12、13 の項目内に示すように、各契約にいたるまでの費用は全て優先交渉権者の負担となります。設計業務及び工事施工業務の契約に基づく費用については、本市との協議となります。
3	実施説明書	1	1 (3) イ	貴市と優先交渉権者として選定された者が締結する「基本的な協定」の内容をご教示いただけませんでしょうか。	基本的に協定には有効期間、契約手続等、価格等の交渉の不成立及び権利義務の譲渡等の対応などが含まれます。原則は「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準じます。
4	実施説明書	2	1 (3) イ (ウ)	本事業手続きの参加に要した費用とは、事業参加手続費用、技術提案書作成費用、各見積り費用、各締結書類作成費用を指すと考えてよろしいでしょうか。	本事業手続きの参加に要した費用の考え方方は質問番号 2 の回答と同じです。

5	実施説明書	2	1 (6)	事業費参考額として使用材料の違いによる3種の参考額が提示されていますが、入札金額は技術提案内容に基づいた金額のみでよろしいでしょうか。	結構です。
6	実施説明書	6	3 (1)	実績を要する者が社内に在籍する場合においては、社外とのアドバイザリー契約を不要と考えてよろしいでしょうか。	結構です。ただし、技術提案書における実施体制において、具体的にお示しいただくようお願ひします。
7	実施説明書	7	3 (2) (3)	業務の実務経験者を配置すること。とあります。が、業務完了後に文化財保護法に基づく重要文化財又は地方公共団体の条例に基づく指定有形文化財に指定されたものでも実績ありとしてよろしいでしょうか。	原則、実務経験を有するとした際に、文化財保護法に基づく重要文化財又は地方公共団体の条例に基づく指定有形文化財である必要があります。ただし、業務完了後に指定されたものでの、上記の重要な文化財又は指定有形文化財と同等の手続き等を踏まえたことが証明できればよいものとします。
8	実施説明書	13	13 (1)	工事施工業務契約締結前の価格交渉の結果、交渉不成立となつた場合は契約に至らないことがあるとのことです。その際、それまでに受注者が要した費用は清算いただけるのでしょうか。	設計業務の契約に基づき、設計にかかる内容について、定められた成果物の提出及び完了検査合格後、支払いを行います。
9	業務要求水準書	1	第1章第3節	発注者による要求水準の変更が行われた場合は、追加変更項目として事業費の増減対象と考えてよろしいでしょうか。	優先交渉権者から提示された技術提案を踏まえた設計及び価格等の交渉において、本市による要求水準の変更があると認められる場合、事業費の増減の対象となります。
10	業務要求水準書	16	第3章第4節2(1)(2)	要求水準又は設計図書の変更が発生し、コスト縮減方法の提案では取めきれず工事費が増加する場合は、請負金額の変更及び工期の延長についてお認めいただけませんでしょうか。	請負金額については本市との協議によります。工期については技術提案の必須項目となつております。工期内の工事完成ができないことが確定した場合には、協議の上、本事業を中止することがあります。

11	業務要求水準書	16	第3章 第4節 2. (1) ②	不可抗力等の受注者の責めに帰さない事由により工事費が増加する場合は、必要と認められる請負金額の変更をお認めいただけませんでしょうか。	優先交渉権者から提示された技術提案を踏まえ、本市との協議となります。
12	業務要求水準書	17	第3章 第4節 2. (3)	不可抗力等の受注者の責めに帰さない事由により、工事内に工事完成できない場合には、工期延長をお認めいただけませんでしょうか。	予定の期日に完成するよう最大限の努力をお願いします。工期内の工事完成ができないことが確定した場合には、協議の上、本事業を中止することがあります。
13	参考資料集参考資料7	4		建材のアスペクト成分析の結果、アスペクト含有が発見された場合の処理費用は別途と考えてよろしいでしょか。あるいは、既に調査されているのであれば、調査資料を頂けないでしょうか。	アスペクトが新たに発見された場合は、本市との協議となります。 躯体部分の調査でアスペクトは検出されおりません。設備配管接合部（業務要求水準書 第3章 第2節「主な設計条件」を参照）については、必要な場合は調査資料を提供します。
14	その他			優先交渉権者決定後の、設計業務及び施工業務契約の際には、公共工事標準請負契約款に準ずる名古屋市工事請負契約款が適用されるものと考えてよろしいでしょか。	結構です。ただし、契約前に本市と事業者にて協議等をする場合があります。
15				実施説明書、業務要求水準書、(及び名古屋市工事請負契約款が適用される場合はそれも含む)の優先順位につきまして、ご教示いただけませんでしょうか。	原則、実施説明書、業務要求水準書が優先されますが、詳細は協議のうえ決定します。
16				文化庁並びに諸官庁への申請、協議が必要であるが、概ねどれくらいの期間を見込めばよろしいでしょうか。	公募手続き以外の質問事項と考えます。競争参加資格確認後に質問していただくようお願いします。

回答書

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 5 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	技術提案書作成要領	1	2 (1)	②概算事業費の用紙枚数のところに記載の別紙様式 1 は、様式 8・2、3 と読み替えればよろしいでしょうか。また、別紙様式 2 は、様式 8・4 と読み替えればよろしいでしょうか。	読み替えでお願いします。
2	技術提案書作成要領	1、2	2 (1) 2 (2)	③工程計画の用紙枚数のところに記載の別紙様式 3 は、様式 8・5、6 と読み替えればよろしいでしょうか。 また、指定している A3 判は 3 枚ではなく、2 枚というごとよろしいでしょうか。	読み替えでお願いします。

回 答 書

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 6 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	参考資料 1 敷地測量図 PDF			敷地測量図の CAD データを頂けないでしょか	了解しました。
2	参考資料 1 敷地測量図 詳細	7, 8	詳細 7, 8	配布資料の CAD データに石垣管理平面図 7~8 が含まれていないので頂けないでしょか	了解しました。
3	参考資料 1 敷地測量図			エレベータ棟の図面をご提示願います。	了解しました。 

4	参考資料 1 敷地測量図	本丸御殿の配置図、屋根伏図、立面図をご明示願います。	了解しました。
5		本丸御殿の素屋根図面をご明示願います。	了解しました。
6		小天守石垣から本丸御殿素屋根までの距離をご明示願います。	了解しました。
7	参考資料 1 敷地測量図	北側堀の断面図、掘りの深さ、水深のご明示をお願い致します。	断面図はございません。標高が分かる資料を提供します。
	詳細 6		

回答書

平成 28 年 2 月 2 日

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 14 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	地盤調査			No. 1～No. 12 のボーリング調査の時期は、昭和 32 年頃と考えてよろしいでしょうか。	結構です。
2	地盤調査			No. 1～No. 12 のボーリング調査の孔口標高と現状の敷地高低測量結果では、地表面の標高が異なつていると思われる地点があります。空堀の中等はボーリング調査以降 土砂が堆積したと考えてよろしいでしょうか。	<p>地盤調査資料については、平成 15 年 3 月に昭和 32 年 5 月製図の「名古屋城建設工事」の図面を基に、複製したもので。昭和 32 年製図の図面から標高を読み取ることが困難であったため、各ボーリングの孔口標高を水位が同レベルと仮定して、算出しております。参考に昭和 32 年当時の地盤調査資料を提供します。</p> <p>また、昭和 32～34 年の現天守閣の再建工事の際に、空堀内を均すために土砂等を盛つている可能性もありますが、詳細は分かりません。</p>

3	地盤調査	同上範囲（ボーリング調査以降 土砂が堆積したと 考えられる部分）については、史跡対象外と考へて よろしいでしょうか。	史跡対象内です。史跡内は全て現状変更許可申請の 対象区域となります。発掘調査等が必要であるかどうかは、ボーリング調査を行い遺構面深さの確認を行ったうえで判断します。業務要求水準書8頁その他、下記事項による③を参照してください。
4	石垣	天守台、小天守台および、その周辺の空堀の石垣の 基礎底レベルが判別できる資料がありましたらご提 示ください	基礎底レベルが分かる資料はありません。
5	天守台	昭和34年竣工の現状の天守閣築造時に、基礎・ケー ソン施工用に天守台内の地盤を掘削した範囲は、史 跡範囲内とみなす必要はないと思われますが、その 範囲と深さ方向断面をご指示ください。	史跡範囲内であり、現状変更許可申請を行う必要が あります。 また、当時の掘削面の範囲等について分かれる資料は ありません。
6	小天守台	昭和34年竣工の現状の天守閣築造時に、基礎・ケー ソン施工用に天守台内の地盤を掘削した範囲は、史 跡範囲内とみなす必要はないと思われますが、その 範囲と深さ方向断面をご指示ください。	質疑5に同じです。
7	天守台	ケーソンおよび基礎の配置図を提示ください	天守台のケーソン及び基礎の配置にかかる資料につ きましては、既に提供している参考資料4のNo67 「基礎配置一般図及配筋図」のみです。
8	小天守台	ケーソンおよび基礎の配置図を提示ください	小天守台のケーソン及び基礎の配置にかかる資料につ きましては、既に提供している参考資料4のNo88 「基礎配置、一般図」のみです。

平成 28 年 2 月 2 日

回 答 書

事業名　名古屋城天守閣整備事業

名古屋市長　河村たかし

平成 28 年 1 月 15 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	名古屋城敷地北側の名城公園の敷地の一部を工事仮設ヤードとして使用する場合の手続き(許可までの日数、条件、借地料等)についてご教示お願いします。			名古屋城敷地北側の名城公園の敷地の一部を工事仮設ヤードとして使用する場合の手続き(許可までの日数、条件、借地料等)についてご教示お願いします。	工事等により公園を使用する場合には都市公園法の許可が必要となります。業務要求水準書第 3 章第 2 節「主な設計条件」の仮設計画で指定している工事用進入路については、事業者による許可手続きは不要となり、使用料の徴収はない予定ですが、それ以外の公園内敷地を使用する場合は事業者が都市公園法第 6 条に基づく占用の許可を取得していただく場合があります。この場合の許可使用料は 730 円 (/m ² ・月) です（平成 28 年 1 月現在）。また、許可にあたっては事前に具体的な協議を行い、許可の可否の判断を受けることとなります。協議が整った後の申請における標準的な処理期間は、土日祝を除いた 20 日程度となります。

2	業務要求水準 書	6-8	第1章 第4節 1-(6)	既存天守閣の解体工事に着手するには、解体工事のみで現状変更許可を受ければ良いのでしょうか。再建工事まで含めて現状変更許可を受けなければ、解体工事に着手できないと考えるべきでしょうか。ご教示お願いします。	現状変更許可申請については、工程計画に基づいて、現状変更に係る範囲を文化庁と協議を行った上で、手続きを行うこととなります。
---	-------------	-----	---------------------	---	---

回 答 書

平成 28 年 2 月 2 日

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 20 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	実施説明書	1	1.(3)イ (イ)	設計業務の契約は、最短でいつを想定すればよろしいでしょうか。	実施説明書の通り、議会において承認された場合は概ねその翌月に契約となります。来年度早期の議会となると考えます。
2	実施説明書	1	1.(3)イ	工事施工の契約は、業務要求水準書 3P に記載の工事施工業務全てを一括で行うと考えればよろしいでしょうか。	工事施工業務について、工期・工程は今回の提案事項であり、工事契約についても提案内容によるものと考えます。
3	実施説明書	16	18.(4)ア	工期の遅れが確実になつた場合には、契約の締結をしないことがある。とあります。工期の遅れが確実となつた場合は原則として、契約の締結を行いません。ただし、工期の遅れが受注者の責に帰さない場合は、本市との協議によるものと考えます。	天守閣の完成期限につきましては、今回の技術提案の必須項目となりますが、工期の遅れが確実になつた場合は原則として、契約の締結を行いません。

4	実施説明書	3	1.(7)	平成28年4月以降の手続きの中の「設計業務の完了」というのは、業務要求水準書3Pに記載の設計業務の内容全てが完了した時点と考えればよろしいでしょうか。	実施説明書の通り、基本的には価格等の交渉が終了し、最終設計図が決定した時点となります。なお、業務要求水準書3頁第2章第1節1(2)の業務も(1)設計業務に含まれます。
5	業務要求水準書	8	第2章 第4節 1.(6) その他、 下記による①	文化財保護法による現状変更許可是、名古屋市様からのお提出になると思いますが、本事業を受託した者が名古屋市様へ書類を提出してから、どの程度の期間で現状変更がおりると考えればよろしいでしょうか。	現状変更の手続き期間については一律ではありませんが、参考として本丸御殿復元工事における手続き期間等をお示します。各手続きの前には事前調整等の期間が必要となります。
6	業務要求水準書	8	第2章 第4節 1.(6) その他、 下記による②	文化庁における「復元検討委員会」の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化庁における「復元検討委員会」の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか。	【現状変更許可】 平成18年12月 第1回復元検討委員会 平成19年3月 第2回復元検討委員会 平成19年7月 第3回復元検討委員会 平成19年9月 現状変更許可申請 平成19年11月 現状変更許可
7	業務要求水準書	9	第3章 第2節 ①	有識者による復元検討委員会の開催は、本事業を受託した者が主催するという考え方でよろしいでしょうか。	第3章第2節①で説明している有識者等による復元検討会につきましては、受託者が主催するということで結構です。

回 答 書

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 20 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	実施説明書	2	1. 事業概要(4)事業期間	平成 32 年 7 月 31 日までの標準工事があれば、お示しください。	工事は提案事項であり、標準工程はありません。
2	実施説明書	2	1. 事業概要(4)事業期間	不測の事態により、事業期間内に完成出来ない場合の罰則規定等は、名古屋市工事請負契約統約款第 41 条が適用されると考えてよろしいでしょうか。	受注者の責に帰すべき事由による場合は、名古屋市工事請負契約統約款第 41 条の適用を受けます。
3	実施説明書	12	11. 価格等の交渉		実施説明書 2 頁 1. (3). イ(ウ)損害賠償に記載があるように、本事業手続きの参加に手配する必要があります。万が一、価格交渉が成立しなかつた場合は、手配済みの材料は業者からの取得価格にて名古屋市が買い取る事としてよろしいでしょうか。 このことは出来ません。 木材の調達は提案事項と考えます。

4	業務要求水準 書	3 第 2 節 (1) (2)	金鏡は現状天守のものを工事中に保存し、復元工事にて再利用するものと考えてよろしいですか。 新設する場合は木造天守時の仕様による復元と考へてよろしいですか。	「技術提案書の審査基準」における 3.(2) 評価項目及び評価基準 施設設計 施設基準 現天守閣の記憶を後世に伝える方策で提案事項となつております。
5	業務要求水準 書	9 第 3 章 第 2 節 ③ 現天守閣	解体工事において、既存大天守・小天守内収蔵の展示物・重要文化財以外で解体工事時に保管する物（例：瓦など）があればご指示ください。またあれば、その保管場所についてご指示ください。	既存名古屋城の防災計画をいただけないでしよう
6	業務要求水準 書	10 第 3 章 第 2 節 ⑥ 消防法及 び名古屋 市火災予 防条例	既存名古屋城の防災計画をいただけないでしよう	了解しました。
7	参考資料 8			参考資料 8 に名古屋城天守閣整備事業特記仕様書がありますが、参考資料 22 名古屋城本丸御殿復元工事特記仕様書のような詳細な特記仕様書を頂けないでしょうか。
8	技術提案書作 成要領	— 2 (2) 概算事業 費 ② 概算事業 費 ③工程計 画		現段階において、石垣を積直す範囲は決まっておりません。 大・小天守台等の調査を行い、石垣の現状確認をした後に文化庁との協議を踏まえて、積直し、現状維持の判断を行うこととなります。解体修理（積直し）となる範囲の考え方につきましては、「石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課 監修）」106 頁～等を参考としてください。

9	技術提案書作成要領	2 (2) ② 業事費概算 ③工程計画	石垣積直しに際に発生する石材の交換についてはどういうな基準で考えれば良いか教えてください。	石垣積直しにおける石材の交換につきましては、解体後に目視・打音調査等で石材の割れや強度を確認した上で判断することとなります。 「石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課監修）」等を参考としてください。
10	技術提案書作成要領	2 (2) ⑥ 構造計画	具体的に記述すること。として、耐震計画（免震工法、制振工法、耐震工法）とありますが、そのうちのいづれかの工法のみの提案でよろしいでしょうか。	具体的に記述すること。として、耐震計画（免震工法、制振工法、耐震工法）とありますが、そのうちのいづれかの工法のみの提案でよろしいでしょうか。
11	その他		文化庁並びに諸官庁への申請・協議が必要であるが、概ねどれくらいの期間を見込めばよろしいでしょうか。	手続き期間については一律ではありませんが、参考として本丸御殿復元工事における手続き期間等を示します。 各手続きの前には事前調整などの期間が必要となります。（建築基準法の適用除外の場合は防災評定・構造評定なども含む。）

		現在の天守再建時には天守台上部の石垣を解体し作業を進めている記録写真があります。今回工事に際してこの部分の石垣の解体は可能でしょうか教えてください。	天守台石垣については、特別史跡を構成する重要な遺構です。石垣解体の判断につきましては、現状変更許可申請が必要であり、文化庁との協議によります。
12	その他		

回答書

平成 28 年 2 月 2 日

名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 21 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

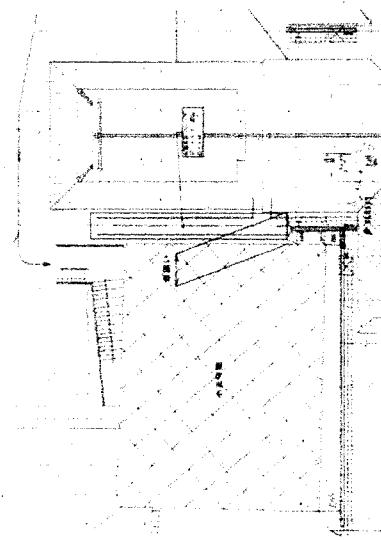
質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	業務要求水準書	P15	6. (2)	石垣の調査範囲をご明示願います。	大・小天守台のほか、工事作業範囲や仮設計画等において、石垣に影響を及ぼす範囲は全てとなります。
2	様式 8-5 他			「石垣を現状維持・保存対策する場合」の保存対策範囲をご明示願います。	明示します。
3	様式 8-6 他			「石垣を積み直しする場合」の積み直しの範囲をご明示願います。	現段階において、石垣を積直す範囲は決まっておりません。 大・小天守台等の調査を行い、石垣の現状確認をした後に文化庁との協議を踏まえて、積直し、現状維持の判断を行うこととなります。解体修理（積直しとなる範囲の考え方につきましては、「石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課 監修）」106 頁等を参考としてください。

回答書

事業名 名古屋城天守閣整備事業

名古屋市長 河村たかし

平成 28 年 1 月 22 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	第 3 回質疑回答	P 3	6	本丸御殿 2 期工事部にあるスロープが小天守素屋根に設置予定の素屋根（仮設の屋根足場）に干渉致します。スロープは撤去可能と考えてよろしいでしょうか、	<p>スロープについては現状維持を原則とするが、やむを得ず撤去する必要がある場合は、北側に仮設スロープを設置し、工事を完了後、現状復旧とします。</p> 

回答書

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成28年2月2日

名古屋市長 河村たかし

平成28年1月21日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	業務要求水準書	6	第3章 第1節	木造復元した天守内部の用途を教えてください。活用計画がある場合は資料を提供ください。	現時点においては、木造復元した天守閣の内部観覧以外の活用計画はありません。
2	業務要求水準書	9	第3章 第2節 ③現天守閣	仮収蔵庫の設置は、文化財および展示物を最終的に名古屋城展示収蔵施設に保管する平成30年6月までの期間と考えてよろしいでしょうか。	展示収蔵施設について、平成30年5月末(予定)の完成後、2年程度の待機期間が必要となります。 (参考)「文化財公開施設の計画に関する指針」(平成7年8月 文化庁文化財保護部)において、建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財の収蔵まで、二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましいとされています。
3	業務要求水準書	9	第3章 第2節 ③現天守閣	仮設建物・仮収蔵庫は近接地に建設するため、建築確認申請は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	関係法令に基づき審査機関と協議の上、必要な手続きを行ってください。

4	業務要求水準書	第3章 第2節 ③現天守閣	9	仮収蔵庫には24時間体制の警備は必要でしょ うか？また、その計画がある場合は資料を提供く ださい。	すべての所蔵資料、寄託資料について、24時間体制 の有人警備が必要となります。
5	業務要求水準書	第3章 第2節 ③現天守閣	9	工事見学ルートの警備員の配置は必要でしょ うか？	見学者の安全が確保される措置が必要となります。
6	実施説明書	概算事業費		受注後、現状のケーソン基礎の使用可能性を判断し たいと思いますが、使用の可否に応じて入札金額を 複数提示することは可能でしょうか？	結構です。 記入様式については、後日、応募者全員に通知します。
7	参考資料1	敷地測量 図詳細9		小天守横の本丸御殿上台所のスロープは、小天守の 仮設および石垣工事と干渉するため撤去・新設と考 えてよろしいでしょうか？その場合、別の場所にス ロープ設置は必要でしょうか？この計画および現状 のスロープの資料を提供ください。	スロープについては現状維持を原則とするが、やむ を得ず撤去する必要がある場合は、北側に仮設スロ ープを設置し、工事完了後、現状復旧とします。
8	実施説明書	業務実施方針		概略の施工体制台帳、施工体系図の作成とあります が、契約前の技術提案の段階で、会社名、主任技術 者等、どの範囲の事項まで記入すればよろしいでし ょうか。	記載可能な範囲で極力詳しく記載してください。な お、応募された会社名等は記載しないでください。

回 答 書

事業名 名古屋城天守閣整備事業

名古屋市長 河村たかし

平成 28 年 1 月 26 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	業務要求水準書	p.10	③現天守閣	小天守閣内重要な文化財仮収蔵庫及び大天守閣展示物仮収蔵庫は 24 時間恒温恒湿とありますが、例えば $○^{\circ}\text{C} \pm \triangle^{\circ}\text{C}$ 、●%RH ± ■%RH など上下限値を含めた温湿度の条件のご提示をお願いいたします。	温度 $20^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $57\% \text{RH} \pm 5\% \text{RH}$ となります。(基本的な要件は平成 7 年 8 月に文化庁文化財保護部が出している「文化財公開施設の計画に関する指針」の該当部分をご参照ください。)
2	技術提案書作成要領	—	2. (2)⑤ 基本図面	表中に「平面図(地層～5 層) 1/200 13 枚以内」とあります。が、ご提供いただいた提供する昭和実測図 CAD データにある平面図の枚数と一致しません。市が想定している 13 枚の内訳をご教示ください。	平面図 9 枚以内、立面図 6 枚以内、断面図 4 枚以内に変更してください。
3	技術提案書作成要領	—	2. (2)⑤ 基本図面	表の欄外に「※史実に忠実な復元に対する内外部の変更を行う場合は明示すること」とあります。が、変更箇所の明示のために用紙が不足する場合は表中の枚数を変更して図面を提示してもよろしいでしょうか。	用紙の追加は不可です。指定枚数内に納めてください。

4	業務要求水準 書	p. 9	①史実に 忠実な復 元	受注者は「本市が方針を決定するために必要な資料等を作成」とあります、どの部局のどのような手続きを指しているのでしょうか。期間とともににお教えください。	復元検討会において、復元方針を検討、決定するため必要となる全ての資料を指します。 (本丸御殿復元 基本計画書及び文化庁復元検討委員会資料 参照 名古屋城総合事務所にて閲覧可)
5	業務要求水準 書	p. 9	①史実に 忠実な復 元	受注者は「本市が方針を決定するために必要な資料等を作成」とあります、資料等とはどのような内容のものを想定すればよろしいでしょうか。	質疑4に同じです。
6	業務要求水準 書	p. 9	①史実に 忠実な復 元	受注者は「文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書、現状変更申請の資料等を作成」とあります、文化庁への申請者は名古屋市の担当部局と考えてよろしいでしょうか。	結構です。
7	業務要求水準 書	p. 9	①史実に 忠実な復 元	受注者は「文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書、現状変更申請の資料等を作成」とあります、名古屋市ではその協議開始から許可までの期間について、全体でどのように想定されているのかお教えてください。	現状変更の手続き期間については一律ではありませんが、参考として本丸御殿復元工事における手続きとあります。各手続きの前には事前調整等の期間が必要となります。 【現状変更許可】 平成18年12月 第1回復元検討委員会 平成19年3月 第2回復元検討委員会 平成19年7月 第3回復元検討委員会 平成19年9月 現状変更許可申請 平成19年11月 現状変更許可
8	業務要求水準 書	p. 3	行政手続 き	「文化財保護法に基づく現状変更許可の申請」とあります、文化庁への申請者は名古屋市の担当部局と考えてよろしいでしょうか。	結構です。

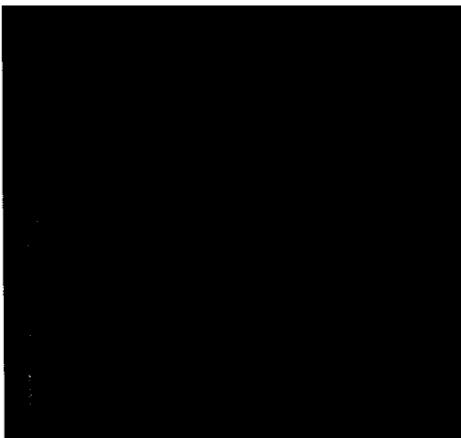
回答書

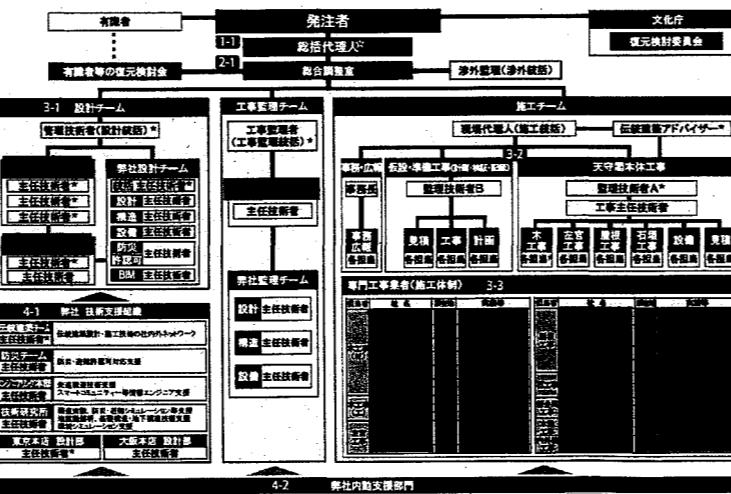
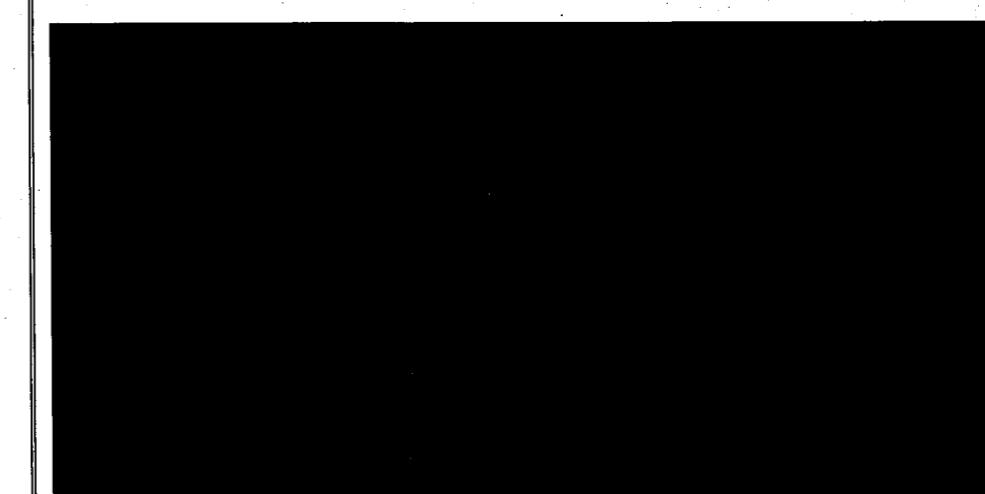
名古屋市長 河村たかし

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 26 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
1	その他			事業期間中に木材材料価格の高騰が生じた場合は協議ど考へて宜しいでしょうか。	受注者から提示された技術提案を踏まえ、本市との協議となります。
2	その他			各層の小屋と外壁側の構造は実測図では不明確ですが、実測図以外にも資料がありましたら、頂けないででしょうか。	提供している資料以外はありません。今後、受注者復元検討会等による調査・検討によります。
3	その他			千鳥破風と同妻壁は黒く塗装されていますが、明確な仕様を記されている資料がありましたら、頂けないででしょうか。	質疑 2 に同じです。

評価項目確認シート			A者	B者		
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	提案内容	頁
業務の実施方針	業務実施方針	業務内容の理解度（特別史跡内の業務であること、史実に忠実な木造復元であること）	<p>天守閣整備にあたっての基本的な考え方（重視すべき事項） 新しい名古屋市のシンボルとして、未来の子どもたちの宝となる史実に忠実な木造天守閣を平成32年7月末までに復元します 認識：超短工期での史実に忠実な木造天守閣の実現に対する認識 取組方針：現代技術を生かし、次の400年を見据えた木造天守閣の実現</p> <p>天守閣整備にあたっての基本的な考え方 ①構造の本質的価値を損なうことなく、史実に忠実な木造天守閣を復元します 全社を挙げて、地層（地下1階からの木造天守閣の復元）を取り組む意向です ①地層から木造天守閣を復元 ②構造の本質的価値を損なわない計画による復元 ③建基法3条による復元を実現するための創意工夫</p> <p>2 平成32年7月末に天守閣を復元します 平成32年7月末の完成に向け、工期を設計21ヶ月、工事31ヶ月と割り付けます ①設計と工事施工の同時進行の事業工程 ②マイルストーン共有による工程毎の迅速な契約 ③早期合意を遂行する組織と工期マネジメント ④木材の早期調達と石垣調査・補修等の早期着手</p> <p>3 調査や協議により付加される可能性のある項目を含めた実現性のある総事業費を提案します 設計・施工一貫のメリットを最大限に生かした事業費の算出を図ります ①付加の可能性のある項目を見込んだ総事業費を提案 ②資料に基づいた史実に忠実な事業費把握 ③専門業者との強力なタッグによる仕様把握による事業費の算出 ④木材調達の仕様協議によるコストコントロール</p> <p>業務計画の概要と特徴等 業務要求水準に対するさまざま工夫の提示と遂行により、天守閣事業を実現します</p> <p>業務計画の全体方針 ・許認可・品質の早期合意を発注者との協業で実現 ・早期合意による事前着工と同時業務の推進 ・要求水準と実現性のバランスが取れた事業費の提示とコストコントロールの遂行 ・ワンストップな情報共有と課題解決・早期合意を実現する組織の構築</p> <p>設計業務：平成28年4月から平成29年10月中までの18.5ヶ月を設計期間として実施します 調査及び実験等業務：優先交渉権受理後に業務期間中でのタイムリーな対応を実施します 工事施工業務 解体工事：平成29年5月中から平成29年12月末までの7.5ヶ月として実施します。 木造復元工事：平成30年1月から平成32年7月末までの31ヶ月として実施します</p> <p>業務計画にあたっての前提条件：名古屋市の強力な推進のもと、ステークホルダーの皆様のご協力を前提に、復元を実現します</p>	1	<p>○天守閣整備にあたっての基本的な考え方（重視すべき事項） 1 天守閣復元事業の意義 ■名古屋城は名古屋のシンボル ■名古屋城は平和のシンボル ■伝統技術の伝承の機会 2 本整備事業の達成に向けて ・本事業を実現させるため、以下の方針のもと計画を立案しました。 ①現状変更申請および復元検討委員会、文化審議会、建築基準法第3条の同意が別紙工程計画に従って許可が得られる。 ②設計および木材調達の契約は平成28年7月までに締結できること。また、解体工事、仮設工事の契約が工程に合わせ、随時行えること。 ③設計の段階において、建物仕様および検査基準が決定していること。 3 文化財保護法とその精神を遵守して業務を遂行します ・必要に応じて、愛知県の文化財担当部署及び文化庁との協議に全面的な協力体制を整えます。 ・石垣は…（中略）…可能な限りそのまま保存すること基本方針とします。 ・施工上の課題や既存石材の再利用が難い場合の補修・復元については、「時代性」と「地域性」を考慮した石材を使用し、石垣の「安定性」に十分に留意します。</p> <p>4 「史実に忠実な復元」を追究します ・すべて、国産材を用いた木造で復元します。 ・現行法規により設置しなければならない装置は、…（中略）…現行法規により史実に忠実な復元と相違が生じる場合は、明確に識別できるようにします。 ・「史実に忠実に復元する」と「アフリカ化」は建物としては相反しており、完全に両立させること非常に難しいと考えます。…（中略）…名古屋市及び文化庁との協議を通じて適切な整合点を見出して行きたいと考えています。</p> <p>5 建築基準法、消防法および条例の迅速な承認を目指します ・建築基準法第3条第1項第4号による認定を取得するため、…（中略）…復元検討委員会、文化審議会を経て、名古屋市の建築審査会に図ります。 ・性能評定またはそれに代わる自主評定の取得等をします。 ・予定期間内で終了するよう関係諸官庁のご協力を得ながら鋭意努力します。 ・消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定により緩和を受ける</p> <p>6 長く親しまれてきた「現天守閣」への市民の思いを大切にします ・ケーラン基礎は撤去せず、原則再利用します。 ・解体に先立って映像等の記録を残し、…（中略）現天守閣の記憶が後世に継承できるように全力で協力します</p> <p>○業務計画の概要と特徴等 1 業務の特徴 2 計画概要 ・大洲城天守および白石城大櫓の木造復元工事を施工した実績を有する弊社とチームを組んだ城郭建築に深い造詣と多くの実績がある設計事務所の技術力と設計力を結集して、検討を重ねた結果、以下の通り計画を立案しました。 3 組織・取り組み体制</p> 	1
		30				

評価項目確認シート			A者		B者	
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	提案内容	頁
	確実に事業を遂行するための取組体制、品質管理の工夫		<p>コスト、工期を管理して事業を進めるマネジメントの実施方針 総括代理人のもと、エキスパートチームの総力を結集し、迅速なマネジメントを実施します 総括代理人+ 総合調整室 プロジェクトの総責任者として、総括代理人が迅速にステークホルダーのニーズに柔軟に対応します コスト・工期はもとより、品質、涉外、広報と事業の全般のマネジメントを推進します</p> <p>コストマネジメント実施方針: 提案事業費を遵守します 1 コストを確実に把握できる組織 2 精度の高いコスト管理 事業費実現に向けた前提条件: 適正な木材調達価格を前提に、透明性の高い事業費を実現します</p> <p>工期マネジメント実施方針: 提案事業期間を遵守します 1 迅速な意思決定と課題解決が実行できるシンプルな組織 2 平成32年7月末竣工を実現する工程管理 工期実現に向けた前提条件: ステークホルダーの皆様のご協力を前提に、要求工期を実現します</p> <p>設計段階、工事段階の業務の実施方針 高い技術力・専門性をもつ組織が英知を結集し、木造天守閣を復元します 設計段階の業務の実施方針: 設計段階から設計者、施工者及びプロジェクト関係者が協働し、英知を結集した史実に忠実で安全に観察可能な木造天守閣を計画します 1 史実に忠実な復元と調査・協議による仕様決定の体制整備 2 技術力・専門性の高い設計連合による設計業務の推進 3 ステークホルダーとの情報共有と迅速な合意 4 短期設計スケジュールの実現 5 設計品質、スケジュール、コストの管理 6 施工技術検討を含む生産情報の反映 工事施工段階の業務の実施方針: 完成期限・事業費・品質・安全・復元過程の公開を重視した工事マネジメントを実施します 1 強い組織作りと必要人数の確保 2 ステークホルダーとの合意、報告の確実な推進 3 短工期の実現 4 施工品質、スケジュール、コスト管理 5 安全・環境への配慮 6 期間中における伝統技術の公開と伝承</p> <p>設計段階、工事段階のチーム編成、各担当者の能力や実績・資格 高い技術力を持った専門家で組織された設計・施工チームを組織し、的確なマネジメントと情報管理の一元化を徹底します</p> <p>1 事業期間を通じた一貫体制 2 高い調整力を有する組織の構築 3 実現力をもつ高い技術者組織 4 効率的な組織と解決力を高める支援体制</p> 	3	<p>○コスト、工期を管理して事業を進めるマネジメントの実施方針 1 プロジェクトマネジメントの実施方針 ① 事業費を遵守します。 ② 提案工期を遵守します。 ③ 技術の総力を結集します。</p> <p>2 方全の体制を構築して、プロジェクトをサポートします (1) 設計部門と施工部門の「協業」 (2) 支援部門・責任者(リーダー)の設置 (3) 情報共有サーバーの構築</p> <p>3 スピード感を持ってリスク要因を管理します。 (1) コスト管理体制 (2) リスク要因となる重点項目の管理 (3) コスト管理の手法</p> <p>○設計段階、工事段階の業務の実施方針 1 フロントローディングよりフィードバックを行い設計品質・施工品質を確保します (1) 設計プロセスにおける設計品質の確保 (2) 施工チームから設計チームへのフィードバック (3) 「必ず実施する45項目」を活用した品質確保 (4) シミュレーション・実験検証によるフィードバック (5) 工事管理システムによる施工品質の確保 2 BIM(ビルディングインフォメーションモデリング)の活用 ・3Dのデジタルモデルを検討 ・3Dモデルに時系列を設定した4Dデジタルモックアップなどを作成 ・3D技術を活用して解体手順の検討</p>	3
				4	<p>○設計段階のチーム編成、各担当者の能力や実績・資格</p> <p>○工事段階のチーム編成、各担当者の能力や実績・資格</p> 	4
				5		5

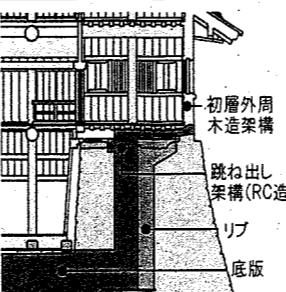
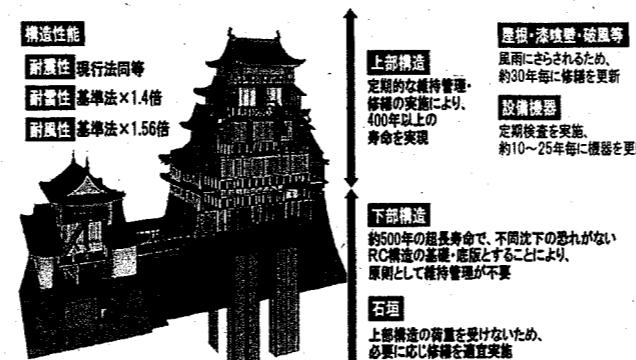
技術提案書概要表 3/11

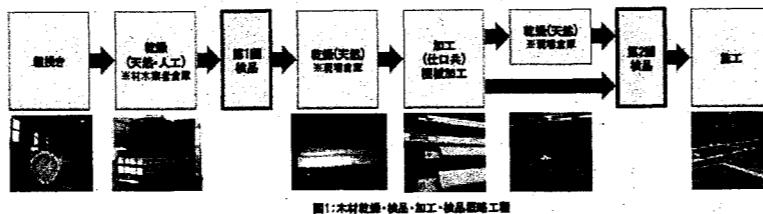
評価項目確認シート			A者	B者		
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	提案内容	頁
事業費・工期	概算事業費	事業費縮減の工夫	<p>事業期間を通じた、事業費抑制のためのコスト管理計画・手法 設計・施工一貫のメリットを生かしたコスト縮減方法の提案により、事業費を抑制します コスト管理方針 ・設計仕様の早期決定 ・総括代理人によるムダのない設計・施工スケジュール管理 ・最適な調達手法 ・事業費を抑制する継続的なコスト変動の把握 1 設計段階における事業費抑制のためのコスト管理手法 2 工事施工段階における事業費抑制のためのコスト管理手法</p> <p>調査・協議により縮減の可能性がある付加要素として見込んだ検討項目 1 設計段階における事業費の縮減案 縮減金額小計: 1,120,800千円 2 工事段階における事業費の縮減案 縮減金額小計: 3,561,400千円 縮減案を最大限採用した場合の縮減金額合計 4,682,200千円</p> <p>参考額に対する提案額の考え方 参考額に縮減案を考慮して提案額を算出しています 1 事業費参考額(概算経費)と提案額の建設費比較 2 事業費参考額(概算経費)と提案額の検証 事業費参考額(概算経費)と提案金額との差異については、下記内容となります。平成24年度「名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査報告書」(抜粋)において、報告書当時に考慮されていないと想定される項目と建築基準法3条適用のための協議や調査により付加される検討項目等が、今回追加項目となっています。【事業費参考額と提案額との差異合計金額(税抜)】5,011,100千円 3 提案額に対する縮減案 【縮減案合計金額(税抜)】4,682,200千円</p>	21	<p>○事業期間を通じた、事業費抑制のためのコスト管理計画・手法 1 使用木材の材料支給方式の採用 ▲18億円 2 見え隠れ部へ洋釘の使用 ▲0.17億円 3 一部木材の外国産利用 ▲20億円 4 既存金額の再利用 ▲16.5億円 5 名城公園の借地料の無料化 ▲5億円</p>	13
		20	<p>提案した総事業費内で事業実施を実現するための具体的方策 史実に基づき、かつ合理的な設計と伝統工法により、合理的な施工で総事業費内での事業実施を実現します 総事業費の考え方 ・協議・調査による不確定要素を含めた最大事業費 ・設計・施工一貫のメリットを生かした事業費の最適化 1 解体工事 騒音・振動、及び観光客への配慮と工期短縮を両立させるための合理的な解体工法を提案します。 2 仮設工事 短期間施工の実現に向けた効率の良い合理的な仮設計画を立案することで、適正な仮設工事費を実現します。 3 基礎工事 可能な限り、史実に忠実な復元(地層基礎石を含めた木造形式)を実現するため、基礎下に工夫を凝らしたコンクリート基礎躯体を構築します。また既存ケーンソ恩に杭を追加することを基本として提案します。 4 木材調達 本事業では、短期間に膨大な量の木材を調達することが大きな課題の1つとなっています。また、天守の主要部分(柱・梁)の木材は、大径材・長尺材で構成されており、国内事情を考慮するとその流通量は限られています。この状況の中、調達可能な木材を駆使し、事業費を算出しました。 5 木工事(宮大工) 短期間に膨大な量の木材を取り扱う多くの技術者、技能者、宮大工を確保する必要があります。その総数は限られていますが、弊社では施工に必要な人員の把握と専門会社との協議ができています。 6 左官工事 地元の協力会社を優先する適正価格で算出しています。 7 鋸金工具事 左官同様、伝統技術を有する地元の協力会社を優先して採用する予定です。 8 構造補強工事 木造構造の耐震性能向上のため、耐震補強工事を見込んでいます。 9 設備工事他 防災計画・避難計画・バリアフリー計画への対応について、協議・調査により付加される可能性のある不確定要素を見込んでいます。 10 石垣工事 長期間にわたる石垣工事については事前調査を確実に行い、積直しか、現存保存かを早期に判断して頂き、ベストな保全工事を行います。</p>	22	<p>○参考額に対する提案額の考え方 今回の技術提案において、上記の条件のもと弊社が算出した設計業務および工事施工業務の概算事業費の合計は、約428億円(様式8-3)となり、参考額と比較して、約103億円程度高く、これについては以下の要因が考えられます。 ①平成24年度に比べて、一般的物価上昇の影響 ②短工期により作業効率を優先したため仮設の大型化(構台、素屋根、加工場など) ③仮設の大型化に伴う構造保護費の増加 ④短期間での木材調達による費用増加 ⑤短工期のための労務費の費用増加</p>	13
	工期計画	工期達成の工夫	<p>工期を短縮するための具体的方策 詳細に工程を検討し、平成32年7月に天守閣木造復元工事を完了させます 1 確実な工期達成のためのマイルストーン 2 工期短縮のための技術的方策</p> <p>主要工種(仮設、解体、基礎、木工事、石垣等)の工程に関する考え方 平成32年7月末に天守閣木造復元工事を竣工させるための工程計画の考え方を精査しました 1 仮設工事 2 解体工事 3 基礎工事 4 木工事 5 左官工事 6 屋根工事 7 石垣工事</p> <p>事業期間を確実に遵守するための工程管理計画(設計及び施工) 短工期対応に特化した工程管理の仕組みにより、事業期間を確実に遵守します 1 総合的な承認・製作発注スケジューリング 2 名古屋市、有識者、設計者、施工者による情報共有、意思決定のための場所と会議体を設置します 3 名古屋城天守閣復元プロジェクトに特化した承認、許認可、契約の仕組みを提案します 4 ものの決め・製作の見える化</p> <p>■特別史跡内で史実に忠実な復元を実現する工程</p>	25	<p>○工期を短縮するための具体的方策/○事業期間を確実に遵守するための工程管理計画(施工段階) 1 解体工事段階での工程管理計画 2 木造天守閣復元工事段階での工程管理計画 3 石垣工事段階での工程管理計画 4 ターゲット工程</p>	18
			<p>26</p> <p>○主要工種(仮設、解体、基礎、木工事、石垣等)の工程に関する考え方 1 仮設工事(乗入構台・素屋根・足場) 2 解体工事</p>	16	<p>○事業期間を確実に遵守するための工程管理計画(設計段階) 1 設計段階での工程 2 設計段階での工程管理計画</p>	17
			<p>27</p>	27		18
			<p>2</p> <p>文化財保護法により、特別史跡地内の現状変更にはすべて現状変更許可が必要なため、工事全般において史跡への影響を十分検討します。</p>	2		1

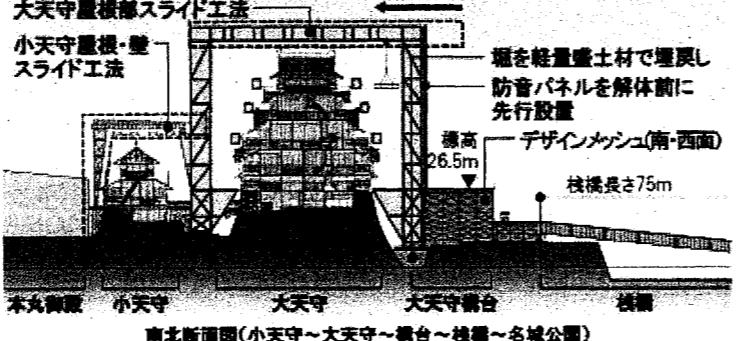
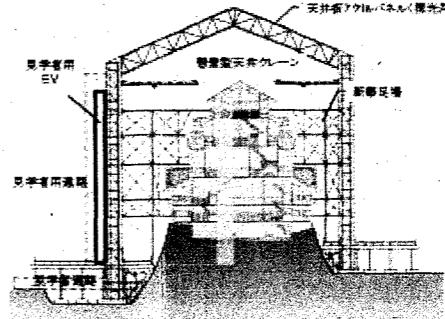
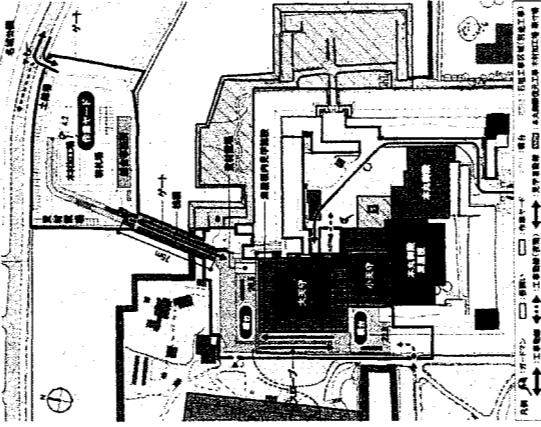
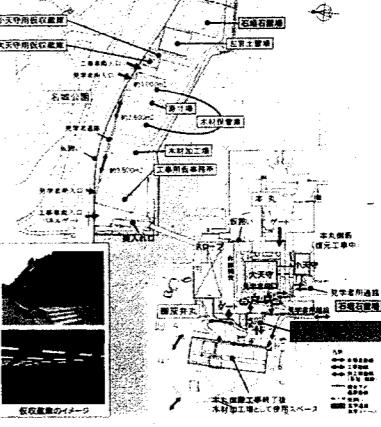
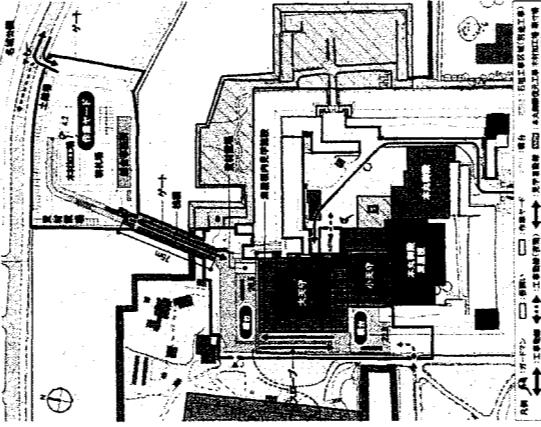
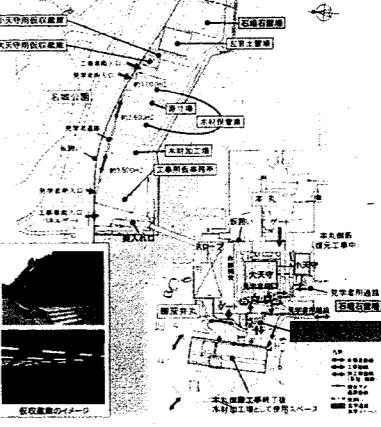
技術提案書概要表 4/11

評価項目確認シート			A者												B者																																																																																								
評価項目	評価基準	配点	提案内容												頁	提案内容																																																																																							
		20	<p>発注者との一体的な体制構築と復元方針策定 天守閣の計画協議と現状変更許可協議を同時に実行する必要がある厳しい協議スケジュールの克服に向け、文化庁・市建築審査会・市消防局との協議において、「史実に忠実な復元」と「安全性を担保する現代技術」のバランスのとれた提案を行い、総合調整室によるステークホルダーとの早期合意形成を図ります。</p> <p>確実な工期達成のためのマイルストーン</p> <table border="1"> <tr> <td>文化財保護 ⑤審議会の承認・許可</td> <td>平成28年5月</td> <td>・天守閣復元工事全体方針、石垣・試掘・地盤等の調査、仮設工事、解体工事、石垣工事の承認 ・上記特別史跡内工事および移植・伐採、本丸御殿ロープ解体、盛り替えに関する現状変更許可</td> </tr> <tr> <td>⑥特別史跡内の仮設工事着手</td> <td>平成28年9月</td> <td>・9月初旬に特別史跡内の仮設工事着手 ・9月市議会での解体工事・石垣工事の承認と契約 ・木材・荒壁材料の先行発注について契約</td> </tr> <tr> <td>⑦議会承認・契約</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財保護 ⑧審議会の承認・許可</td> <td>平成29年10月</td> <td>・木造復元工事の実施設計の承認 ・既存売店建替え・本丸御殿スロープ復旧に関する現状変更許可</td> </tr> </table> <p>特別史跡の現状変更申請について随時許可がいただけるものとします ・基本設計並行して事前調査、仮設工事等の特別史跡の現状変更を伴う作業が発生するため、タイムリーな現状変更申請に対する許可が必須となります。</p> <p>平成28年7月より名古屋城特別史跡内の調査が可能と想定しています。</p>	文化財保護 ⑤審議会の承認・許可	平成28年5月	・天守閣復元工事全体方針、石垣・試掘・地盤等の調査、仮設工事、解体工事、石垣工事の承認 ・上記特別史跡内工事および移植・伐採、本丸御殿ロープ解体、盛り替えに関する現状変更許可	⑥特別史跡内の仮設工事着手	平成28年9月	・9月初旬に特別史跡内の仮設工事着手 ・9月市議会での解体工事・石垣工事の承認と契約 ・木材・荒壁材料の先行発注について契約	⑦議会承認・契約			文化財保護 ⑧審議会の承認・許可	平成29年10月	・木造復元工事の実施設計の承認 ・既存売店建替え・本丸御殿スロープ復旧に関する現状変更許可	4	<p>各現状変更許可の内容について、以下と考えます I: 天守台他の石垣の調査(掘の重機通行含む)、天守堀の地盤耐力調査、天守閣整備工事に関する樹木移設工事 II: 天守閣整備工事全体計画、仮設工事(素屋根・構台等)計画、天守閣周りの石垣撤去積み直し工事(堀仮置場合) 既存天守閣解体工事 III: 小天守・南側堀の石垣解体・積直工事 IV: 木造天守閣復元工事</p>	14																																																																																					
文化財保護 ⑤審議会の承認・許可	平成28年5月	・天守閣復元工事全体方針、石垣・試掘・地盤等の調査、仮設工事、解体工事、石垣工事の承認 ・上記特別史跡内工事および移植・伐採、本丸御殿ロープ解体、盛り替えに関する現状変更許可																																																																																																					
⑥特別史跡内の仮設工事着手	平成28年9月	・9月初旬に特別史跡内の仮設工事着手 ・9月市議会での解体工事・石垣工事の承認と契約 ・木材・荒壁材料の先行発注について契約																																																																																																					
⑦議会承認・契約																																																																																																							
文化財保護 ⑧審議会の承認・許可	平成29年10月	・木造復元工事の実施設計の承認 ・既存売店建替え・本丸御殿スロープ復旧に関する現状変更許可																																																																																																					
		25		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">その他の業務</td> <td colspan="12">平成28年度</td> <td colspan="12">平成29年度</td> </tr> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td></td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> <td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td></td><td>設計審査契約</td><td>契約(木石・板壁)</td><td>現状変更許可I</td><td>契約(解体・解体)</td><td>現状変更許可II</td><td>工事施工業者契約</td><td>現状変更許可III</td><td>現状変更許可IV</td><td>現状変更許可V</td><td>現状変更許可VI</td><td>現状変更許可VII</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	その他の業務	平成28年度												平成29年度												4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		設計審査契約	契約(木石・板壁)	現状変更許可I	契約(解体・解体)	現状変更許可II	工事施工業者契約	現状変更許可III	現状変更許可IV	現状変更許可V	現状変更許可VI	現状変更許可VII														
その他の業務	平成28年度												平成29年度																																																																																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																															
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																
	設計審査契約	契約(木石・板壁)	現状変更許可I	契約(解体・解体)	現状変更許可II	工事施工業者契約	現状変更許可III	現状変更許可IV	現状変更許可V	現状変更許可VI	現状変更許可VII																																																																																												
		27		<p>名城公園敷地利用計画(許認可までの期間を有効活用するために) 現状変更申請が許可されるまでは一定期間が必要で、半年を要する場合もあります。しかし、承認された後すぐに本体工事を始めるためには、木材の調達を含めた事前の準備作業が非常に重要です。</p>	51																																																																																																		
		62																																																																																																					
施設計画	バリアフリー化	史実に忠実な木造復元に配慮しながら、ユニバーサルデザインを導入した施設計画	<p>ユニバーサルデザインを導入した施設計画 史実に忠実であることを尊重しつつ、より多くの方に利用いただけるユニバーサルデザインをご提案します 1 天守内の段差を解消する設備を設置(車いす利用者への配慮) 2 音声や点字による案内を実施(視覚障がい者への配慮) 3 音声による案内(聴覚障がい者への配慮) 4 同伴者と利用できる施設(知的・精神・発達障がい者への配慮) 5 移動サポートの実施(高齢者等への配慮) 6 ベビーカーの利用を考えた施設計画(子連れ利用者への配慮) 7 言葉のバリアフリー計画(外国人利用者への配慮) 8 既存売店の建替えにより利便性を向上(ユニバーサルステーションの整備提案)</p> <p>可逆性のある設置方法を採用 ・付加する現代技術・設備等は、復元部分と一体化せず、将来史実に忠実な状態に復旧できるよう、部材への影響を最小限にとどめた可逆性のある設置方法を採用し、復元天守の価値を損なわないよう配慮します。</p> <p>有人サポートによる介助・案内が必要 ・完全なバリアフリー施設とするは困難なため、障がい者・高齢者等の方々に対して、武将隊・スタッフ等によるおもてなし(人のサポート・介助・補助)を前提とした復元計画となります。</p> <p>トイレは天守の外部に整備 ・史実に忠実な復元天守とすべくまた必要な便器数を満足するために、各種トイレは天守の外部に設置するものとします。</p> <p>小型エレベータの昇降行程は20mが限界 ・復元天守の木造構造を極力損なわない車いす利用者用小型エレベーター(4人乗用)の昇降行程は最大20mであるため、分割して複数台設置する必要があります。期間が確保できればより行程の長いEVを開発できる場合もあります。</p>	<p>○ユニバーサルデザインを導入した施設計画 (1) 車いす利用者へのユニバーサルデザイン 「ハード面」を基本としたエレベーター及びスロープを主とした案と「ソフト面」を基本とした「階段昇降機(車椅子対応の介助移動機器)」を活用した人的サポート案の2案を提案 (2) 視覚障がい者へのユニバーサルデザイン (3) 聴覚障がい者へのユニバーサルデザイン (4) 知的・精神・発達障害者へのユニバーサルデザイン (5) 高齢者等へのユニバーサルデザイン (6) 子供連れ利用者へのユニバーサルデザイン (7) 外国人利用者へのユニバーサルデザイン</p> <p>「バリアフリー化」設備と「防災・避難」設備の設置は必要最小限とするとしても、史実に忠実な木造復元においては、若干の可変が生じます。[REDACTED]</p> <p>「ソフト=施設運営」で対応する方法では、史実に忠実に復元できますが、施設運営のスタッフが人海戦術で、高齢者、障害者等を「人的にサポート」する方法になります。</p> <p>同伴者とともに利用できるトイレは(仮称)ビジターセンターに設置するものとし、小天守、大天守には史実に忠実に復元する主旨からトイレは設置いたしません。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>「バリアフリー化」設備と「防災・避難」設備の設置は必要最小限とするとしても、史実に忠実な木造復元においては、若干の可変が生じます。[REDACTED]</p> <p>○火災発生時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画 (1) 「絶対に火災を発生させない」、「万が一起きた火災は、すばやく消す」 (2) 火災発生時には、「在室階に留まり鎮火するのを待つ」避難計画 (3) 実験による在室階の安全な避難場所の確認 (4) 延焼を防ぐための消防設備 (5) 避難安全性能の検討</p>	20																																																																																																		
		30																																																																																																					
		30																																																																																																					
		30																																																																																																					
		30																																																																																																					
		31																																																																																																					

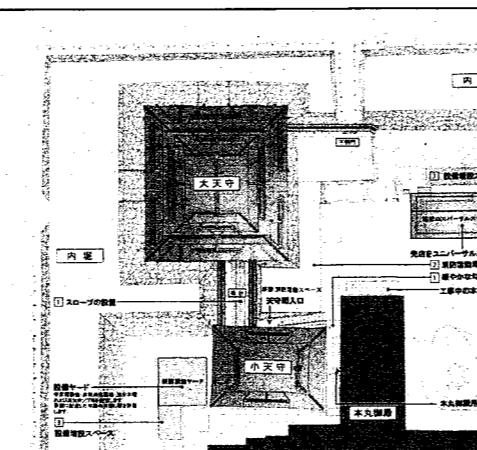
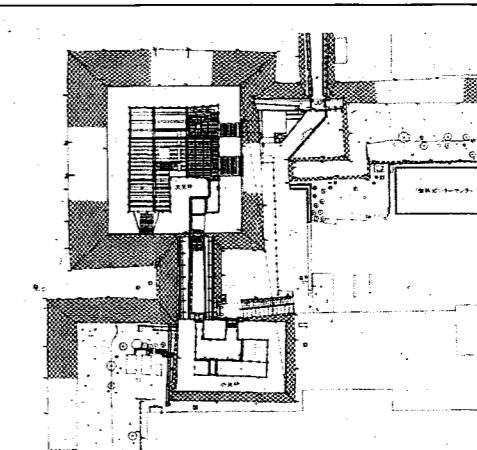
評価項目確認シート			A者	B者
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁
構造計画	史実に忠実な木造復元に配慮した構造計画		<p>構造計画(地盤・石垣検討を含む基礎構造、高層木造建築物構造) 耐震性を向上させながら史実に忠実な木造復元を実現します</p> <p>①高層木造建築物構造 ②地層穴蔵も史実に忠実に復元 ③地層穴蔵も含め、昭和実測図に基づく伝統構法による木造架構とします。 ④伝統構法に基づく継手・仕口の決定 ⑤天守閣の架構は、金物に頼らない伝統構法とし、古写真・野帳などの史料や、他の天守閣事例を参考に、復元にあたって最適な継手・仕口を採用します。 ⑥将来的に撤去可能な耐震壁補強を採用し、史実に忠実な内外観を実現 ⑦文化財としての価値を十分に考慮し、耐震補強には、内外観に影響を与えることなく、将来、撤去可能な補強を提案します。 ⑧主な耐震補強要素として板壁に内蔵されたCLT【直交集成板】耐震壁を用います。これにより1~5階の柱を拘束し、建物の剛性、強度を格段に向上させることができます。また、板壁に内蔵されているため、内観に影響を与えることなく、将来的に取り外しも可能となります。</p> <p>⑨床面・屋根面補強による剛性確保 ⑩初層~5層の床面及び屋根面には、荷重伝達と剛性確保のために床板を60mmに増厚したり、構造用合板を野地板の間に内蔵することで、内観に影響を与えない補強とします。</p>	56
	基礎構造、耐震性に関する工夫		<p>耐震性に関する工夫(免震工法、制振工法、耐震工法) 史実に忠実な復元と耐震性を両立した耐震計画により、限りなく史実に忠実な内外観を実現します</p> <p>①焼失前の天守閣の現状把握 ②立体解析モデルによる耐震性能の把握 ③保有水平耐力の算出 ④重要文化財(建築物)耐震診断実施要領に基づく耐震性能の確認</p> <p>2 耐震補強設計の概要 ①補強方法の比較</p> <p>②各補強方法の評価:耐震構造はCLT耐震壁により、耐震性を確保しつつ外観・内観を損なわない補強が可能です。また、合理的な構法のため工期は指定工期に間に合い、コストは最小です。 ③合理的な耐震構造の採用 ④耐震補強方法 ⑤構造実験による耐震要素の性能把握</p>	57
	石垣工事・基礎工事の工夫	60	<p>構造計画(地盤・石垣検討を含む基礎構造、高層木造建築物構造)</p> <p>2 地盤・石垣検討を含む基礎構造 ①初層外周木造架構を支える跳ね出し架構により石垣への荷重負担を回避 ②調査の上、ケーソン基礎の再利用を検討 ③調査の上、石垣の補修等を検討 ④地震時における天守台・石垣の安全性の検討実施</p> <p>調査・協議により付加の可能性がある検討項目 課題1 ケーソン基礎が再利用できない場合:ケーソン内に支持層に到達する杭を構築</p>	57
				45
				45
				45
				45
				46
				47

評価項目確認シート			A者	B者
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁
			<p>初層外周木造架構を支える跳ね出し架構により 石垣への荷重負担を回避</p> 	56
	400年間の耐久性を確保するための工夫		<p>400年の耐用年数を目指す考え方 適切な維持保全計画により耐用年数400年を目指します 1 400年の耐用年数を目指す考え方 ①400年以上の再現期間を考慮し、設計荷重を設定 ②約500年の超長寿命のRC軸体の採用 ③外部仕上げ材を補修する「維持修理」:約30年毎 ④附加技術要素である設備機器の「更新」:10~25年毎 ⑤軸部を残してその他の部材を解体する「根本修理(半解体)」:約50~100年毎 ⑥「根本修理(全解体大修理)」:約400年 ⑦石垣の修繕</p> <p>2 適切な材料・仕様および維持管理方法により耐用年数400年を実現します。 ①400年以上の耐久性を有する使用材料の選択、仕様設定 ②400年後も健全性を維持する構造体の維持管理方法の策定 ③維持保全委員会の設置を検討します</p> 	58
				47
				47
				45
木材の調達	史実に忠実な木造復元に配慮した木材の調達		<p>木材の調達計画 工期を満足する長尺大径木材調達を実現します 木材の現状把握:徳川幕府の天下普請として建設された名古屋城の復元にふさわしい木材の調達 ・創建当時の木材事情は、木曽、裏木曽地方に良質の大径木があり、名古屋城には筋の少ない良質の木曽桧が使用されていましたと判断しています。しかし、江戸時代を通じて大量に伐採され、目通り1丈を超えるような大径木はなくなりました。その後、300年以上が経過し、天然木曽桧で大径木に成長したものも出つありますが、伊勢神宮御用材の候補で伐採不可のが現状です。 ・木曽桧以外の国内産桧や櫻材、松材についても名古屋城天守閣に必要な長尺大径木については、年間流通数量が少なく、短期間に大量に市場で調達することは困難で、無理やり集めれば市況の悪影響を及ぼす事が懸念されます。</p> <p>4 木材の材種の検討 ①国内産で調達可能な木材の材種 ・主架構部分の柱材については、国内産桧材を調達します。 ・丸太以外の梁材としては国内産桧材を調達します。 ・丸太材は国内産の松材を調達します。ただし、品質については試験伐採をおこない確認予定です。 ・その他の部位は、史実を確認し、桧材・櫻材・杉材を主体に調達します。 ②国内産で調達が困難な木材の材種 ・大径材で長尺となる梁材の内、3本程度は大きすぎて入手できない可能性があります。 ・土台部分については、赤身の大径長尺材が必要となるため、国内産桧材では入手ができない可能性があります。</p>	59
				48
				48

評価項目確認シート			A者	B者	
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	
	木材調達の具体的方策		1 調達体制:①4社による調達体制 2 木材品質と検品仕様の設定:①木材検討会の設置による検品仕様の明確化 ②検品のタイミングと材料費 3 調達木材:①調達範囲の拡大 ②乾燥方法の工夫 ③木曽の官材の積極採用 ④近県の植林材の活用 4 木材の材種の検討:①国内産で調達可能な木材の材種 ②国内産で調達が困難な木材の材種 5 調達可能な柱材、942本の仕様決定:①柱には国内産の桧材 6 調達が困難な梁材の代替案:①梁材は国内産材 ②一部外国産材で構成 ③調達材の品質管理 7 木材保管庫の設置:①保管倉庫の建設と管理 8 特別な木材調達:①大天守最上層(5層部分)の柱材	59	
	乾燥・加工工程の工夫	30	○乾燥、加工計画 最新の乾燥技術と加工技術を生かして、事業期間内での実現に忠実な復元を実現します 乾燥計画:短工期施工における木材乾燥技術の適用 1 木材の乾燥期間の確保と短縮技術の両立 2 乾燥期間の短縮 加工計画:短工期施工における木材加工技術の適用 1 木材加工の機械化 2 伝統技術で培った官大工による加工 3 伝統技術の実演	60	○乾燥、加工計画 1 人工乾燥処理と天然乾燥処理を併用します 2 適切な保管・乾燥養生を実施します 3 適切な歩留りの設定 4 能力の高い木材納入業者・製材業者を選定します。 (1) 1次加工(予備加工) (2) 2次加工(仕上げ加工) (3) 養生・保管
	木材の品質に関する工夫		○木材の品質に関する考え方 「木材検討会」により、木材品質基準を明確化し、検品仕様を設定します 1 木材品質と検品仕様の設定:①木材検討会の設置 ②木材検討会による木材品質基準の明確化 2 プロセス管理:①プロセス管理の確保 ②品質管理 ③木材の購入・受け入れ時の施工者チェックの実施 3 保管管理:①伐採・乾燥・加工された貴重な木材の保管 ②「木材保管庫」と「木材加工場」の設置 ③納入された木材の適正な保管 ④化粧面の割れ防止対策	61	○木材の品質に関する考え方 1 木材の品質項目と基準 ①品位・等級 ②製材寸法 [REDACTED] 2 木材品質管理担当者を設置します。 3 合理的で正確な木材検査を行います。
			木材の購入・受け入れ時の施工者チェックの実施  図1:木材検査・検品・加工・検品最終工程	61	検査フロー
	仮設計画		○乗入構台計画、素屋根計画、足場計画、観光・景観に配慮した計画 短工期施工と復元過程の見学を両立し、名古屋市のランドマークとなる景観に配慮した仮設計画とします 1 短工期を実現する効率的な乗入構台・桟橋計画 ①長さ75mの桟橋を設置し、北側名城公園よりアプローチ ②堀を整量盛土材で埋めることによる作業性向上 ③作業構台への直接乗り入れを可能とする大型スロープ設置	62	○乗入構台計画、素屋根計画、足場計画、観光・景観に配慮した計画 4 乗入構台計画(指定工期を達成するために) ・本事業では、現天守閣を解体し、木造で新たに復元します。大天守・小天守の周囲には重機の作業床が必要であり、乗入口となる名城公園からのアプローチに統一して作業構台が必要と考えます。構台の床高さは現在工事中である本丸御殿復元工事と石垣修復工事に支障をきたさないように現状の御深井丸の地盤より約7m高い位置とし、将来的には本丸御殿復元工事で使用している御深井丸加工場・事務所スペースのエリアも利用できるように、御深井丸から乗り入れが可能なスロープが設けられるように以下の通り計画提案いたします。

評価項目確認シート			A者	B者		
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	提案内容	頁
			<p>2 騒音防止と生産性向上を図った素屋根計画 ①周囲の安全と環境を守る素屋根構築 ②素屋根による施工品質の向上 ③スライド工法による素屋根設置・解体の短工期化と安全性向上 ④天井クレーン設置による素屋根内の生産性向上</p> <p>3 自由度の高い素屋根内での足場 ①素屋根を外部足場兼作業床として活用 ②高所作業を容易にする内部足場の設置 ③石垣に荷重をかけない吊り足場の設置</p>  <p>南北断面図(小天守～大天守～櫓台～棟橋～名城公園)</p>	62	<p>5 素屋根計画（匠の技を十分に発揮させるために） 素屋根は壁と屋根で復元する天守閣の全体を覆うもので、工事中の建物やその材料を風雨から守るとともに雨天でも作業を可能とし、利便性の高いもの計画するとともに多数の入場者や市民に対して本事業に理解と愛着を深めていただけるよう以下の計画を提案いたします。</p> <p>6 足場計画（匠の技を十分に発揮させるために） (1) 内部足場 (2) 外部足場: ①軒先作業 ②壁作業 ③破風廻り作業</p> 	52 53
			<p>4 観光・景観に配慮した施工計画 ①構台・棟橋側面へのデザインマッシュシートによる景観への配慮 ②仮囲いへの現天守閣写真や時代絵巻の掲示 ③素屋根外装への名古屋城外観の掲示 ④素屋根内に見学施設を設置 ⑤小天守外観の先行公開</p> 	62	<p>2 景観調和計画（来場者の安全を確保し、市民に親しまれ愛される現場になるために） 設置する乗入構台の周囲は仮囲いで区画、ゲートには誘導員を配置し、来場者の安全を確保致します。仮設物は、観光地の景観を損なう恐れがあるため、周囲と調和し、違和感を最小限に抑えるよう以下の対策を実施します。</p> <p>3 復元過程公開計画（本事業への理解を深め、愛される復元天守閣のために） 見て触れて聞こえる見学施設等を設置し、復元の過程を公開</p> <p>①見学施設 大天守西側御深井丸に復元インフォメーションセンター（仮設ハウス）を設置 ②見学ルート ③仮囲いの見える化 ④WEBカメラの設置 ⑤ホームページの開設及び更新 ⑥見学ツアーへの協力</p> 	51
			<p>工事中の来場者の安全確保（動線計画等） 来場者の安全確保を第一に考えた施工を行います</p> <ol style="list-style-type: none"> 明確な工事区画で来場者の安全確保をします 素屋根内見学施設における安全対策 構台西面における飛散防止対策 本丸御殿への配慮 工事の火災防止 交通安全対策 防犯・不法侵入対策 	62	<p>○工事中の来場者の安全確保（動線計画等） 4 乗入構台計画（指定工期を達成するために） (2) 来場者に対して: ①安全対策 ②見学ルート</p> <p>5 素屋根計画（匠の技を十分に発揮させるために） (2) 来場者に対して: ①見学ルート ②素屋根外壁</p> 	51
				65		52

評価項目確認シート			A者	B者		
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	提案内容	頁
	遺構保護の工夫		<p>石垣、遺構保護計画 貴重な文化財である石垣を慎重に調査したうえで、適切に保存し後世に伝えます 1 石垣の本質的価値を理解して継承 2 石垣の「歴史の証拠」としての性質を継承 3 石垣の安全性を確認 4 工事の影響から石垣および構造を保護 5 石垣の保存修理方針</p> <p>本体先行施工、石垣後施工に係る仮設計画 石垣に荷重をかけない施工方法を考案し、実施します 1 素屋根・構台と解体の計画 2 現天守閣解体時の施工計画 3 基礎の施工方法 4 地上と石垣工事の分離 5 平成32年度以降の石垣工事計画 調査・協議により付加の可能性がある検討項目 課題1:施工の影響による石垣の変位 施工時に石垣が変位した場合の対応方針</p>	63	<p>○石垣、遺構保護計画</p> <p>○本体先行施工、石垣後施工にかかる仮設計画</p>	53
				64		54
	復元過程の公開方法	工事中の公開に関する工夫	<p>観光の視点に立った木造復元工事過程の公開計画 「今、ここでしか見られない」大規模木造架構の迫力、復元工事の価値・魅力を発信します 1 素屋根内見学施設を設置し、大規模木造復元の迫力・魅力を国内外に発信 ①復元の様子を常時公開し、新たな魅力を体験 ②3Dアプリ開発とビュースポットの設置 ③大工道具館と連携による「五感に響く」展示、体験 ④大規模木造復元の魅力を国内外に発信 2 お城を覆う巨大なハコはメディア・アートの大舞台 ①様々な時代の名古屋城を実寸大映像で再現 ②人工知能を使った巨大なメディア・アート ③素屋根が巨大キャンバスに変身 3 復元過程を継続的にイベント化し、文化・技術・国際交流を活性化 ①築城図屏風に見られる築城の祭事化にならい、木造復元工事過程をイベント化 ②あいのち!エンナーレ、技能オリンピック国際大会誘致との連携による文化・技術・国際交流の活性化 ③「お城ビジョン」で各種イベントを活性化</p>	66	<p>3 復元過程公開計画（本事業への理解を深め、愛される復元天守閣のために） 見て触れて聞こえる見学施設等を設置し、復元の過程を公開 ①見学施設 ・大天守西側御深井丸に復元インフォメーションセンター（仮設ハウス）を設置 ②見学ルート ③仮囲いの見える化 ④WEBカメラの設置 ⑤ホームページの開設及び更新 ⑥見学ツアーへの協力</p> <p>○観光の視点に立った木造復元工事過程の公開計画 1 御深井丸エリアに復元天守閣見学・観光ルートを設けます。 (1) 見学ルーム・見学通路の設置: ① 復元インフォメーションセンターでは常駐スタッフが案内 ② 模型・現物、パネルおよび映像による紹介 ③ 大天守・小天守の広い範囲で見学が可能 (2) 御深井丸エリアの観光スポットへ動線確保 (3) 体験ブースの設置 (4) 名城公園内の工事ヤード内に一般市民用見学者用通路を設けます。 2 見学会やイベントを開催します: ①左官の土壁塗り体験 ②丸太のこぎり切り体験 ③かんな掛け体験 3 その他の提案公開計画: ① 天守閣復元工事ホームページの開設とWEBカメラによるライブ映像の公開 ② 古式に則った上棟式の開催</p>	51
				66		55

評価項目確認シート			A者	B者		
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁	提案内容	頁
現天守閣の記憶を後世に伝える方策	現天守閣の記憶を後世に伝えるための工夫		<p>現天守閣の記憶を後世に伝える方策 現天守閣の記憶や再建の物語、人々の想いを名古屋城の歴史の確かな1ページとして刻み、永遠に伝えます 1 金城温故録の現代版「金城知新録」アーカイブ 焼失した木造天守閣に代わる復興天守閣が、市民の熱い想い、運動により実現したことを末永く後世に伝えていきます。 2 未来を担う子どもたちに伝える復興天守閣の記憶 名古屋城が戦後の復興期に市民にとってその存在がどれだけ大切であったか。そしてこれからも、いかに大切なものであります 続けていくのかを伝えていきます。</p> <p>※協議等による追加提案</p>	67	<p>○現天守閣の記憶を後世に伝える方策 以下の提案については本事業と切り離し、別事業として実施します。</p> <p>1 現天守閣への市民の“想い”を後世に伝える (1) 現天守閣の再建から解体に至るまでの記録ムービーの制作・展示 (2) 現天守閣再建への関係者・寄付者名簿・銘板の公開</p> <p>2 現天守閣の“姿”を後世に伝える (1) 現天守閣の1/40サイズの外観模型の製作・展示 (2) 現天守閣の内部回覧映像(ストリートビュー)の制作・展示 (3) 現天守閣に使用されている銅金具等の保存・展示 (4) 現天守閣の屋根銅板の再利用</p>	56
概算事業費（千円）	条件等注記		<p>※II. 電波障害対策費、各種負担金等:(1)50,000千円相当を電波障害対策費として計上。(予定):【P6~17】 ※現代建物に求められている防災計画や避難計画、バリアフリー計画等にも配慮した施設計画も盛り込んだ提案額を算出:P22記載】 ※石垣工事:石垣積み直し範囲は、現状維持・保存対策案では天守地層相当部分とはらみのある北面全体。積み直し案では石垣積み直し範囲は指定範囲全体を積み直す設定。石垣の平石取替え比率はどちらの案ともに外堀20%、天守台30%、外堀北面はらみ部分20%、戦災による劣化部分80%の平石取換え費用としている。【P6~17】</p>		<p>※II. 電波障害対策費、各種負担金等:150,000千円 ※事業費提案書の項目に含まれているのか読み取れない事項があり、確認要。(例:エレベーター費用、現状の売店の建替費用、仮収蔵庫費用等)</p>	
事業費提案書(石垣工事(現状維持・保存対策))			建設費合計(I~II)(税抜) 41,380,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 2,480,000	6~8	建設費合計(I~II)(税抜) 39,600,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 1,870,000	6
事業費提案書(石垣工事(現状維持・保存対策)) ※現状ケーン基礎を使用しない場合			建設費合計(I~II)(税抜) 41,820,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 2,480,000	9~11	建設費合計(I~II)(税抜) 39,670,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 1,870,000	8
事業費提案書(石垣工事(横直し))			建設費合計(I~II)(税抜) 43,790,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 2,480,000	12~14	建設費合計(I~II)(税抜) 40,801,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 1,969,000	7
事業費提案書(石垣工事(横直し)) ※現状ケーン基礎を使用しない場合			建設費合計(I~II)(税抜) 44,230,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 2,480,000	15~17	建設費合計(I~II)(税抜) 41,011,000 設計業務費合計(III~IV)(税抜) 1,969,000	9
平面図(代表的な階)			配置図 	32	配置図 	22

評価項目確認シート			A者	B者
評価項目	評価基準	配点	提案内容	頁
			地層平面図	
			33	
			初層平面図	
			34	
			5層平面図	
			38	
			地層平面図	
			23	
			初層平面図	
			24	
			5層平面図	
			28	

必須項目 審査基準	A者				B者				
	提案内容	頁	確認	提案内容	頁	確認			
施設 計画	設計条件が遵守されていること。 ① 史実に忠実な復元 ・復元の設定年代は、大天守の宝暦大修理後（焼失前と同じ）とする。 ・大天守・小天守とも穴蔵（地下1階）から上をすべて木造で復元することを原則とする。 ・大天守・小天守とも意匠のみならず、材料・工法とも、すべて焼失前に倣うことを原則とする。 ・有識者寺による復元検討会を開催し、昭和実測図、昭和実測図野帳、金城温古録、熱田之記、ガラス乾板等の資料【参考資料26、27、28、29、30】より史実に忠実な復元のため、復元年代、木材樹種の推定、各部材の形状寸法、工法やバリアフリー対応などについて、復元検討会で検討され、本市が方針を決定するために必要な資料等及び文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書・復元変更申請書類等を作成すること。 ・木材は、原則、国産材とする。調達が困難な樹種については、代替案を提案する。	・宝暦大修理後（焼失前と同じ）の天守閣を復元 ・地層から木造天守閣を復元 ・焼失前の天守閣の状況に対して最低限の設備・技術等の付加で実現可能な復元と、調査・協議により付加の可能性がある検討項目の双方を提案している。可逆性のある設置方法を採用し、復元天守の価値を損なわないよう配慮。 ・地層穴蔵も含め、昭和実測図に基づく伝統工法による木造架構。 ・史実に忠実な材種・品質の選定と検品仕様の設定のための「木材検討会」を設置し、調達可能な木材についての目線合わせを行い、仕様の設定を行う。 ●史実に忠実な復元と調査・協議による仕様決定の体制整備 ・発注者との一体的な体制構築と復元方針策定 ・発注者のスムーズかつタイムリーな協議申請を全面的にサポート。 下記記載	28 1, 28 28 56 59 4		・宝暦大修理後（焼失前と同じ）の天守閣を復元 ・穴蔵（地層）から上を復元 ・設置する設備については、「可逆性」のあるものとし、取りはずしたら復元状態に戻るものとする。 ・木造の架構、耐力壁の形式など史実に忠実な復元を目指す。 ・史実に忠実な木造復元に配慮し、木材はすべて国産材を使用。	1 1 1 19 45 48 1			
② 天守台石垣	・築城時から昭和20年の戦災の痕跡をとどめ現在に至っている歴史的価値の高い遺構である。 ・工事着手前の天守台石垣の埋蔵文化財（裏込め部分等）の事前調査が必要となる。 ・現天守解体に伴う石垣工事範囲については、事前調査により状況を把握した上で工事を行うこと。 ・焼失時の被熱による劣化が著しく、工事中の振動や衝撃には十分な配慮が必要である。 ・整備方針としては、次の2パターンを検討する。 ①現状維持のための保存対策工事を行う。 ②積直しを行う。 整備方法については、有識者寺による復元検討会での検討及び方針の決定と文化庁における「復元検討委員会」の審査により決定される。【参考資料23、24、25】	- - - - - - -			・現天守閣の解体までに、弊社と石垣調査実績のある企業とが協業して石垣調査を実施。（工程計画に裏込め調査記載あり） ・石垣工事に先立ち、三次元測量等による確実な調査と報告書作成を実施。（工程表にも記載） ・工事の影響から石垣および遺構を保護する方策が記載されている。 ・現状維持・保存対策案と積み直し案の2パターンが提案されている。	2, 23, 24 2 63 6~19 23, 24	・詳細な事前調査と安定性評価を実施。（工程表に天守台石垣調査記載あり） ・地下1階に面する石垣はその存在が確認できないため、事前調査結果より、保存または復元の方針を決定。 ・石垣および遺構の保護対策について記載されている。 ・現状維持・保存対策案と積み直し案の2パターンが提案されている。	14, 15, 16 16 53 6~9 14~16	
③ 現天守閣	・現天守閣の詳細な記録を残すため、解体前の調査が必要である。 ・ケーソン基礎は撤去しないものとし、再利用または新たな基礎等を検討し構築する。再利用を行う場合は、補強後を含め耐久性の確認を行つものとする。また、ケーソン基礎以外の地中を荒らすような新たな掘削を半ば禁じる土木工事不可ゾーン。 ・解体については、騒音、振動、および解体行為に対する市民感情や景観に配慮した工法を採用する必要がある。	・現天守閣を後世に伝えるための記録・資料作成に必要な調査は、解体前に弊社と外部専門家との協業にて実施。 ・調査の上、ケーソン基礎の再利用を検討。ケーソン基礎が再利用できない場合は、ケーソン内に支持層に到達する杭を構築。 ・ワイヤーソーによる解体とクラッシャー重機による解体工法の併用、ブロック解体部材の場外搬出先での小割り処分による騒音対策。 ・解体前に素屋根の壁部分を先行構築し、防音パネルを設置することで、解体時の騒音伝播を防止。素屋根外装への名古屋城外観の掲示。	2 56 7, 13 62	・解体に先立って映像等の記録を残す。 ・ケーソン基礎は撤去せず原則再利用する。ケーソンの上に基礎を構築。調査より健全性が満足できない場合は、ケーソン内部に新設杭を設ける。 ・振動、騒音、粉塵の少ない、短工期が可能なブロック割解体工法を計画。	1 1, 2 47 16 52				

要求水準書及び必須項目確認表 2/3

必須項目 審査基準		A者			B者			
		提案内容	頁	確認	提案内容	頁	確認	
施設 計画	・解体工事前の設備配管接合部アスベスト材の処理が必要となる。(現地調査による)	・現へり箇所件前ワノベヘト御且て天守。 【3/11質疑第1回No.11：設備配管接合部のアスベスト処理費を見込んでいるか】 ・3/17回答：含んでおります。但し現地調査を行っていませんので想定金額（レベル3程度の処理費）となります。正確な金額は現地調査後となります。	2		・解体着手前にアスベスト等の調査対策を完了する。 ※アスベスト撤去費用は今回見積りに含んでいないとの記載あり。【3/11質疑第1回No.14：設備配管接合部のアスベスト処理費を見んでいるか】 ・3/17回答：調査費用のみ見込んでいます。	16		
	・解体に先立ち、現天守閣の記憶を後世に伝える方策の検討が必要である。	・現天守閣の記憶を後世に伝える方策が提案されている。	67		・現天守閣の記憶を後世に伝える方策が提案されている。	56		
	・金鏡の保存方法について検討すること。【参考資料3、4、5】	・コスト縮減案として金鏡の再利用が提案されている。 ・解体の記憶として展示やモニュメントに活用の提案。	21 67		・コスト縮減案として金鏡の再利用が提案されている。 ・見学ルームや別途製作の保存施設にて展示。	13 56		
	・現在工事中の本丸御殿は、平成30年のオープンを目指しており、同時期に工事が重なることとなる。その間の入場者の安全な動線を確保すること。	・入場者動線と工事動線は明確に分けられている。本丸御殿近接作業は閉館時間に行う提案となっている。	65		・西側の御深井丸は通行可能とし、西北隅櫓、乃木倉庫および御殿の見学ルートを確保。	52		
	・工事に先立ち、小天守閣内の重要文化財等及び大天守閣展示物を移転する仮収蔵庫を建設して、移転先を確保すること。建設場所は城外の隣接地を借用する。仕様（予定）は以下のとおり。 ○小天守閣内重要文化財仮収蔵庫：床面積約500m ² 、24時間恒温恒湿空調、防火、防湿、防振に配慮のこと ○大天守閣展示物仮収蔵庫：床面積約350m ² 、実物展示品のみ（模型展示品は対象外） 24時間恒温恒湿空調、防火、防湿に配慮のこと	・仮収蔵庫を名古屋城外の敷地に設定している。	6~19 21		・仮収蔵庫を名城公園内に設定している。	51		
	④ 仮設計画	・工事用進入路は、天守閣北側の堀を渡った名城公園からの設置とすること。 ・石垣等の遺構の保護を徹底すること。 ・素屋根等の設置に際しては、景観等観光地であることに十分配慮し工夫を凝らしたものとし、木造復元の過程を見学できるようにすること。 ・入場者の安全確保に十分配慮すること。 ・掘削や石垣からの控えが取れないことに留意すること。	・工事用進入路を名城公園側に設けている。（仮設平面図による） ・石垣、遺構保護対策が提案されている。 ・観光・景観、および見学対応に配慮した施工計画として提案されている。 ・入場者動線と工事動線は明確に分けられている。 ・工事の影響から石垣および遺構を保護する方策が記載されている。 ・石垣に荷重をかけない施工方法を提案している。	62, 65 63 62, 66 65 63 64		・工事用進入路を名城公園側に設けている。（仮設平面図による） ・石垣、遺構保護対策が提案されている。 ・観光・景観、および見学対応に配慮した施工計画として提案されている。 ・入場者動線と工事動線は明確に分けられている。 ・工事の影響から石垣および遺構を保護する方策が記載されている。 ・石垣に荷重をかけない施工方法を提案している。	51 53 52, 55 52 53	
	⑤ 建築基準法	・建築基準法第3条第1項第四号による認定を条件とする。 ・認定の要件として、構造及び防火・避難の安全性の確保が必要であるため、現行法同等以上の評定・評価の取得等が必要となる。 ・現行法と同等以上の耐震基準を満たすこと。	・建築基準法3条認定のための性能向上策を想定して提案されている。 ・建築基準法3条適用に必要な調査・実験等を見込んでいる。 ・建築基準法3条適用のための協議や調査により付加される可能性のある事項を工事費に見込んでいる。 ・構造評定等を受審するにあたり調査や実験を行う。 ・防災・避難についてはシミュレーション・実験等を実施し、有識者や防災計画委員会と協議。 ・現行法と同等の耐震基準（震度6強程度の地震では倒壊しない）を満足させる計画としている。	1 2 2 22 29 58		・建築基準法3条認定を取得。 ・性能評定またはそれに代わる自主認定の取得等をする。	1, 17 1 45, 47 1	
	⑥ 消防法及び 名古屋市火災予防条例	・消防設備等については、消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定等により緩和を受けること。 ・火災予防条例については、条例に適合していると認められるような代替案を検討し、名古屋市消防長の同意を得ること。	・消防局、防災設備協議を見込んでいる。 ・各種の消防設備の提案をしている。 ・消防庁同意までのスケジュールを記載している。	29 31 29		・消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定により緩和を受ける。 ・条例に適合していると認められるような代替案を検討し、名古屋市消防庁の同意を得る。	1 1	
	⑦ バリアフリー化	・バリアフリーに配慮したものであること。	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する各種の提案がされている。	30		・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する各種の提案がされている。	1, 19, 20	
	工事中の来場者の安全が確保されていること。	・来場者動線と工事動線は明確に分けられている。	65		・来場者動線と工事動線は明確に分けられている。	52		
	石垣など遺構の保護対策が行われていること。	・石垣、遺構保護対策が提案されている。	63		・石垣、遺構保護対策が提案されている。	53		

要求水準書及び必須項目確認表 3/3

必須項目 審査基準		A者			B者		
		提案内容	頁	確認	提案内容	頁	確認
工期	天守閣木造復元工事については完成期限が平成32年7月31日以前であること。石垣等その他の部分については天守閣の竣工後9年以内であること。	<ul style="list-style-type: none"> 天守閣木造復元工事完成期限：平成32年7月31日 石垣その他の部分の完成期限：※工程表のバーチャートのエンドが不明確 【3/11質疑第1回No.12：石垣積み直しの終了時期はいつか】 3/17回答：平成41年6月30日完成予定です。 	1, 23, 24, 64		<ul style="list-style-type: none"> 天守閣木造復元工事完成期限：平成32年6月30日 石垣その他の部分の完成期限：【積み直し】平成36年3月31日 	14, 15	
木材	原則、国産材を使用していること。調達困難な場合は代替案が提示されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 国産材で調達可能な木材の材種、調達が困難な木材の材種の記載があり、調達が困難な材料の代替案（米ヒバ）が提案されている。 	59		<ul style="list-style-type: none"> 大天守・小天守とも穴蔵（地下1階）から上をすべて国産材を用いた木造復元。 「さわら」は国産の「杉」、「松」は国産の「桧」や他材種に代替。 コスト縮減案として一部の長物で外国産木材を提案。 	1, 48, 13	

建物の規模							
大天守	構造・階数	木造地下1階地上5階	木造地下1階地上5階	33~38, 48, 49		木造地下1階地上5階	23~28, 34
小天守	構造・階数	木造地下1階地上2階	木造地下1階地上2階	39~41, 48, 49		木造地下1階地上2階	35~37, 40
概算事業費 (単位：千円)							
事業者としての事業費提案額（石垣現状維持・保存対策）							
<現状ケーン基礎利用>	建設費合計（税抜き）	41,380,000	6, 7		39,600,000	6	
	設計業務費合計（税抜き）	2,480,000	8		1,870,000	6	
<現状ケーン基礎を利用しない場合>	建設費合計（税抜き）	41,820,000	9, 10		39,670,000	8	
	設計業務費合計（税抜き）	2,480,000	11		1,870,000	8	
事業者としての事業費提案額（積直し）							
<現状ケーン基礎利用>	建設費合計（税抜き）	43,790,000	12, 13		40,801,000	7	
	設計業務費合計（税抜き）	2,480,000	14		1,969,000	7	
<現状ケーン基礎を利用しない場合>	建設費合計（税抜き）	44,230,000	15, 16		41,011,000	9	
	設計業務費合計（税抜き）	2,480,000	17		1,969,000	9	
事業スケジュール							
石垣現状維持・保存対策案							
設計業務の完了日		平成29年10月中旬	23	-	平成30年1月初旬	17	-
工事施工等業務の完了日（引渡日） 本体工事		平成32年7月31日 (新規杭無しの場合は1ヶ月程度を不確定要素バッファー想定)	1, 23, 25, 26		平成32年6月30日（小天守は1月29日） 新規杭無しの場合は更に1ヶ月圧縮	14	-
工事施工等業務の完了日（引渡日） 石垣工事		平成36年度末（平成37年3月末）	23	-	令和2年1月29日	14	-
石垣積直し案							
設計業務の完了日		平成29年10月中旬	24	-	平成30年1月初旬	17	-
工事施工等業務の完了日（引渡日） 本体工事		平成32年7月31日 (新規杭無しの場合は1ヶ月程度を不確定要素バッファー想定)	1, 23, 25, 26		平成32年6月30日（小天守は1月29日） 新規杭無しの場合は更に1ヶ月圧縮	15	-
工事施工等業務の完了日（引渡日） 石垣工事		令和1年6月30日	質疑回答	-	令和6年3月31日	15	-

資料 5

技術提案書の公募資料等との整合性

1. 2者の提案に係る前提条件の記載

- ・工程上 4月から着手することとして組み立てられていることや文化庁の許可手続き等が 5月に承認されること等を前提条件として記載している。

2. 募集要件との整合性等

- ・提案の記載が本市募集要項の実施説明書の記載(市会の予算承認後の契約を前提とする)に抵触するおそれがある。
- ・今回、優秀提案として本市が選定すると民法上、新たな申込みとみなされ、その条件を巡り争いになるおそれがある。

3. 事業者への確認事項

- ・提案書の記載には、契約前の着手などの条件が付けられているが、実施説明書の条件から外れているように見受けられる。本市としての公募条件はあくまでも実施説明書記載の通りであり、条件から外れることは認められない。
また、新たな条件付けは認められない。
- ・提案の実施については、優先交渉権者決定後に協議を行うものと考える。

公募型プロポーザル実施説明書（抜粋）

1. 事業概要

(3) 事業概要等

(ア) 平成 28 年 3 月末までの手続き

優先交渉権者の選定までとする。

(イ) 平成 28 年 4 月以降の手続き

・設計業務の契約手続き

価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、
基本的な協定の締結及び設計業務の契約締結となる。

契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合、または名古屋市議会において予算が承認されなかった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。

・工事施工業務の契約手続き

価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、
工事施工業務の契約締結等となる。

契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合、または名古屋市議会において予算が承認されなかった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。

(1)

A者 技術提案書 前提条件（抜粋）

① 業務計画にあたっての前提条件（2頁）

- 工期遵守に向けたタイムリーな契約
- ・調査・設計は優先交渉権決定後平成28年6月着手とします。
- 特別史跡内の変更申請の早期部分解除
- ・現天守閣復元時に史跡を変更した部分については再調査の上、一部を早期活用するところが不可欠です。

○許認可の迅速な取得

- ・許認可を受ける当事者が、竣工期日厳守を最優先とするために迅速に許認可を取得することが不可欠です。
- 不測の事態への対応
- ・受注者の最大限の努力を行っても遵守できない事態が万一生じた場合は、代替案の提示と共に、発注者のご協力を頂いた上で、要求水準書等の変更や諸条件見直しを含む対策を行ってまいります。

② 事業費実現に向けた前提条件（3頁）

- 事業費の確定
- ・設計交渉・施工タイプであることから、設計段階で設定する仕様が変動する可能性があります。それらの仕様変動により提案内容を超える場合は、提示した事業費は変動することがあり得ます。
- ・構造が困難な国産の大径木については、短期間に調達することから、調達単価が高騰する可能性があります。その場合は、別途仕様と相当価格について協議をしていただける前提と判断します。

○不測の事態への対応

- ・要求水準書等の変更や諸条件見直しを含む対策を行ってまいります。
- ・平成32年までの経済環境については今後、激変する可能性がありますが、その場合は発注者と一体となつて対処にあたります。
- ・早期確定することが不可欠です。

③ 工期実現に向けた前提条件（3頁）

- 発注者のタイムリーな意思決定とスムーズかつタイムリーな現状変更申請と許可の取得
- ・当事者である発注者が、設計・施工に関する各種許認可事項を竣工期日厳守を最優先としてタイムリーに取得することが不可欠です。
- ・特に施工業務の期日内着手のため、タイムリーに現状変更申請を行い、速やかに許可取得することが不可欠です。
- ステークホルダーの迅速な合意形成
- ・発注者と文化庁の迅速な合意形成が不可欠です。

○特別史跡内の変更条件

- ・史跡を変更した部分については再調査のうえ一部を木造復元工事、石垣工事で活用することが不可欠です。
- マイルストーンに基づくタイムリーな契約の締結
- ・設計が確定し、認可されてからの工事着手では間に合わないため、設計期間の間に、仮設通路の整備、石垣の解体、現天守閣の解体などが実施できることを前提とします。
- ・平成28年6月議会承認後、設計期間に行なう、準備工事、仮設工事、解体工事、石垣工事および各種調査工事の契約をただちに締結していただけたことが不可欠です。
- ・また、調査・設計・設計は優先交渉権を得た直後の平成28年4月着手を前提とします。

④ 工程実現にあたっての前提条件（25頁）

- マイルストーンで示した承認、許可、契約が確実に履行されることで4年間での天守閣復元が可能となります。（最終頁参照）
- ・ここに示す工程表は本提案書で示したすべての提案項目を加味した工程表です。
- ・この工程表は夜間作業が可能であることを前提としています。

⑤ 工程管理にあたっての前提条件（27頁）

- 平成28年6月に着手とします
- ・平成28年6月議会承認後、直ちに調査や準備工事の計画・設計に取り掛かるためには同年4月初旬には各作業に着手する用意をしております。
- 特別史跡の現状変更申請について随時許可がいただけるものとします
- ・タイムリーな現状変更申請に対する許可が必要となります。
- もの決め・製作発注スケジュールが厳守されるものとします
- ・木材、漆喰、屋根葺き等、多くの項目で取付前の製作期間を確保することが必須となります。

⑥ 天守閣整備にあたっての前提条件（28頁）

- 最低限の設備・技術の付加による実現可能な史実に忠実な復元
- ・石垣の保全、安全性確保等の前提条件により、焼失前と寸分たがわぬ天守閣の復元は困難です。

⑦ 天守閣整備にあたっての前提条件（29頁）

- 財保護審議会でのタイムリーな協議・承認
- ・平成28年5月開催予定の文化財保護審議会で全ての復元計画案、施工計画が承認されることを工程順守の前提条件と考えます。ただし、承認時期の分離が可能と判断された場合、平成29年10月開催予定の同審議会までに段階的に許可されれば工程順守に支障はないと考えます。

- 設計・施工のタイムリーな発注と契約
 - ・仮設工事、解体工事、天守閣木造復元工事、材料発注等の施工ステップに合わせた契約をタイムリーにしていただきやすく、文化庁協議の進展にかかるわらず議会での予算承認等必要な手続きをしていただけることを前提条件と考えます。

【抜粋】③工程計画 工期を短縮するための具体的方策

1 確実な工期達成のためのマイルストーン

マイルストーン	スケジュール	実施内容
① 優先交渉権者 の決定	平成23年1月初期	内定後、ただちに事前調査準備、仮設工事の設計、基本計画に優先権者全体会員事務局による仮設工事、石垣工事の申請、出盤等の調査、仮設工事、解体工事、石垣工事における追加費用の算定
② 文化財保護 基金・許可	平成28年5月	上記特別史跡「伏見櫻」本丸御殿突破口解体、盛り土工事に係る現状変更許可
③ 議会承認・契約	平成28年6月	6月市議会での設計施工案承認、基本協定書締結、調査・仮設工事・仮設庫設置施工、基本設計の契約
④ 仮設工事、 調査の着手	平成28年7月	現天守閣の脚部、名城公園一部開闢と仮設工事所等の着手など石垣と地盤等調査の着手
⑤ 特別史跡内の 仮設工事着手	平成28年9月	仮設庫の設計・承認と計画通知の提出
⑥ 議会承認・契約	平成28年11月	特別史跡内植被の移植・伐採着手
⑦ 議会承認・契約	平成29年5月	9月初旬に特別史跡内の仮設工事着手
⑧ 現天守閣整備にあたつての前提条件 (30 頁)	平成29年10月	9月末市議会での仮設工事の承認と契約
⑨ 国宝・世界遺産の姫路城と同等の防災設備 の設置方法を採用	平成29年11月	11月市議会の基本設計承認と実施設計の契約
⑩ 構造計画の前提条件 (56 頁)	平成30年1月	現天守閣の解体工事に着手
○天守閣工事 ○石垣工事	平成30年1月	木造復元工事の実施設計承認の承認
⑪ 天守閣整備にあたつての前提条件 (62 頁)	平成30年7月末	木造復元工事の許可
○解体修理や補修が必要と考えられる範囲	平成32年7月末	11月市議会での実施設計承認、木造復元工事の契約
⑫ 天守閣整備にあたつての前提条件 (64 頁)	平成32年7月末	木造復元工事着手
○堀底に大きな荷重をかけると枕下により石垣に影響を及ぼす恐念があります。	平成33年7月末	平成30年1月に木造復元工事完了(予定)

- ① 天守閣整備にあたつての前提条件 (62 頁)
 - ・平成28年7月より名古屋城北側の名城公園緑地の使用許可を頂けるもとします。
 - ・取り外した石垣は名古屋城内に仮置きできます。

② 天守閣整備にあたつての前提条件 (63 頁)

- 解体修理や補修が必要と考えられる範囲

③ 天守閣整備にあたつての前提条件 (64 頁)

- 堀底に大きな荷重をかけると枕下により石垣に影響を及ぼす恐念があります。
- ④ 天守閣整備にあたつての前提条件 (65 頁)
 - ・名古屋城北側の名城公園前の道路は駐車禁止 (平日および土日祝) とし、工事車両の通行を可能とする必要があります。

(1)

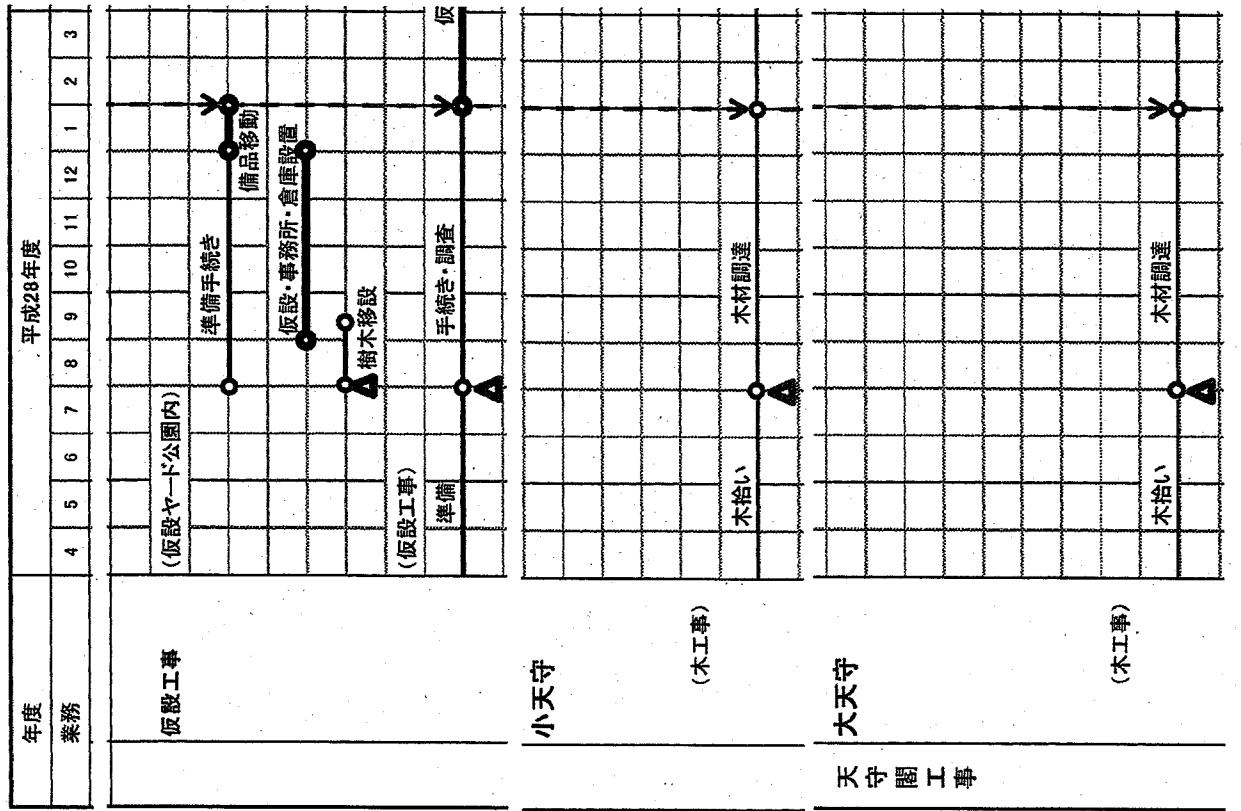
曰者 技術提案書 前提条件 (抜粋)

① 本整備事業の達成に向けた (1頁)

- 現状変更申請および復元検討委員会、文化審議会、建築基準法第3条の同意が別紙工事計画に従つて許可が得られること。
- 設計および木材闊達の契約は平成28年7月までに締結できること。また、解体工事、仮設工事の契約が工程に合わせ、随時行えること。
- 設計の段階において、建物仕様および検査基準が決定していること。

② 計画概要 (2頁)

- [備考] 設計・木材闊達の契約は平成28年7月までに、解体・仮設工事の契約は工事に合わせ契約を締結すること。

③ 工程計画 (14頁、15頁)
【抜粋】 ■ 工程計画

年度	平成28年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
業務												
仮設工事												
(仮設含む)												
解削施設												
解削許可												
解削実績												
解削実績合計												
名古屋市												
文化庁												
坪庭寺												
関係機関												
美術館												
施工工事原稿												
契約												
解削実績												
契約												
解削実績												
解削実績合計												
その他												

平成28年度												
年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
業務												
仮設工事												
(仮設含む)												
解削施設												
解削許可												
解削実績												
解削実績合計												
名古屋市												
文化庁												
坪庭寺												
関係機関												
美術館												
施工工事原稿												
契約												
解削実績												
契約												
解削実績												
解削実績合計												
その他												

*先行契約及び現状変更付 及び解削検査会同意のマイルストーンが
予定より遅延した場合は、工期延長となります。

名取川更築可の内訳について、以下と致えます。
 I. 天守台他の石垣の検査(他の地盤通行料)、天守台の地盤改良料
 II. 天守閣整備工事全額(解削工事、解削用機材、根台等)料
 天守閣側の五重塔の解削工事(解削地盤料)、既存天守閣解体工事
 小天守、根台側の石垣解体工事
 IV. 木造天守閣の元工事

(2)

④ 工程計画 (16 頁)

⑤ 設計段階での工程 (17 頁)

⑥ 3 工程計画 (18 頁)

- 2 木造天守閣復元工事段階での工程管理計画
- (2) 木材加工・組立スケジュールの遵守
- 木材の発注時期として、2016年8月を想定しています。したがって、名古屋市との木材の契約については、2016年8月にお願いします。契約後、速やかに木材発注が行えるよう、事前に木捨を行い、準備を行います。

⑤ 設計段階での工程 (17 頁)

・様式 8-1 に記載した設計工程は、完成期限の遵守のための目標工程です。工程では関係諸官庁との協議期間を設定していますが、想定以上に時間がかかり遅延することも予想されます。

【抜粋】業務スケジュール (17 頁)

業務スケジュール	平成23年度												平成24年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
基本設計(調査含む)										▼DR-1			▼DR-2											▼DR-3	
名古屋市																									
文化庁																									
評定等																									
関係諸官庁																									
実施設計																									
施工技術検討																									

※「後元検討委員会」、「文化審議会」の期間が工程のグリデカルバスになります。

⑥ 8 仮設計画 (51 頁)

- 1 名城公園敷地利用計画（許認可までの期間を有効活用するため）
- ・現天守閣の解体や木造による復元工事の現状変更申請が許可されるまでは一定期間が必要で、半年を要する場合もあります。しかし、承認された後すぐに本体工事を始めるためには、木材の調達を含めた事前の準備作業が非常に重要です。

。

提案者への追加要請資料（通知書、質疑書、正誤表等）

【資料内訳】

■通知書（第1回）

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルの見積条件の見直し及び技術的事項の確認について

■通知書（第2回）

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルの技術的事項の確認（第2回）

■A者提出資料

- ・正誤表 <6P>
- ・質疑回答書（第1回） <9P>
- ・質疑回答書（第2回） <3P>
- ・質疑回答書（第3回） <6P>
- ・質疑回答書（第4回） <5P> ※解答欄空欄（回答の受領は3/22及び3/23の予定）

■B者提出資料

- ・正誤表 <2P>
- ・質疑回答書（第1回） <8P>
- ・質疑回答書（第2回） <1P>
- ・質疑回答書（第3回） <3P>
- ・質疑回答書（第4回） <6P> ※解答欄空欄（回答の受領は3/22及び3/23の予定）

■見積条件の見直しによる見積額再提出

（石垣積み直し、現状ケーソン基礎を利用しない場合）

・A者・B者建設費一覧表

- ・A者 事業費提案書 <3P>
- ・B者 事業費提案書 <1P>

平成 28 年 3 月 17 日

A 者

正誤表

事業名：名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 2 月 26 日付けの「名古屋城天守閣整備事業」に係る「技術提案書」について、誤記がありましたので訂正いたします。

No.	技術提案書資料名 及び正誤箇所	ページ	正	誤
1	①業務実施方針 2/5 設計業務	2	平成 28 年 4 月から平成 29 年 10 月までの <u>18.5 ヶ月</u> (自発的設計期間 2か月を含む)を設計期間と して実施します。	平成 28 年 4 月から平成 29 年 10 月までの <u>18.5 ヶ月</u> を設計期間として実施します。
2	①業務実施方針 2/5 業務工程表 「荒壁土 調達」欄の「荒壁土 調達」工程線	2	平成 29 年 5 月中旬～平成 29 年 9 月末	平成 28 年 12 月初～平成 29 年 9 月末
3	①業務実施方針 2/5 業務工程表 「工事施工・石垣工事」欄	2	「B1 内部等補修」工程線： <u>平成 30 年 6 月初～平成 32 年 3 月末</u> 「石材強化・補修」工程線： <u>平成 32 年度 10 月～</u>	「B1 内部等補修」工程線： <u>平成 30 年 3 月初～同 10 月末</u> 「石材強化・補修」工程線： <u>平成 34 年度初～</u>
4	①業務実施方針 2/5 業務工程表 「工事施工・仮収蔵庫」欄	2	「計画・工事」工程線： <u>平成 28 年 7 月初～平成 29 年 3 月</u>	「計画・工事」工程線： <u>平成 28 年 8 月初～平成 29 年 3 月</u>

5	①業務実施方針 2/5 業務計画にあたっての前提条件 見出し	2	業務計画にあたって克服すべき課題 見出し	業務計画にあたっての前提条件 見出し
6	①業務実施方針 3/5 事業費実現に向けた前提条件 見出し	3	事業費実現に向け克服すべき課題 見出し	事業費実現に向けた前提条件 見出し
7	①業務実施方針 3/5 事業費実現 に向けた前提条件 ■ 特別史跡内 の変更申請の早期部分解除見出 し	3	■ 特別史跡内の変更申請の早期部分許可 見出し	■ 特別史跡内の変更申請の早期部分解除 見出し
8	①業務実施方針 3/5 工期実現に向けた前提条件 見出し	3	工期実現に向け克服すべき課題 見出し	工期実現に向けた前提条件 見出し
9	①業務実施方針 3/5 工期実現に向けた前提条件 ■ 特別史跡内の変更条件 見出し	3	■ 特別史跡内の変更申請の早期部分許可 見出し	■ 特別史跡内の変更条件 見出し
10	①業務実施方針 3/5 工期実現に向けた前提条件 ■ マイルストーンに基づくタイ ムリーな契約の締結 最下行	3	調査・設計は優先交渉権決定後平成 28 年 6 月着手 します。	また、調査・設計は優先交渉権を得た直後の平成 28 年 4 月着手を前提とします。
11	②概算事業費 1/17、7/17 基礎・基壇工事 具体的取組	6,12	天守の杭基礎提案②：既存ケーソンの耐久性が見込め ない場合は、既存ケーソン内穴あけ作業も追加となります。	天守の杭基礎提案②：杭基礎工事に伴う既存ケーソン 内穴あけ作業の追加。耐久性が確認できれば杭費用削 減可能

12	②概算事業費 2/17、5/17、8/17、 11/17 s 仮収蔵庫工事 (5) 借地面積	16	※名古屋城外(近郊) の市有地で設定	※市有地で設定
13	②概算事業費 8/17 事業費提案書(石垣工事(積直し))	13	提案事業費(大天守): 1,205,793	提案事業費(大天守): 872,793
14	②概算事業費 15/17 I. 建設工事費 共通仮設費	20	保管場所は名古屋市近郊他に分散して予定しており、・・・	保管場所は名古屋城近郊に予定しております。
15	②概算事業費 16/17 1 設計段階における事業費の縮減案(青字) [2]仮収蔵庫を御深井丸に設置	21	現状名古屋城外(近郊) の市有地に・・・	現状名古屋城外に・・・
16	②概算事業費 17/17 2 事業費参考額(概算経費)と 提案額の検証	22	16 その他項目 ・直接仮設・木工事・鋸金具工事・石垣工事・解体工事(建具工事を削除)	16 その他項目 ・直接仮設・木工事・鋸金具工事・石垣工事・工具工事・解体工事
17	②概算事業費 17/172 事業費 参考額(概算経費)と提案額の 検証 [6] 防災計画 3 提案額 に対する縮減案 [10] 防災計 画	22	スプリンクラー設備・放水銃設備・ドレンチャ一設備 放水銃設備・ドレンチャ一設備・炎センサー設備・耐圧路盤設置費用	スプリンクラー設備・放水銃設備・ドレンチャ一設備 炎センサー設備・耐圧路盤設置費用
18	③工程計画 1/5、2/5 工程表 「その他・見学施設」欄	23,24	見学施設公開期間	見学施設会館期間

19	③工程計画 工程表	3/5	25	削除	工程表中の平成 28 年 7 月～9 月中旬に示す「素屋根設計」の上部に記載された記載文字のない工程線
20	③工程計画 工程表	3/5	25	削除	工程表中の平成 32 年 7 月～8 月末に示す「検査」の上部に記載された記載文字のない工程線
21	③工程計画 工程表	3/5	25	検査※ 以下を追記 ※「検査」には、手直し、再検査、検収が含まれます。	工程表中の平成 32 年 6 月～7 月末に示す工程線記載文字 「検査」
22	③工程計画 工程表	3/5	25	「土壁材料納期」工程線：平成 29 年 5 月中旬～平成 29 年 9 月中旬	「土壁材料発送」工程線：平成 28 年 11 月～平成 29 年 9 月中旬
23	③工程計画 「工事施工・土壁練場」欄	3/5	25	木材の発注について契約 1 確実な工期達成のためのマ イルストーン 「e 議会承認・契約」欄の実施 内容欄	木材・荒壁材料の先行発注について契約
24	③工程計画 1 確実な工期達成のためのマ イルストーン 「g 現天守解体工事の着手」欄 下部	3/5	25	「g 契約」欄を追加 実施内容欄に「・荒壁材料の発注について契約」を追 加	[8] 左官工事の短工期対応 の「乾式荒壁」
25	③工程計画 2 工期短縮のための技術的方 策	3/5	25	「うす塗り荒壁」	

26	③工程計画 4/5、5/5 5 左官工事 [1]工程表	26	「粘土・糊・わら発注」開始時期：平成 29 年 5 月中 旬～	「粘土・糊・わら発注」開始時期：平成 28 年 11 月～
27	③工程計画 4/5、5/5 もの決め製作工程表 木造復元工事（大天守） 木造復元工事（小天守）	27	「荒壁・漆喰 材料発注」開始時期：平成 29 年 5 月 中旬～	「荒壁・漆喰 材料発注」開始時期：平成 28 年 11 月 ～
28	④施設設計画概要 1/4～4/4 天守閣 整備にあたつての前提条件	28,29,3 0,31	天守閣整備にあたつて克服すべき課題	天守閣整備にあたつての前提条件
29	④施設設計画概要 1/4 天守閣整備にあたつての前提条件	28	実現性のある史実に忠実な復元計画を実現します	適正な木材調達価格を前提に、透明性の高い事業費を 実現します
30	④施設設計画概要 3/4 3 音声による案内 見出し	30	3 音声に頼らない案内	3 音声による案内
31	⑤基本図面 1/24 ■仮収蔵庫	32	※ 敷地は名古屋城外（近郊）の市有地で設定	※ 敷地は市有地で設定
32	⑥基本図面 6/24 大天守 4 層平面図（青枠内図 面）	37	[1] の指示先に 「車いす用仮 設エレベータ」 図示 [2] の指示先に 「仮設避難コア」 図示 [3] の指示先に 「5 層へ向かう木造階段」 図示	図中記載漏れ [1] 車いす用仮設エレベータの設置位置 [2] 火災から守られた堅牢な「仮設避難コア」を設置 [3] 木造階段をさらに設置

33	⑥構造計画 1/3 構造計画の前提条件	56	構造計画における克服すべき課題	業務計画の前提条件
34	⑦木材の調達 1/3 2 木材质と検品仕様の設定 1 木材検討会の設置による検品仕様の明確化	59	「木材検討会」の設立時期については本造復元工事基本設 計契約承認後と考えています。	「木材検討会」の設立時期については本造復元工事基本設 計契約承認後と考えています。
35	⑦木材の調達 3/3 3 保管管理 1 伐採・乾燥・加工された貴重な木材の保管	61	名古屋市近郊にて木材専用倉庫を構築し、・・・	名古屋近郊にて木材専用倉庫を構築し、・・・
36	⑦木材の調達 3/3 3 保管管理 2 「木材保管庫」と「木材加工場」の設置	61	名古屋市近郊にて木材保管庫・木材加工場を設け、・・・	名古屋近郊に木材保管庫・木材加工場を設け、・・・
37	⑧仮設計画 1/4～4/4 天守閣整備にあたっての前提条件	62,63, 64,65	天守閣整備にあたって克服すべき課題	天守閣整備にあたっての前提条件
38	⑨復元過程の公開素屋根見学施設概念図 図中表記	66	削除	スタッフ用エレベーター

平成 28 年 3 月 17 日

平成 28 年 3 月 11 日

競争参加者各位

A 者

技術的事項の確認、質疑事項

事業名　名古屋城天守閣整備事業

質問番号	項目	該当頁	質問内容(3/11)	回答(3/17)
1	全般		提案書記載内容の誤記や記載漏れ等について正誤表の提出をお願いします。	別紙「正誤表」を提出いたします。
2	工期を守るための条件	2,3,26	工期を守るための条件として、工事の先行契約の必要性が記載されています。これらの先行契約が必要な工事種目について、具体的にご提示願います。 ・工事種目 ・その契約日（時期） ・工事金額	a直接仮設工事の一部 2016年7月1日以降急ぐ部分より順次行います。 金額については工事範囲の協議の結果で設定します。 b素屋根工事 2016年7月1日以降急ぐ部分より順次 契約金額については最初に鉄骨材料費となりますが、 素屋根詳細設計後の協議で設定します。 c車路・棧橋工事 d仮設橋梁工事 2016年7月1日　￥800,100千円*

金額については事前契約範囲の協議結果によります。

h木材保管庫				
j左官工事	2016年12月1日	¥571,440千円*		
q石垣工事	2017年5月15日	金額については協議によります。		
r解体工事	2016年7月1日	調査工事		
s仮収蔵庫工事	2016年11月1日	内部石垣撤去工事		
t共通仮設費	2016年7月1日	地層相当部分石垣撤去工事 金額については協議によります。		
u各種調査・仮設工事・解体工事等は先行発注とならないよう に、それを独立した個別の工事としてタイムリーに契約・ 発注していただく方式が考えられます。				
3 工期を守るための条件：工事の先行契約	2,3,26	上記について、名古屋市の規定により、工事の先行 発注が不可能な場合はどのような方策が考えられる でしょうか。		
4 概算事業費算出条件	20,22,6 ～17	提案書の概算事業費は、社会・経済・政治的なリスク を除き、技術的見地からの当プロジェクトで起こりうる想定条件は見込んだ金額と考えてよろしいで しょうか。見込んでいない場合は、どのような増額 要件が考えられるかお示しください。	技術的見地から当プロジェクトの想定条件を見込んだ金額と しております。想定外の要因が発生した場合には協議をお願 い致します。	

5	概算事業費（復元過程の公開開連費用）	62,65,66	復元過程の公開開連費用に関するハード面およびソフト面について、提案書に記載されている事項は全て事業費に含まれていると考えてよろしいですか。	P.62・65の記載内容は、事業費に含んでいます。 P.66 は、素屋根の断面に記載されている見学スペースは事業費に含まれますが、見学スペースの展示内容、運営方法を含めて、記載項目全て今後の協議により大きく予算が変動する項目と考えています。【提案書中のグレー数字は協議等による追加提案です】
6	概算事業費（現天守閣の記憶を後世に伝える方策）	67	現天守閣の記憶を後世に伝える方策については事業費は事業費提案書には計上されていますか。また、既存天守閣の解体時の記録作業や解体部材の一部保存等作業についても未計上と考えてよろしいですか。	計上していません。また、既存天守閣の解体時の記録作業や解体部材の一部保存等作業についても未計上です。展示・イベント等の事業運営会社等の決定を含め協議内容と考えています。
7	仮設計画での遺構保護	62,63	名城公園から本丸への仮設工事による動線構築について、外堀に対する保護対策について補足願います。	外堀上に架設する仮設棧橋は、外堀内に支柱を設置しないで設置しますので外堀内で行う作業並びに設置物はありません。
8	石垣積み直し工事について	6~17,20	天守閣建替えに伴つて生じる地層部分積み直しその他石垣積み直し費用を分けてご提示願います。又、劣化平石取替費用も分けてご提示願います。それぞれの積み直し工事の参考数量（面積）もご提示願います。	天守閣建替えに伴つて生じる地層部分積み直し B1F 内部石垣 7 億 + 石垣外周上部 3 億 参考数量 1,487m ² 石垣工事積み直し(天守建替えに伴う部分を除く) 36 億 参考数量 4,688m ² 劣化平石取替 外堀の 2 割、天守台の 3 割、戦災劣化想定部の 8 割の平石を取り換えると想定して積替え費用全体を概算しておりますので、劣化平石取替のみの費用を算出しておりません。

9	概算事業費（基壇・基礎工事）	20	提案書には「既存ケーンソンに杭を追加することを基本として提案」と記載がありますが、事業提案書の※現状ケーンソン基礎を使用しない場合にのみ該当すると解釈してよろしいですか。	貴見解の通りです。
10	使用木材について	20,59	使用木材について、一部で外材（米ヒバ）利用が提案されていますが、コスト用件等を除外しても国産材調達は困難でしょうか。	現時点では、一部の長尺大径材の入手が確約できなかったため、米ヒバで提案しております。今後、樹種等の特性の詳細検討を含め、木材検討会で協議したいと考えています。
11	現天守閣のアスベスト材の処理	2	要求水準書の設計条件③現天守閣の欄では「解体工事前の設備配管接合部アスベスト材の処理が必要となる。（現地調査による）」と記載していますが、提案書ではこの処理費用は見込んでいますか。	含んでおります。 但し現地調査を行っていないませんので想定金額（レベル3程度の処理費）となります。正確な金額は現地調査後となります。
12	石垣積み直し工期	24	石垣積み直しの工期について、工程表では終了時期が平成41年度の初期の表示となっていますが具体的な月が読み取れませんので、明示をお願いします。	平成41年6月30日完成予定です。
13	見積書		工程計画25に記載のある6—7月に契約が必要となる工事種目及び小内訳までの見積書の提出をお願いします。	工事種目は質疑回答2を参照下さい。 小内訳は概算金額計上でのため提出できるものではありません。
14	工程計画	P1,25	認識として過去の実績等の調査を踏まえて10~20年かかると判断されたものが、52カ月で可能になる具体的な項目としては、P25の「工期短縮の為の技術的方策」「工程実現にあたっての前提条件」がすべてと理解してよいでしょうか。	P25の「工期短縮の為の技術的方策」「工程実現にあたっての前提条件」に加えて、P.25の工程表内の記載事項を含めた内容となります。

15	業務実施方針：工期マネジメント実施方針	P3	1-5 設計施工一貫BIM対応組織で迅速な合意形成及び2-4見える化による迅速な合意形成とあります が、BIM ソフトは具体的に何を使用しますか、又各業者間でBIMをどのように展開しますか。	BIM ソフトはアーキキャド(Archicad)等を考えていますが、形状に応じていくつかのBIMソフト(ライノセラス(Rhinoceros)やグラスホッパー(Grasshopper)等)を組み合わせて使用するとも想定しています。3D データを設計段階より作成し、各業者間とはデータ連携を行い施工計画や木材加工などにも活用する予定です。
16	業務実施方針：工施工段階工事の業務の実施方針	P4	4-2 設計スタッフの常駐により、とあります がP5の3-1 設計チーム全員が施工現場に常駐するとの理解でよろしいでしょうか。	業務内容と実施時期により必要と思われるメンバーが常駐対応すると考えています。
17	業務実施方針：マネジメント全体方針、チーム編成	P3、5	総合調整室のメンバーは、専任でしょうか、又は各チームの統括等が兼任となるでしょうか。	総合調整室のメンバーは、常駐する専任者に加え、総括代理人と各チームの統括者等の兼任のメンバーを想定しています。
18	業務実施方針：工事段階のチーム編成	P5	工事監理チームの工事監理統括のプロフィールは示すことができますでしょうか。	大規模建築の設計・監理 一級建築士、構造一級建築士、JSCA建築構造士 設計：ナゴヤドーム、mozo ワンダーシティ、ライオンズミッドキヤピタルタワー 監理：ささしまグローバルゲート、シンフォニーフィールド、ATグループ本社
19	概算事業費	P6	建設工事費の木材保管庫工事に小天守の金額の記載がないが、大・小天守合計の金額と理解してよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。大・小天守合計金額を大天守に計上しております。
20	概算事業費	P6,P7,	事業費提案書において、小天守の石垣工事・解体工事費は大天守に含まれているのでしょうか。	含んでおります。大・小天守合計金額を大天守に計上しております。

21	概算事業費	P7	共通仮設費について大天守のみに金額記入がありますが、大・小天守合計の金額と理解してよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。大・小天守合計金額を大天守に計上しております。
22	構造計画：400 年の耐用年数を目指す	P20、58	既存ケーソン基礎の健全性調査による耐久性基準は、後述の RC 造基礎は 400 年以上の耐久性を目指すとあります。そのレベルとするのでしょうか。	ケーソンの劣化が進行してもケーソンを構成するコンクリート塊には通常地盤以上の耐力が期待できます。この場合、底版を直接基礎フーチングとするような基礎構造が成り立ちます。このような考え方のもと、400 年以上の耐久性を目指します。
23	提案した総事業費内での事業実施を実現するための具体的方策：解体工事	P20	プロック解体とは具体的にどのような工法でしょうか。また、1 つのブロックの重量及び大きさはどう程度でしょうか。	ワイヤーソーやクラッシャー重機を使用して、柱、梁、かべ、床等をある程度の大きさに縁切りをして、大きな塊として搬出する方法です。
24	提案した総事業費内での事業実施を実現するための具体的方策：木材調達	P20	提案した総事業費内での事業実施を実現するための具体的方策：木材調達	1 ブロックの重量としては 9t 程度まで、10tダンプに積載できる大きさを予定しています。
25	提案した総事業費内での事業実施を実現するための具体的方策：木工事（宮大工）	P20	調達後の倉庫・加工場・加工後の保管倉庫を現地ではなく、あえて名古屋近郊に設置する理由をお聞かせください？	現地にも設置する計画ですが、材木業者や加工工場の近傍で確保するごとにによるメリット（移動費の低減等）があるため、名古屋近郊にも設置する予定です。

26	事業費抑制のためのコスト管理計画・手法：工事段階での事業費の縮減案	P21	工事車両同線の提案において、正門からの工事経路に変更することで 1,190,000 千円の縮減があるが、この場合見学者動線と錯綜すると言えらрестsが、見学者の安全性についてどのように考えていますか。	フェンス等で見学者通路と工事車両動線を分離し、動線交差部には横断歩道を設け、ガードマンによる確実な誘導と工事車両の徐行運転励行を遵守し、見学者の安全を確保します。
27	参考額に対する提案額の考え方：仮設工事(2)	P22	解体時の素屋根設置を解体用足場と防音パネルのみとすることで減額となるが、周辺環境への影響による工程への影響はないでしょうか。	解体用足場と防音パネルを組合せた騒音対策は、通常、繁華街や住宅街での解体工事現場でも採用されており、十分であると考えます。
28	主要工種の工程に対する考え方：解体工事	P26	素屋根外壁先行による 24 時間施工とありますが、完全な昼夜 2 交代制となるのでしょうか。深夜工事による騒音等の近隣への影響はないでしょうか。	基本は作業時間の夜間延長とし、必要に応じて 24 時間施工が可能なものとします。従いまして、完全な 2 交代制によりすべての解体を実施するものではありません。 深夜工事の騒音影響については、特定建設作業の対象外(ワイヤーソー切断や揚重作業等)のみの作業とします。 また、夜間工事による発生騒音については、敷地境界部(外堀外縁部)において条例で定める騒音基準値以下とします。
29	構造計画：高層木造建築物構造	P56	耐震補強として各階内壁に CLT 耐震壁を設置とありますですが、すべての壁が内法上部のみの壁であり、設置することで逆に局部的に応力が集中することはないでしょうか。また CLT の厚みはいくつでしょうか？	柱階高を小さくすることで、剛性と耐力の確保を図る考え方です。CLT の厚みは現在の想定では 150mm です。今後予定している架構実験を通じて性能を正確に把握し、補強箇所数、補強材厚さ等を決定していくことになります。決定に際しては、関係者との協議が前提となります。
30	構造計画：高層木造建築物構造	P56	CLT 耐震壁について、昭和実測図通りの板壁(板厚 3 寸 2 分 5 厘)を使用しパネル化することで、CLT 耐震壁と同等の耐震性能が期待できないでしょうか。	選択肢のひとつと考えます。今後の協議の中で検証していくたいと考えます。

31	木材の調達：乾燥計画	P60	「中空乾燥法」の場合、長さの制限はないでしょうか。	今回、調達可能な通し柱は11mまでとなります。11mまでは中空乾燥は可能と考えています。
32	仮設計画：素屋根計画：見学施設	P62	素屋根内に見学施設と木材加工場を設置とありますが、木材加工場はどの程度の規模を考えているのでしょうか、それとも実際の加工を行うことよりも、もっぱら見学者に見せるための目的で設置するのでしょうか。	イベント時に見学者に見せるための目的で設置する予定です。
33	仮設計画	P62	西の丸・本丸からの夜間工事動線が破線で表示されていますが、それぞれどこから工事車両の進入となるのでしょうか。	どちらも正門からの進入となります。
34	工程計画	P14~18	第3者機関等の協力が必要な項目について、リストを提示願います。	項目・該当頁・質問内容に食い違いが見られます。 再度、質疑をお願いします。
35	業務実施方針：事業費の確定	P3	木工事に関する種々の工夫、提案があるが、その現実性および実施はどう担保できるのでしょうか。また、懸索を解消する方策として考えられることがありますでしょうか。	有力木材業者との協業により、材種と産地を適切に設定することで木材調達の実現性を確認しています。
36	概算工事費：木工事		例：国産材利用、別途仕様の相当価格、・・・	今回取扱う木材は、大径で長尺のため、通常のJAS品質基準の適用はせずに、木材検討会で品質の選定を協議したいと考えております。ただし、構造材としては1等以上とし、仕上材としてはJAS品質基準の材面の美観表示で言うならば、天守最上階(5層部分)の入側柱・部屋境柱は、芯去り材の内法三方無節、一方上小節を目指します。その他の柱・梁材は、芯持材の並となります。芯持材が目立たない上質材を選定する予定です。

37	工程計画	天守台石垣の調査に関して、現天守解体後の穴蔵石垣の調査、穴蔵の発掘調査が考慮された工程についてのでしょうか。	現天守の穴蔵石垣の調査、穴蔵の発掘調査は、現天守解体工事前から着手し、現天守上部解体作業とも重複しながら作業ができる計画となつております。
38	ケーソン基礎	ケーソンには現在SRC造の天守閣の総重量が載つていいますが、現在の建物を撤去した場合にリバウンド現象としてケーソンには建物の総重量と同じ大きさの負の引き抜き力が作用すると考えられます。その引き抜き力によってケーソンに浮き上がりが生じる事はないでしょうか。又、そのケーソンの変位による石垣への影響を確認する必要はないでしょうか。この現象が考えられる場合は変位の減衰・収束時期と、状況の実測方法および実測期間についてもお示しください。	ケーソン先端地盤のリバウンドに伴い、石垣下部の地盤に生じる相対変形角は1/3000以下であるため、石垣の安全性に影響はないと考えています。
39	木構造	木構造体の構造実験が提案されていますが、可能な限り忠実に忠実な天守閣の仕口、継ぎ手に近い接合部(推定)の性能評価のための実験法について補足説明をお願いします。	木構造体の構造実験が提案されていますが、可能な限り忠実に忠実な天守閣の仕口、継ぎ手に近い接合部(推定)の性能評価のための実験法について補足説明をお願いします。
40	木材検討会の設置	史実に忠実な材種・品質の選定と検品仕様の設定のための「木材検討会」の設置が提案されていますが、この委員会の具体策をお示しください。	(構成員)名古屋市関係者、有識者、弊社、宮大工、木材納入業者等 (設置時期)木造復元工事基本設計契約承認後 調達可能な良質な木材を確保していますが、「木材検討会」では、材種の選定、品質基準及び検品仕様に関して、長尺材、大径材の特有の基準について合意形成を行います。

A者

平成 28 年 3 月 17 日

技術的事項の確認（第 2 回）

事業名 名古屋城天守閣整備事業

確認番号	項目	該当頁	確認内容 (3/14)	回答 (3/17)
1	業務計画にあたっての前提条件	P2	前提条件は、事業遂行のための希望及び目標と考えてよろしいでしょうか。	技術提案を成立させるために克服すべき課題と考えておりますが、今後関係者との協議により解決していきたいと考えております。
2	業務計画の全体方針	P2	表中の平成 28 年度 4・5 月に記載のある事項は、基本協定締結前であるため、自発的な事前作業及び事前協議と考えてよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。
3	業務計画の全体方針	P2	表中のシェミレーション等における①②③の意味は何でしょうか。	設計に必要な各種シミュレーションの精度を段階的に上げていくステップを表現しています。
4	事業費実現に向けた前提条件	P3	諸事情による仕様変動や価格変動に対して、提示された事業費内での実現するための工夫の記載であると考えてよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。ただし不測の事態については協議をお願い致します。
5	工期実現に向けた前提条件	P3	前提条件は、事業遂行のための希望及び目標と見てよろしいでしょうか。調査・設計の平成 28 年 4 月着手は、自発的な事前作業と考えてよろしいでしょうか。	前提条件に関しては技術提案を成立させるための克服すべき課題と考えておりますが、今後関係者との協議を行い解決していきたいと考えております。 調査・設計の平成 28 年 4 月着手については、貴見解の通りです。

6	確実な工期達成のためのマイルストーン 工程実現にあたっての前提条件	P25	マイルストーンに記載された事項は、事業遂行のための希望及び目標と食べてよろしいでしょうか。 文化財保護審議会の承認・許可のための正式申請は、設計契約後となります。設計契約前の調査・契約は自発的な事前作業及び事前協議でしょうか。	マイルストーンに記載された事項は、技術提案を成立させるための克服すべき課題と考えておきたいと考えています。 弊社提案書 29 ページ※1 に示すように、文化財保護審議会の承認・許可のための申請は、提案書及び当質疑回答書もどに行つていただくことが課題でありますので、実施については協議させて頂きます。
7	工程管理にあたっての前提条件	P27	前提条件は、事業遂行のための希望及び目標と考えてよろしいでしょうか。	技術提案を成立させるために克服すべき課題と考えておきたいと考えます。
8	天守閣整備にあたっての前提条件	P28	天守閣整備に当たっての条件の確認をしていたとき、取り組み姿勢を示す内容と考えてよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。
9	天守閣整備にあたっての前提条件	P29	前提条件は、事業遂行のための希望及び目標と考えてよろしいでしょうか。	技術提案を成立させるための克服すべき課題と考えておきたいと考えます。
10	天守閣整備にあたっての前提条件	P30	天守閣整備に当たっての条件の確認をしていたとき、取り組み姿勢を示す内容と考えてよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。
11	防災計画にあたっての前提条件	P31	天守閣整備に当たっての条件の確認をしていたとき、取り組み姿勢を示す内容と考えてよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。

12	構造計画の前提条件	P56	天守閣整備に当たっての条件の確認をしていただき、取り組み姿勢を示す内容と考えてよろしいでしょうか。	現状変更申請についての記載は克服すべき課題と考えております。今後関係者との協議を行い解決していきたいと考えております。
13	天守閣整備にあたっての前提条件	P62	前提条件は、事業遂行のための希望及び目標と考えてよろしいでしょうか。	技術提案を成立させるために克服すべき課題と考えておりますが、今後関係者との協議により解決していきたいと考えております。
14	天守閣整備にあたっての前提条件	P63	天守閣整備に当たっての条件の確認をしていただき、取り組み姿勢を示す内容と考えてよろしいでしょうか。	今回の見積り算定のための想定条件です。
15	天守閣整備にあたっての前提条件	P64	天守閣整備に当たっての条件の確認をしていただき、取り組み姿勢を示す内容と考えてよろしいでしょうか。	貴見解の通りです。
16	天守閣整備にあたっての前提条件	P65	前提条件は、事業遂行のための希望及び目標と見てよろしいでしょうか。	技術提案を成立させるために克服すべき課題と考えておりますが、今後関係者との協議により解決していきたいと考えております。

A者

技術的事項の確認 質疑事項（第3回）

事業名 名古屋城天守閣整備事業

名古屋市長 河村たかし

平成28年3月18日回答

平成28年3月17日

質問番号	項目	該当頁	質問内容 (3/17)	回答 (3/18)
1	構造計画：基礎工事	P6,9,12,15 P56	基礎工事についてもう少し具体的な内容があれば提示をください。特にケーンソンを使用する場合と使用しない場合について、それぞれどんな構造にして、どんな工法を使いますか。 予算立てに關してもその両方に關してわかりやすく説明してください。	<p>【ケーンソンを使用する場合】</p> <p>① 従来からケーンソンが保有している支持能力をそのまま活用する考えです。現名古屋城基礎のように4本のケーンソン頂部をつなぐように剛強な底版を設けます。断面イメージは提案書⑧構造計画(P56中央)に示した通りです。</p> <p>② ケーンソンをケーンソンとして使用できない場合、ケーンソンの劣化が進行してもケーンソンを構成するコンクリート塊には通常地盤以上での耐力が期待できます。この場合、底版を直接基礎フーチングとするような疑似パイルドラフト基礎構造が成立すると考えられます。</p> <p>ケーンソンが劣化した場合の直接基礎支持地盤としての性能や地震時挙動を調査結果に基づいて検証していく予定です。(技術的事項の確認(第2回)No.22をご参照下さい)</p> <p>【ケーンソンを使用しない場合】</p> <p>調査、詳細検討の結果、上記の考え方が成立しな</p>

			いと判断した場合は、ケーソン内にオールケーソン工法を用いて場所打ちコンクリート杭を構築して対応することとなります。断面イメージは提案書⑧構造計画（P56右下）に示した通りです。
		【ケーソンを使用しない場合の縮減費用】	
		概算事業費（P21）青枠内：1. 設計段階における事業費の縮減案 [1]既存ケーソン基礎の再利用	に示しています。
2	提案した総事業費内での事業実施を実現するための具体的方策：木工事（宮大工）	P20	施工に必要な宮大工の人工把握について専門会社との協議済みとありますか、ちなみ総人工はどの程度でしょか。また宮大工の各工程での人工はどの程度でしょか。
3	事業費参考額と提案額の検証	P22	名古屋近郊に木材保管庫・加工場を現地に設置（例えば総合事務所ヤードに隣接して）することで、賃料664,000千円の減額となりませんか。
4	主要工種の工程に対する考え方：木工事	P26	3段階の各段階における発注量はどの位でしょうか。
5		P64	地下1階RC外周壁（ハーフPC）設置による外周部石垣の一時取り外しはないと理解してよいですか。
6			現在の提案である2020年7月の竣工を前提とした場合の工事費と、もう少し前提条件が確定した場合（あるいは前提条件が緩やかに確定していく場合）における工事と工期の関係を説明してください。
			条件が変わった場合の工事費は、3月17日に提出しました「見積り条件の見直しによる見積額再提出」様式8-3(追加)の通りです。その場合の工期に変更はありません。前提条件が緩やかに確定していく場合の工期と工事費の関係は今後の協議で検討してま

			いります。
7	工程計画	P14～	工程計画におけるマイルストーンの設定、それに基づく進捗の適否の判定方法、不適の場合の対処方法の追加説明資料を提出してください。
8	行政・許認可対応工事の早期着手	P3	行政・許認可対応工事による工事の早期着手について必要性と現実性を説明してください。
9	マイルストーンに基づくタイムリミーな契約の締結	P3	マイルストーンに基づくタイムリミーな契約の締結について現実性と考えられるリスクを説明してください。

			優先交渉権決定後、まず設計と工事費の総額について決定していただき、それに基づき個別に契約していただくことで、先行発注になるリスク等はないと考えています。
10	業務実施方針：柔軟な調達マネジメントによるコスト管理	P3	一部外材の活用等によりどのようにコスト抑制をどのように行いますか。
11	業務実施方針：継続的な伝統継承人材育成と女性の活躍推進	P4	継続的な伝統継承人材育成について、具体的・現実的アイデアはどのようなものがありますか。
12	木工事（宮大工）	P20	施工に必要な人員の把握と専門会社との協議ができるいるとあるが、具体的には何がありますか。
13	構造計画：耐震計画	P45	提案では、構造体に制震工法や免震工法の選択もあります。伝統木造建築、文化財建造物の復元、という観点から両工法を選択肢に入れることは正しいでしょうか。両工法を採用しないと設計不可能になる根拠が提案書からは読み取れません。
14	設計段階、工事段階のチーム編成、各担当者の能力や実績・資格	P5	伝統木造建築の設計にして、伝統木造建築及び、文化財建造物の設計、修理に関する高い博識と実績を有する伝統木造建築専門の設計事務所とのコラボレーションは考えていますか。
			3. 実現力をもつ高い技術者組織[1] 専門技能の高い技術力をもつた設計連合チーム及び体制表にも記載していますが、「文化財保存計画教会」「魚津建築設計事務所」との協業を予定しています。また、①業務実施方針（P4）ページ左側2.技術力・専門性の高い設計連合による設計業務の推進[1]及

			び[2]の通り、一体となつた強力な設計チームを構築しております。
15	木材の調達計画 P59	提案では木材調達の可能性と期間についての根拠がわかりませんので説明してください。	得意分野が異なる有力木材業者との協業により、ほぼ国内産の木材調達の実現性を確認しています。主要部材の一部は水中貯木等の在庫を確認しており、木材調達は可能と考えております。 調達期間は、平成 28 年 11 月から平成 30 年 3 月を予定しております。
16	木材の調達計画 P59~	木材調達をより可能にするための方法はありますか。	使用部位に応じた木材グレードの設定をすることで、產地の多様化（外国産含む）と採用可能な木材の調達範囲の拡大を図ります。また、乾燥方法の工夫による立木を採用することが木材調達をより可能にする方法と考えています。 現段階での調達が確約できていない一部の材料については、外国産材で提奏しております。
17	木材の調達計画 P59	檜の調達は国産材のみで可能でしょうか。もしそうであればその根拠を示して下さい。	大径材で長尺となる 3 本の梁材、赤身の大径長尺材となる土台以外は国産材の檜で予定しています。根拠としては、得意分野が異なる有力木材業者との協業による国内産の木材調達の実現性を確認しています。また、主要部材の一部は水中貯木等の在庫を確認しております。 ベイヒは米国では伐採禁止のため調達が困難と考えています。このため、入手可能な力ナダ産米ヒバで提案しております。

		在来工法に基づく仕口・継ぎ手が示されていますが、何を根拠にしていますか。	天守閣に使用された継手・仕口の検討を設計チームにて進めており、この時代で良く使用されたと推定している一例を示しています。これが確定仕様とは考えておらず、有識者とのご協議、ご指導を経て適切と判断できるものへ収斂させていきたいと考えております。
18	構造計画	長尺木材の人口乾燥処理、そして自然乾燥の期間はどのように考えていますか。	長尺材は水中貯木した材料を予定しておりますので、材種にもよりますが、半年間程度の自然乾燥で考えております。
19	木材の調達：乾燥計画	P60	立木を伐採したものについては2週間の低温乾燥ののち、径によって半年から10か月の自然乾燥で考えております。

A者

技術的事項の確認 質疑事項（第4回）

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成28年3月18日

名古屋市長 河村たかし

質問番号	項目	該当頁	質問内容	回答
1	2		「<設計業務>平成28年4月から平成29年10月中までの18.5ヶ月を設計期間として実施します」と「調査・設計は優先交渉権決定後平成28年6月着手とします。」の2種類の表現がありますが、どちらが正でしょうか。また、4月の段階では予算化されておらず契約することができますが、工期との考え方を示しください。	
2	25, 27		仮設工事など先行して4月より協議、調整、作図、検図となつておりますが、契約前着手の承認等の考え方をお示しください。	
3	2, 3, 4		要求水準書では、下記のように各種許認可の調整及び手続きは受注者が主体的に行うものであり、市はそれに協力することになっています。提案では、各種許認可の協議は名古屋市が主体で行い、受注者は資料作成によるサポートの提案となっておりますが、考え方をお示しください。 * 要求水準書第2章第1節1(1)本事業の業務(抜粋)	

		「文化庁等関係団体等との打合せ、行政手続き（文化財保護法、建築基準法、消防法等関係法令に関わる手続きの全て）」
		* 要求水準書第3章第2節2 主な設計条件①史実に忠実な復元
		* 要求水準書第3章第4節2 (3) 完成期限の厳守（抜粋）
		「受注者における工程管理に当たっては、事業工程の遵守が図られるよう、継続的に事業の遅延の恐れのある事項を抽出し、自ら主体的に調整するものとする。その際、本市は受注者が実施する調整に協力するものとする。」
4	19	施工技術検討に係る参考見積について、単価が110万円／人・月の根拠をお教えください。また、工事費の諸経費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。
5	20	総事業費の考え方、「協議・調査による不確定要素を含めた最大事業費」とあります。提案された概算事業費は上限額であり、この概算事業費を事業期間に渡つて遵守するという理解でよろしいですか。
6	20,22	提案木材について、節の程度の記載がありません。提案額は、事業費参考額の復元方法Ⅱとの比較がなされておりますので、復元方法Ⅱの等級程度と思われますが、「柱については、無節から小節程度（長物材は節付有）」と幅があります。 見積において、どのような節の程度及び等級を想定されていますか。

			技術提案・交渉方式では、設計積算は受注者の業務であり、市は、その妥当性を検証する必要があります。木材の先行発注を想定されていますが、木材調達の契約を行う場合には、予算要求前に積算の根拠となる信憑性のある設計図や数量調査書、積算書が必要になると考えますが、考え方をお示しください。
7	25		基本設計当初で、学識経験者の意見や文化庁の見解が示されていない時期であり、部材寸法、仕上げの仕様等が確定していないと考えられます。木材選定の考え方や図面による確認、承認は、どのように行われるのか考え方をお示しください。
8	25, 26		騒音規制法、振動規制法及び環境保全条例が適用される中で、夜間工事を可能にするための工夫をお示しください。
9	27		工程管理にあたっての前提条件として、「特別史跡の現状変更申請について隨時許可がいただけるものとします。」とあります。が、隨時許可が得られない場合の考え方をお教えください。
10	29		予算成立前に、木造復元を前提とした手続きを進めることができないため、予算成立前に現状変更申請ができません。十分議論された、全ての復元計画案を検討する詳細な図面や復元計画のための資料を作成することが可能か、考え方をお教えください。5ヶ月までに準備工事、仮設工事に係る現状変更許可申請を取ることとは現実的ではないと考えられます。工期の考え方をお教えください。

11			防災計画にあたっての前提条件で「国宝・世界遺産の姫路城と同等の防災設備を設置する計画をベースとしますとあります」が、姫路城は一例としてあげただけで、木造復元する名古屋城として来館者の安全性を確保できる防災設備を整備するという理解でよろしいですか。
12		31	提案の避難計画において、入場整理券発行による避難対象者の制御を想定されますが、防災上、全体入場者数は最大で何人程度が妥当と考えておられますか。
13		37	4層のEV、仮設避難コア、増設階段が、具体的に図面に記載されていませんが、検討しているのでしょうか。
14		48, 49	石垣内部にコンクリート構造物を建造することは可能なのでしょうか。
15		57	業務要求水準書に「設計用地震力算定等については時刻歴応答解析またはその他妥当な方法により実施する。」としています。どのようにお考えでしょうか。
16		59	木材品質は木材検討会で仕様を決定していくとありますか、概算事業費はどのような仕様を前提に算出されているのでしょうか。
17		61	木材の品質は木材検討会で決定していくとされますか、木材検討会で決定した品質によって概算事業費が増額になることはないと考えてよろしいでしょうか。

18	実施説明書 13. (4)において「本業務における設計の内容が、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、「特例政令」という。）第10条第1項第1号の規定（特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務を調達する場合において、当該調達の相手方が特定役務を調達されるとき。）に該当しない場合には、工事施工業務の契約を締結しない。」と規定されていますが、今回の提案において、特例政令第10条第1項第1号に該当する技術・ノウハウ等はどうに想定されておられますか。	今回の提案では、木材の調達単価が高騰する可能性を示唆されておりますが、契約後の変更（1億円以上または契約金額の1割以上の変更）の場合、変更内容及び金額について、議会の議決が必要となり、その間変更に係る内容の工事は休止することになるため、契約前にその高騰を踏まえた金額を提示いただくことは可能でしょうか。	様式8-4 見積書式の業務経費項目にかかる人工ごとに想定している主な業務内容、人工数の根拠・内訳などを提示してください。
19			
20			

□
正 誤 表

事業名：名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 2 月 26 日付けの「名古屋城天守閣整備事業」に係る「技術提案書」について、誤記がありましたので訂正いたします。

No.	技術提案書資料名 及び正誤箇所	ページ	正（太字下線部）	誤
1	事業費提案書Ⅰ建設工事費 直接工事費の 1 石垣工事欄 中項目のタイトル	7 様式 8-3	石垣工事（積直し）	石垣工事（現状維持・保存対策）
2	事業費提案書Ⅰ建設工事費 直接工事費の 1 石垣工事欄 中項目のタイトル	8 様式 8-2 (追加)	石垣工事（現状維持・保存対策）	石垣工事（積直し）
3	○提案した総事業費内で事業 を実現させるための具体的方 策	1 2	<u>過大な要求品質</u>	過剰性能
4	4木工事の 3 行目及び 6 行目 ○本体先行施工、石垣後施工 にかかる仮設計画 7. 石垣・遺構保護計画 (1)想定範囲平面図右上の エリアの凡例Ⓐ	5 4	北面下部のはらみ部分	北面したはらみ部分

5	○現天守閣の記憶を構成に伝える方策 の2行目	5 6	別事業として提収します。	別事業として実施します。
6	様式 8-3 (石垣工事(積直し))	7	項目 その他共通費 <u>8,809,933</u> 様式 8-3(追加)(石垣積直し)案と同額となります。	項目 その他共通費 8,065,800

技術的事項の確認 質疑事項

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成28年3月17日

質問番号	項目	該当頁	質問内容(3/11)	回答(3/17)																											
1	全般		提案書記載内容の誤記や記載漏れ等について正誤表の提出をお願いします。	別紙にて提出させていただきます。																											
2	工期を守るためにの条件：工事の先行契約の必要性が記載されています。これらの先行契約が必要な工事種目について、具体的にご提示願います。	1,18,51	<ul style="list-style-type: none"> ・工事種目 ・その契約日（時期） ・工事金額 	<p>工期を守るためにの条件として、工事の先行契約の必要性が記載されています。これらの先行契約が必要な工事種目について、具体的にご提示願います。</p> <table> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>契約日</th> <th>直接工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.木工事(木材)</td> <td>2016.7.29迄</td> <td>12,700,000,000</td> </tr> <tr> <td>2.仮設工事</td> <td>2016.7.29迄</td> <td>1,400,000,000</td> </tr> <tr> <td>(城外名城公園部分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.解体工事</td> <td>2016.12.26迄</td> <td>2,008,000,000</td> </tr> <tr> <td>4.仮設工事</td> <td>2016.12.26迄</td> <td>2,290,000,000</td> </tr> <tr> <td>(構台・素屋根等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.共通仮設のうち2016.12.26迄</td> <td></td> <td>120,000,000</td> </tr> <tr> <td>植栽移設工事</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	契約日	直接工事費	1.木工事(木材)	2016.7.29迄	12,700,000,000	2.仮設工事	2016.7.29迄	1,400,000,000	(城外名城公園部分)			3.解体工事	2016.12.26迄	2,008,000,000	4.仮設工事	2016.12.26迄	2,290,000,000	(構台・素屋根等)			5.共通仮設のうち2016.12.26迄		120,000,000	植栽移設工事		
工事種目	契約日	直接工事費																													
1.木工事(木材)	2016.7.29迄	12,700,000,000																													
2.仮設工事	2016.7.29迄	1,400,000,000																													
(城外名城公園部分)																															
3.解体工事	2016.12.26迄	2,008,000,000																													
4.仮設工事	2016.12.26迄	2,290,000,000																													
(構台・素屋根等)																															
5.共通仮設のうち2016.12.26迄		120,000,000																													
植栽移設工事																															

3	工期を守るための条件：工事の先行契約	1, 18, 51	上記について、名古屋市の規定により、工事の先行発注が不可能な場合はどのように方策が考えられます。	木材調達の方策としては、名古屋市様からの材料支給方式の採用が考えられます。 仮設工事・解体工事については、御指定の工期に影響するため、優先交渉権者決定後に協議させていただきます。
4	概算事業費算出条件	13, 6～9	提案書の概算事業費は、社会・経済・政治的なリスクを除き、技術的見地からの当プロジェクトで起こりうる想定条件は見込んだ金額と考えてよろしいでしょうか。見込んでいない場合は、どのような増額要件が考えられるかお示しください。	提案書に記載している事項は見込んでいます。 しかし、今後の調査結果や諸官庁との協議等により発生する内容は見込んでいません。 例) 現天守閣のアスベスト撤去処分費や、地中埋設物の発生に伴う費用、現天守閣の変電設備の盛り替え費用等
5	概算事業費（復元過程の公開関連費用）	55	復元過程の公開関連費用に関するハード面およびソフト面について、提案書に記載されている事項は全て事業費に含まれていると考えてよろしいですか。	ハード面は含んでいます。 ソフト面は含んでいませんので御提供願います。 例) 上映するビデオの撮影・製作費等
6	概算事業費（現天守閣の記憶を後世に伝える方策）	56	現天守閣の記憶を後世に伝える方策についての事業費は事業費提案書には計上されていますか。また、既存天守閣の解体時の記録作業や解体部材の一部保存等作業についても計上されていますか。	56 頁記載のとおり、本事業とは切り離した別事業と捉えており、計上していません。記録や保存作業等も同様です。
7	仮設設計画での遺構保護	53	名城公園から本丸への仮設工事による動線構築について、外堀に対する保護対策について補足願います。	外堀に対する保護対策は、事前の金属探査等事前調査で遺構を確認し、重要な遺構が確認された部分へは土木シートを敷設し直接仮設構造物が接触しないようにします。仮設構造物の杭打ちは行わず、大型土嚢の基礎とします。堀底のヘドロに対してはスケルトンバケットや篠で遺物が流出しないようにします。

8	石垣積み直し工事について	6~9	天守閣建替えに伴つて生じる地層部分積み直しとその他石垣積み直し費用を分けてご提示願います。又、劣化平石取替費用も分けてご提示願います。それぞれの積み直し工事の参考数量（面積）もご提示願います。	総額(直接工事費・税抜)：890,000,000 総参考数量（面積）：1,565m ² 詳細資料が無く短期間での概算によるため、総額及び総参考数量での提示とさせていただきました。 詳細については、優先交渉権者決定後にご協議させていただきます。
9	概算事業費（エレベーター工事）	6~9	エレベーター工事は事業費提案書に見込まれていますか。見込まれていない場合は金額の提示をお願いします。	見込んでいます。
10	概算事業費（仮収蔵庫工事）	6~9	仮収蔵庫工事は事業費提案書に見込まれていますか。	見込んでいます。
11	概算事業費（既存売店の建替え工事）	20,6~9	既存の売店を（仮称）ビジャターセンターとする提案書になっていますが、この建替え費用は事業提案書に見込まれているでしょうか。見込まれていない場合は金額の提示をお願いします。	見込んでいます。
12	概算事業費	6~9	事業費提案書について、仮設工事、共通仮設費等から次の項目についての費用を抽出してご提示願います。 ・素屋根工事 ・車路・棧橋工事及び仮設橋梁工事： ・車路・棧橋工事（仮設車路、構台・棧橋） ・仮設橋梁工事（名城公園から本丸への棧橋） ・仮収蔵庫工事	直接工事費（税抜）は以下です。 ・素屋根工事：1,653,000,000 ・車路・棧橋工事及び仮設橋梁工事： 630,000,000 （概算のため分けて抽出が困難） ・仮設収蔵庫工事：320,000,000
13	使用木材について	48	すべて国産材を使用すると提案書に記載されますが、調達の目処は立っていますか。具体的な調達根拠をお示しください。	48 頁に記載のとおり、複数の木材納入業者、製材業者へのヒヤリングにて確認しています。

14	現天守閣のアスペクト材の処理	18	要求水準書の設計条件③現天守閣の欄では、「解体工事前の設備配管接合部アスペクト材の処理が必要となる。(現地調査による)」と記載していますが、提案書ではアスペクト撤去費用は見込んでいないとの記載があります。設備配管接合部アスペクト材の処理費用は見込んでいいのですか。	調査費用のみ見込んでいます。
15	耐震基準	45, 47	要求水準書の設計条件⑤建築基準法の欄では「現行法と同等以上の耐震性能を満たすこと。」と記載しています。提案内容ではこの事が明示されていますが、同等以上の性能と考えて良いですか。	現行法同等以上の耐震性能を満たす構造とします。
16	見積書		工程計画14、15に記載のある、8月当初契約予定の工事種目及び小内訳までの見積書の提出をお願いします。	工事種目及び工事金額は質問2的回答によります。現時点では概算によるため小内訳は、優先交渉者決定後にご協議願います。
17	業務計画概要と特徴等：組織・取り組み体制	P2	工事監理については業務範囲外ではありますが、自主的な工事監理体制は考えていらないでしょうか。	現場の工事に係る部分についての自主的な支援は予定しています。
18	設計段階、工事段階の業務の実施方針：BIMの活用	P3	BIMソフトは何を使用しますか、又各業者間でBIMをどのように展開しますか。	BIMソフトはアーキCADを基本に考えています。BIM活用は社内検討用として考えています。
19	設計段階のチーム編成：チームの特徴、実績等	P4	設計チームは十分に能力が発揮できる体制の整備を図るとありますか、具体的にどのような体制となるのでしょうか？例えば、設計チーム全員が1ヶ所に集まって専任するとの理解でよろしいでしょうか。	実績及び得意分野を持つ協力事務所とチームを結成し役割分担をして実施するという主旨です。本店又は名古屋支店に専任のプロジェクト室を設置する予定です。協力事務所は常駐はしませんが適宜打合せしながら進める予定です。

20	業務実施方針：組織・取り組み体制、設計段階のチーム編成	P2,4	全体組織の中に設計チームを統括する管理技術者は専任を配置する予定です。 書き込みがありませんが、この管理技術者は専任でしょうか。それとも設計主任技術者が兼務することになるでしょうか。	管理技術者は専任を配置する予定です。
21	概算事業費：内外装工事	P6	内外装工事の量総数 1759 坪とありますが、各階における入側も置敷きと理解してよろしいでしょうか。	様式8－2欄外に記載されていた数値を引用させていただきました。
22	事業費抑制のためのコスト管理計画：使用木材の支給方式の採用	P13	支給方式による予想縮減額▲18億円とありますが、この削減額は専ら施工者経費と理解してよろしいでしょうか。それとも木材調達を、施工者責任での木材調達を避ける事で、価格が下がる事情があるのでしょうか。	税込みの施工者経費と考えています。
23	事業費抑制のためのコスト管理計画：一部木材の外国産利用	P13	外国産材提案の柱・梁・土台等の大断面の部材や一部長物材は予想縮減額▲20億円とあります が、構造的・耐久性の問題はないでしょうか。具体的にはどのような大きさの部材が対象となるのでしょうか。	コスト縮減のための参考額として提案しています。 外国産材には強度が小さい樹種や割れが生じやすい樹種があるため、使用部位や強度特性に十分配慮します。なお、対象は断面寸法 400×500mm 以上の材と考えております。
24	工程計画、構造計画	P18, 45	荒壁パネルがどのようなものか、具体的にお示しください。	土壁の荒壁部分を、土・古紙などによるパネルに置き換える工法です。荒壁パネルの上に、中塗り・仕上げ塗りを行います。通常の土壁と比べて、工期短縮が可能で、同等以上の耐震性能があります。
25	構造計画：耐震計画	P45	木造架構・土壁のみの耐震構造で必要な耐震性能が確保できるとのことですが必要保有水平耐力 1.0 が確保できると理解してよろしいでしょうか。	必要保有水平耐力の確保のみでなく、限界耐力計算や時刻歴応答解析などによる方法のいざれかまたは複数の組み合わせによる検討で、現行基準と同等以上の耐震基準を満足することを考えています。

				横架材の断面寸法を想定して、概略の限界耐力計算を実施した結果より、木造架構・土壁のみで必要な耐震性能が確保できることを考えています。ただし、基本設計・実施設計での詳細検討で、必要と判断した場合は、制震装置を付加することも考えています。
26	構造計画：基礎梁・基礎マット	P47	A 箕採用の場合、RC 柱設置に伴う石垣の一時取り外しの範囲はどの範囲になりますか。	54 頁左下写真のCの範囲を最大の範囲として想定しています。ただし、実施工時に再度施工方法等を検討し、石垣の一時取り外し・復旧を最小限の範囲に留めるようにします。
27	木材の調達：乾燥、加工計画	P49	木材加工については、主要部材について機械化と手作業の併用でしょうか。または手作業のみでしょうか。	併用です。
28	工程計画	P14~18	第3者機関等の協力が必要な項目について、リストを提示願います。	設計段階での許認可関係として ・防災・避難安全計画の評価 ・構造評定 ・避難安全計画作成上で必要な場合の煙流動実験を予定しています。
29	概算工事費：木工事	P6	木工事において種々の工夫、提案があるが、その現実性および実施はどういうように担保していただけるのでしょうか。 例：国産材利用、無節材、ヒノキ、・・・	48~50 頁に記載のとおり、複数の木材納入業者、製材業者へのヒヤリングにて確認しています。
30	概算事業費：木工事	P12	木工事における「過剰性能」とは具体的にどのようなことでしょうか。	「過剰性能」は「過大な要求品質」に訂正させていただきます。（正誤表参照） 古来、柱・板類・長押を除く部材に用いられた手斧(チヨガ)や槍鉤等の仕上げは、大工の手作業となるため、現在の手間や人件費を鑑みると、高コストになることから、過大な要求品質と考えました。

31	木材調達	<p>伐採してからの乾燥期間は十分でしょうか。性能はどういうに保証できるのでしょうか。</p> <p>与えられた工期の中で、できる限りの乾燥期間を設けています。木材の性能については、技術提案書50頁に示す品質事項を確保することで担保できることを考えています。</p>	<p>主要な部位(階ごとの側柱・入側柱・部屋境柱などごとの、4方無節・3方無節・上小節・小節・特一の区別、芯持ち・芯去りの別を想定し明記した表を提示してください。</p> <p>以下のように考えています。</p> <p>全て国産材 見え掛り部分(材面)についての表現</p>												
32	概算工事費：木工事		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>柱 芯持・板目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B1F</td> <td></td> <td>特一等※</td> </tr> <tr> <td>1～4F</td> <td>側柱 入側柱 部屋境柱</td> <td>特一等※ 小節 長物や内法より上部は特一等※ 小節 長物や内法より上部は特一等※</td> </tr> <tr> <td>6F</td> <td>側柱 入側柱 部屋境柱</td> <td>小節 通し柱は特一等※ 内法は一方無節、それ以外は上小節 内法は無節、それ以外は上小節</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特一等は、木材の日本建築規格第4条第2項の 材面の品質の基準「並」に相当するほど考えます</p>			柱 芯持・板目	B1F		特一等※	1～4F	側柱 入側柱 部屋境柱	特一等※ 小節 長物や内法より上部は特一等※ 小節 長物や内法より上部は特一等※	6F	側柱 入側柱 部屋境柱	小節 通し柱は特一等※ 内法は一方無節、それ以外は上小節 内法は無節、それ以外は上小節
		柱 芯持・板目													
B1F		特一等※													
1～4F	側柱 入側柱 部屋境柱	特一等※ 小節 長物や内法より上部は特一等※ 小節 長物や内法より上部は特一等※													
6F	側柱 入側柱 部屋境柱	小節 通し柱は特一等※ 内法は一方無節、それ以外は上小節 内法は無節、それ以外は上小節													
33	工程計画		<p>天守台石垣の調査に関して、現天守解体後の穴蔵石垣の調査、穴蔵の発掘調査が考慮された工程についているのでしょうか。</p> <p>工事資料等から、大天守の再建時にには地下部分も西側石垣を除いて、一旦解体されたものと考えており、東、北、南側の地階部分には埋蔵文化財が確認される可能性は低いと考えています。</p>												

			また、西側石垣は極力解体範囲を抑えることとします。
			このため、西側石垣部分で埋蔵文化財調査を実施しても、他の部分を先行し施工することでの大きな影響は生じないものと考えています。小天守地階石垣は面積が小さいため、大天守と同時に解体調査を行うことで大天守の工期内に収まるものと考えています。
			既設 SRC 造天守閣撤去による浮き上がり量は、大天守、小天守とともに 10mm 程度と推定され、石垣への影響は無いと判断しています。
			ただし、施工期間中は石垣のモニタリングを行います。
34	ケーソン基礎	47	ケーソンには現在SRC造の天守閣の総重量が載っていますが、現在の建物を撤去した場合にリバウンド現象としてケーソンには建物の総重量と同じ大きさの負の引き抜き力が作用すると考えられます。そのままの引き抜き力によってケーソンに浮き上がりが生じる事はないでしょうか。又、そのケーソンの変位による石垣への影響を確認する必要はないでしょうか。この現象が考えられる場合は変位の減衰・収束時期と、状況の実測方法および実測期間についてもお示しください。
35	木構造	45	木構造体の構造実験が提案されていますが、可能な限り史実に忠実な天守閣の仕口、継ぎ手に近い接合部（推定）の性能評価のための実験法について補足説明をお願いします。

B者

事業名 名古屋城天守閣整備事業

確認番号	項目	該当頁	確認内容 (3/14)	回答 (3/17)
1	本整備事業の達成に向けて	P1	文中の①②③は、事業遂行のための希望及び目標と 考えてよろしいでしょうか。	現時点での工期を守るためのご提案です。優先交渉 権者決定後にご協議お願ひします。
2	参考額に対する提案額の考え方	P13	今後の契約の際に見積額が提案額を上回る可能性があることを条件にした内容でしょうか。單なる状況の説明と考えてよろしいでしょうか。	現時点での概算を提示していますので、契約の際に見積額が提案額を上回ることがあれば、VE等により総額が上回らないように対応したいと考えております。
3	工程計画	P14,15	表中の設計業務契約前の平成28年度4-7月に記載のある事項は、自発的な事前作業及び事前協議と考えてよろしいでしょうか。また、この期間での具体的な作業はどうなものでしょうか。	自発的な事前作業及び事前協議と考えています。 設計業務における関係諸官庁への事前相談おびそ のための資料作成、施工業務における木拾いおよび 仮設の検討を考えております。
4	業務スケジュール	P17	表中の設計業務契約前の平成28年度4-7月に記載のある事項は、自発的な事前作業及び事前協議と考えてよろしいでしょうか。また、この期間での具体的な作業はどうなものでしょうか。	確認番号3の回答と同じです。
5	解体工事段階での工程管理計画	P18	解体工事の契約時期として、2017年1月は条件でしょ うか。事業遂行のための希望及び目標と考えてよ ろしいでしょうか。	現時点での工期を守るためのご提案です。優先交渉 権者決定後にご協議お願ひします。
6	木材調達の方針	P48	木材調達の業務契約を早期に締結(平成28年7月契約)は条件でしょ うか。事業遂行のための希望及び目標と考えてよ ろしいでしょうか。	現時点での工期を守るためのご提案です。優先交渉 権者決定後にご協議をお願いします。
7	名城公園敷地利用計画	P51	名城公園の敷地利用は、必要最小限と考えています。 現提案の面積確保が条件なのでしょうか。また、現 提案の半分程度の広さでの敷地利用とした場合の概 算提出をお願いします。(前回様式に反映ください)	現時点での工期を守るためのご提案です。優先交渉 権者決定後にご協議お願ひします。したがって、事業費への反映は行っておりません。

技術的事項の確認 質疑事項（第3回）

平成28年3月18日

事業名 名古屋城天守閣整備事業

名古屋市長 河村たかし

質問番号	項目	該当頁	質問内容 (3/17)	回答 (3/18)
1	概算事業費(仮設計画)	6~9, 51	提案書では名城公園の工事ヤードについては、半分程度のみとなる可能性があります。敷地外へ設置可能な施設についてご提示ください。また、その場合の事業費への影響をお示しください。	敷地外へ設置可能な施設は、木材保管庫や木材加工場の一部、仮収蔵庫、左官土置場です。その場合状況により、維持管理費の発生や運搬距離增加等が考えられ、事業費は増加します。
2	構造計画：基礎工事	P6~9 P47	基礎工事についてもう少し具体的な内容があれば提示してください。特にケーンソングを使用する場合と使用しない場合について、それぞれどんな構造にして、どんな工法を使うのか説明してください。 予算立てに關してもその両方に關してわかりやすく説明してください。	ケーンソングを使用する場合： ケーンソング上に構築されている既存基礎の上部半分程度を解体し、新設基礎マットを設けます。 新設基礎マットは、あと施工アンカーにより、既存基礎・既設ケーンソングと接合します。 ケーンソングを使用しない場合： 新設基礎マットを設けるまでは、ケーンソングを使用する場合と同じです。ただし、ケーンソング内に新設杭を構築し、新設基礎マットと接合します。 予算：ケーンソングを使用しない場合は、使用する場合と比べて、基壇・基礎工事の直接工事費が約 0.65 億円アップします。

3	既存金鯱の再利用	P13	金鯱の既存再利用による予想縮減額▲16.5億円とありますか、再利用を工事の前提としない理由は何ですか。	1月20日付け質問書の4の質疑回答で「新設による」とご指示いただきましたので新設を基本に考えています。
4	解体工事	P16	解体工事を個別に契約との意図は、アスペスト等の不確定要素が理由ですか。	14・15頁に記載の平成29年2月から解体工事に着手する提案のため、先行契約にて提案致しました。
5			現在の提案である2020年7月の竣工を前提とした場合の工事費と、もう少し前提条件が確定した場合(あるいは前提条件が緩やかに確定していく場合)における工期と工事費の関係を説明してください。	工期が延長した場合は、経費等増額となります。
6	工程計画	P14~	工程計画におけるマイルストーンの設定、それに基づく進捗の適否の判定方法、不適の場合の対処方法の追加説明資料を提出してください。	マイルストーンの設定： 先行契約及び現状変更許可、建築審査会同意 進捗の適否の判定方法： 月間工程等により事前に設定時期からのが判明した場合 不適の場合の対処方法： 優先交渉権者決定後にご協議させていただきます
7	構造計画：耐震計画	P45		提案では、構造体に制震工法や免震工法の選択もあるようと考えています。伝統木造建築、文化財建造物の復元、という観点から両工法を選択肢に入れることは正しいでしょうか。両工法を採用しないと設計不可能になる根拠が提案書からは読み取れません。
8	設計段階のチーム編成：チームの特徴、実績	P4	伝統木造建築の設計に関して、伝統木造建築及び、文化財建造物の設計、修理に関する高い博識と実績	4頁に記載のとおり、過去の復元事例に開わった経歴のある設計事務所とチームを組んで取り組むこと

	績等		を有する伝統木造建築専門の設計事務所とのコラボレーションは考えていますか。	を提案しています。
9	木材の調達計画	P48	提案では木材調達の可能性と期間についての根拠がわかりませんので説明してください。	48頁記載のとおり、平成28年7月までに木材調達の業務契約を締結していただいて調達を開始し、平成28年秋冬季に伐採する木材と製材業者が保有する木材で平成29年3月までに計約2400m ³ を調達し、残りをそれ以降で調達する計画で、複数の木材業者からヒヤリングにて確認し、ご提案しています。
10	木材の調達計画	P48~	木材調達をより可能にするための方法はありますか。	現時点で考案られる最大限の方法でご提案していますが、木材の契約時期を更に早めただければ今年度伐採材まで調達の範囲が広がり、より可能性が高くなると考えます。
11	木材の調達計画	P48	檜の調達は国産材のみで可能でしょうか。もしもその根拠を示して下さい。	48~50頁に記載のとおり、国産材での調達を複数の木材納入業者、製材業者へのヒヤリングにて確認しています。
12	木材の調達計画	P48	ヒノキ族のベイヒはヒノキに近いものですが、このようないかにも近隣の木材の使用は考えてなくて良いでしょうか。	木材は国産材に限定するという印象を受けますが、このことは可能でしょうか。もしそうであれば、その根拠を示してください。
			また、そのスケジュールが示されていますが、それを可能にする根拠は何ですか。説明してください。	48~50頁に記載のとおり、国産材での調達を複数の木材納入業者、製材業者へのヒヤリングにて確認しています。

B者

技術的事項の確認 質疑事項（第4回）

事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成28年3月18日

名古屋市長 河村たかし

質問番号	項目	該当頁	質問内容	回答
		P1,14,15	<p>要求水準書では、下記のように各種許認可の調整及び手續は受注者が主体的に行うものであります。市はそれに協力することになっています。これに対して提案は、「①現状変更申請および復元検討委員会、文化審議会、建築基準法第3条の同意が別紙工事計画に従つて許可が得られること」、「先行契約及び現状変更許可、建築審査会同意のマイルストーンが予定より遅延した場合は、工期延長となります」と市が主体であるような記載となつておりますが、考え方をお示しください。</p> <p>* 要求水準書第2章第1節1(1)本事業の業務(抜粋)</p> <p>「文化庁等関係団体との打合せ、行政手続き(文化財保護法、建築基準法、消防法等関係法令に関わる手続きの全て)」</p> <p>* 要求水準書第3章第4節2(3)完成期限の厳守(抜粋)</p> <p>「受注者における工程管理に当たっては、事業工程</p>	

		の遵守が図られるよう、継続的に事業の遅延の恐れのある事項を抽出し、自ら主体的に調整するものとする。その際、本市は受注者が実施する調整に協力するものとする。】							
2	P1	技術提案・交渉方式では、設計積算は受注者の業務であり、市は、その妥当性を検証する必要があります。平成28年7月に木材調達の契約を行うためには、予算要求前に積算の根拠となる信憑性のある設計図や数量調査書、積算書が必要になると考えますが、考え方をお示しください。また、建物仕様の決定は設計業務と考えますので、受注者により設計されます。考え方をお教えてください。	技術提案・交渉方式では、設計積算は受注者の業務であり、市は、その妥当性を検証する必要があります。平成28年7月に木材調達の契約を行うためには、予算要求前に積算の根拠となる信憑性のある設計図や数量調査書、積算書が必要になると考えますが、考え方をお示しください。また、建物仕様の決定は設計業務と考えますので、受注者により設計されます。考え方をお教えてください。						
3	P6~9	現状ケーソンを利用する場合と杭新設、石垣現状維持と積直しにおいて差額に開きがあります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>既存ケーソン 利用</th> <th>杭新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石垣現状 維持</td> <td>杭新設+0.7億円</td> </tr> <tr> <td>石垣積直し</td> <td>杭新設+0.7億円 石垣積直し+13.4億円 12億円</td> </tr> </tbody> </table>	既存ケーソン 利用	杭新設	石垣現状 維持	杭新設+0.7億円	石垣積直し	杭新設+0.7億円 石垣積直し+13.4億円 12億円
既存ケーソン 利用	杭新設								
石垣現状 維持	杭新設+0.7億円								
石垣積直し	杭新設+0.7億円 石垣積直し+13.4億円 12億円								

		えいただけないでしょうか。
4	P11	工事施工等業務費（施工技術検討）は、工事費の諸経費に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。
5	P12	ケーソン基礎が再使用できない場合は費用増となります。経費の考え方をお示しください。
6	P13	今後の契約の際に見積額が提案額を上回る可能性があることを十分ご理解いただきたくとの表記がありますが、提案額は事業者としての上限額ではないのでしょうか。
7	P13	事業費の縮減方策は提案価格から更にそれぞれの縮減額だけ費用を低減できるということでしょうか。
8	P14	実施設計の着手から、木造復元工事契約まで3ヶ月程度しかありませんが、工事費が交渉期間も含めてそのような短期間でまとまるのでしょうか。また、契約から工事着手まで11ヶ月程度ありますが、提案のような早期の工事契約が必要なのでしょうか。
9	P14	復元検討委員会は何回かけることを想定しておられますか。
10	P14	復元検討委員会前に地元の有識者等による復元検討会での検討期間はどれくらい見込んでおられますか。
11	P14	工事施工業務契約が平成29年3月末になつていますが、設計が終了していないこの時期に、施工契約を締結するにはどのように価格等の交渉をすること

			をお考えですか。設計工程から考えると最短で平成30年3月初旬になりますが、平成32年7月末の完成に問題となるでしょうか。
12	P14		工事施工業務契約前に木材加工に入っていますが、工事契約前に木材加工の承認はできないと考えます。考え方をお教えてください。
13	P14		設計終了前に工事施工業務契約を締結する工程になっていますが、実施設計終了後、価格交渉の上、工事施工業務契約を締結する予定です。この時期に工事施工業務契約は締結できません。工事施工業務契約が実施設計後となつても、完成期限を厳守すると言えよろしいでしょうか。
14	P14,15		天守閣復元と同時並行で石垣工事を行う提案ですが、現実的に施工が可能なでしょうか。具体的にお示しください。
15	P14,15		木材の先行発注を想定されますが、基本設計と同時契約で部材寸法も確定していない段階でのような契約を想定されているのかお示しいただけないでしょうか。
16	P18		夜間工事を前提とした提案ですが、騒音規制法、振動規制法及び環境保全条例により、特定建設作業は行うことはできません。特定建設作業以外でも近隣への影響を与える夜間作業は行うことができないと考えますが、どのような作業を想定されていますか。
17	P20		提案の避難計画において、火災が発生した場合在室階の安全な避難場所に留まり鎮火を待つ計画ですが、その避難所スペースを考慮すると、防災上、全

		体入場者数は最大で何人程度が妥当とお考えですか。
18	P20	館内に可燃物は置かないため、可燃物は持ち込まれたものに限るため、消火器による初期消火で十分鎮火できるとの記載がありますが、天守閣自体が可燃物ではないでしょうか。
19	P20	火災発生時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画で、「火災発生時の対策は「人の手で守る」ことを基本とし、まずは「絶対火事を起こさない。」という考え方とします。それでも万が一火災が発生した場合は、警備員が消火器による初期消火で鎮火させるものとします。」とあります。放火が火災原因の上位であることも考慮の上、この計画で、防海上、避難上安全な建物として、充分であると理解されているのでしょうか。
20	P14,48	平成31年3月以降に2300m ³ の木材の乾燥をする計画ですが、7月の軸組み工事完了に間に合いますでしょうか。
21		実施説明書13. (4)において「本業務における設計の内容が、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、「特例政令」という。）第10条第1項第1号の規定（特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務を調達する場合において、当該調達の相手方が特定されるとき。）に該当しない場合には、工事施工業務の契約を締結しない。」と規定されていますが、今回の提案において、特例政令第10

		条第1項第1号に該当する技術・ノウハウ等はどういうに想定されておられますか。
22		今回の提案では、木材の調達単価が高騰する可能性を示唆されておりますが、契約後の変更（1億円以上または契約金額の1割以上の変更）の場合、変更内容及び金額について、議会の議決が必要となり、その間変更に係る内容の工事は休止することになるため、契約前にその高騰を踏まえた金額を提示いただくことは可能でしょうか。
23		様式8-4 見積書式の業務経費項目にかかる人工ごとに想定している主な業務内容、人工数の根拠・内訳などを提示してください。

A者・B者建設費一覧表

【A者】

		石垣(現状維持・保存)		石垣(積直し)		石垣(積直し)減額修正	
		ケーンソ ン利用	ケーンソ ン不利用	ケーンソ ン利用	ケーンソ ン不利用	ケーンソ ン利用	ケーンソ ン不利用
4,940,130	4,940,130	4,940,130	4,940,130	3,793,210			
517,180	517,180	517,180	517,180	517,180	0	0	0
2,903,390	2,903,390	2,903,390	2,903,390	2,783,390	0	0	0
800,100	800,100	800,100	800,100	800,100	0	0	0
719,460	719,460	719,460	719,460	0	0	0	0
438,115	822,580	438,115	822,580	822,580	225,040	290,907	290,907
92,314	92,314	92,314	92,314	92,314	75,000	75,000	75,000
16,685,015	16,685,015	16,685,015	16,685,015	16,322,233	16,116,000	16,116,000	16,116,000
16,113,575	16,113,575	16,113,575	16,113,575	15,750,793	194,380	194,380	194,380
571,440	571,440	571,440	571,440	571,440	34,980	34,980	34,980
2,737,207	2,737,207	2,737,207	2,737,207	2,737,207	2,386,500	2,386,500	2,386,500
1,400,239	1,400,239	1,400,239	1,400,239	1,400,239	1,290,400	1,290,400	1,290,400
915,779	915,779	915,779	915,779	915,779	591,480	591,480	591,480
902,293	902,293	902,293	902,293	902,293	840,480	840,480	840,480
283,508	283,508	283,508	283,508	283,508	194,380	194,380	194,380
1,583,308	1,583,308	1,583,308	1,583,308	1,461,073	34,980	34,980	34,980
285,654	285,654	285,654	285,654	285,654	0	0	0
1,297,654	1,297,654	1,297,654	1,297,654	1,297,654	0	0	0
736,890	736,890	736,890	736,890	425,390	607,000	607,000	607,000
2,479,866	2,479,866	4,309,110	4,309,110	1,898,110	420,000	880,000	880,000
1,394,859	1,394,859	1,394,859	1,394,859	1,394,859	2,109,670	2,109,670	2,109,670
955,280	955,280	955,280	955,280	955,280	384,830	384,830	384,830
745,290	745,290	745,290	745,290	591,690	0	0	0
210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	0	0	0
35,604,813	35,989,278	37,434,057	37,818,522	31,335,447	28,035,200	28,101,067	28,605,200
872,793	872,793	1,205,793	1,205,793	897,793	3,520,000	3,980,000	3,980,000
4,852,394	4,907,929	5,100,150	5,155,685	4,266,760	7,898,933	8,005,800	8,209,933
5,725,187	5,780,722	6,305,943	6,361,478	5,164,553	11,414,800	11,414,800	12,045,800
41,330,000	41,770,000	43,740,000	44,180,000	36,500,000	39,450,000	40,651,000	40,861,000
0	440,000	2,410,000	2,850,000	0	0	1,201,000	1,411,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	150,000	150,000	150,000
41,380,000	41,820,000	43,790,000	44,230,000	36,550,000	39,600,000	40,670,000	40,801,000
44,690,400	45,165,600	47,293,200	47,768,400	39,474,000	42,768,000	42,843,600	44,005,080
Ⅱ. 電波障害対策費、各種負担金等		150,000		150,000		150,000	
建設費合計（Ⅰ～Ⅱ）（税抜）		39,600,000		40,801,000		41,011,000	
建設費合計（Ⅰ～Ⅱ）（税込）		42,768,000		42,843,600		44,291,880	
設備工事費		645,700		645,700		645,700	
Ⅲ. 設計業務費（基本設計、調査）※m		1,224,300		1,224,300		1,223,300	
IV. 設計業務費（実施設計、施工技術検討）※n		1,870,000		1,870,000		1,969,000	
設計業務費合計（Ⅲ～Ⅳ）（税抜）		2,019,600		2,019,600		2,126,520	
設計業務費合計（Ⅲ～Ⅳ）（税込）		41,470,000		41,540,000		42,707,000	
総合計（税抜）		44,787,600		44,863,200		46,191,600	
総合計（税込）		43,860,000		44,300,000		42,980,000	

【B者】

		石垣(現状維持・保存)		石垣(積直し)		石垣(積直し)減額修正	
		ケーンソ ン利用	ケーンソ ン不利用	ケーンソ ン利用	ケーンソ ン不利用	ケーンソ ン利用	ケーンソ ン不利用
a 直接板設工事	※a	517,180	517,180	517,180	2,759,460	2,859,460	2,859,460
b 素屋根工事		2,903,390	2,903,390	2,783,390	0	0	0
c 車路・構欄工事		800,100	800,100	800,100	0	0	0
d 仮設機架工事		719,460	719,460	719,460	0	0	0
e 基礎・基礎工事	※e	438,115	822,580	822,580	225,040	290,907	290,907
f 石工事	※f	92,314	92,314	92,314	75,000	75,000	75,000
g 木工事	※g	16,685,015	16,685,015	16,685,015	16,116,000	16,116,000	16,116,000
h 木材保管庫工事		571,440	571,440	571,440	34,980	34,980	1,290,400
i 屋根工事		2,737,207	2,737,207	2,737,207	2,386,500	2,386,500	728,000
j 左官工事		1,400,239	1,400,239	1,400,239	1,290,400	1,290,400	1,290,400
k 鋸金工具工事	※k	915,779	915,779	915,779	591,480	591,480	591,480
l 建具工事	※l	902,293	902,293	902,293	840,480	840,480	840,480
m 内外装工事	※m	283,508	283,508	283,508	194,380	194,380	57,360
n 雜工事	※n	1,583,308	1,583,308	1,583,308	34,980	34,980	34,980
o 煙工事	※o	285,654	285,654	285,654	0	0	0
p 構造補強工事		1,297,654	1,297,654	1,297,654	0	0	0
q 石垣工事		2,479,866	2,479,866	4,309,110	420,000	880,000	880,000
r 解体工事		1,394,859	1,394,859	1,394,859	2,109,670	2,109,670	2,000,670
s 附帯工事		955,280	955,280	955,280	384,830	384,830	384,830
s 仮設倉庫工事		745,290	745,290	745,290	0	0	0
t WC別構工事		210,000	210,000	210,000	0	0	0
直接工事費	計	35,604,813	35,989,278	37,434,057	31,335,447	28,035,200	28,101,067
共通仮設費		872,793	872,793	1,205,793	897,793	3,520,000	3,980,000
諸経費	計	4,852,394	4,907,929	5,100,150	5,155,685	4,266,760	7,898,933
建設工事費	計	5,725,187	5,780,722	6,305,943	6,361,478	5,164,553	11,414,800
差額額		41,330,000	41,770,000	43,740,000	44,180,000	36,500,000	39,520,000
建設費合計（Ⅰ～Ⅱ）（税抜）		0	440,000	2,410,000	2,850,000	0	40,651,000
建設費合計（Ⅰ～Ⅱ）（税込）		50,000	50,000	50,000	50,000	150,000	150,000
建設費合計（Ⅰ～Ⅱ）（税抜）		41,380,000	41,820,000	43,790,000	44,230,000	36,550,000	39,670,000
建設費合計（Ⅰ～Ⅱ）（税込）		44,690,400	45,165,600	47,293,200	47,768,400	39,474,000	44,005,080
設備工事費	計	1,124,275	1,124,275	1,124,275	1,124,275	1,124,275	1,124,275
Ⅲ. 設計業務費（基本設計、調査）※m		1,355,725	1,355,725	1,355,725	1,355,725	1,355,725	1,355,725
IV. 設計業務費（実施設計、施工技術検討）※n		2,480,000	2,480,000	2,480,000	2,480,000	2,480,000	2,480,000
設計業務費合計（Ⅲ～Ⅳ）（税抜）		2,678,400	2,678,400	2,678,400	2,678,400	2,678,400	2,678,400
設計業務費合計（Ⅲ～Ⅳ）（税込）		43,860,000	44,300,000	46,270,000	46,710,000	39,030,000	39,660,000
総合計（税抜）		47,368,800	47,844,000	49,971,600	50,446,800	42,152,400	42,832,800
総合計（税込）		44,787,600	44,863,200	46,191,600	46,418,400	42,980,000	42,632,800

事業費提案書(石垣工事)(積直)

A

1

卷十

1

卷二

卷之三

烟
标

)) ※現状ケースソン基礎を使用しない場合

見積額のさらなる縮減

※ 見直し部分は朱書きにより明示

項目	施設概要 (構造・規模・仕様)
a 直接板設工事	<p>(1)やしわ・墨屋・外部分足場費 内部足場費・安全設備費・養生費・運搬費・木材加工場・工具等・荒木工場・素屋根消火設備・石面き場やード備・素屋根内常設展示スペース・素屋根消火設備・石面き場やード等は名古屋城内に位置する施設は各古屋市からの無償貸与)</p> <p>※木材加工場・研削場・研磨場・塗装場・石面き場やード等は名古屋城内に位置する施設は各古屋市からの無償貸与)</p> <p>(1)構造・規模・骨格・梁脚を解体共用 (屋根ホルダワム鋼筋折板構造・スラブ工法 (外壁・屋根・ドーム・ドーム・ドーム構造 → メッシュシート貼 ※マーティン</p> <p>(2)吊風設備 天井ホイスピアーネー7台 易学者対応施設・木材加工場 ・スチールフレーム ・スチールフレーム ・防犯設備・照明・非常電源・電話・AN・自火報・炎センサ・放送・避雷・防犯カメラ・レーダー・防火・セントラルホーン・音声案内 ・機械設備・冷暖房・換気・屋外消火栓・バッケージ型消火栓 (4)空調器具裏・土木シート不燃調節砂+鉄板被覆(工事ヤード部)</p>
b 素屋根工事	<p>(1)瓦設構造・骨格・梁脚を解体共用 (屋根ホルダワム鋼筋折板構造・スラブ工法 (外壁・屋根・ドーム・ドーム・ドーム構造 → メッシュシート貼 ※マーティン</p>
c 車路・栈橋工事	<p>(1)瓦設構造・骨格・梁脚を解体共用 (2)構合・栈橋・骨格 ※安全施設改共</p>
d 仮設構梁工事	<p>(1)木構造・骨格・梁脚を解体共用 ※安全施設改共</p>
e 基壇・基礎工事	<p>(1)大天守・小天守基礎:ケーンン内に杭新設+RC基礎</p>
f 石工事	<p>(1)床石:橋台・小天守出入り口部分</p>
直接工事費	<p>(1)木材仕様 ①主梁構部分の柱材 国内産桧(一部門柱 国内産檜) ②柱太以外の梁材 国内産桧・檜 ③梁丸太材 国内産桧50%+米ヒバ50% ④母屋・根太・垂木 国内産桧 ⑤檻柱 檻材・檻材・杉材 ⑥一部長尺大径材 米ヒバ ⑦台柱 米ヒバ ⑧鋼板・素模の下地となる破風、豊魚、登り裏甲等 米ヒバ</p>
g 木工事	<p>(1)木材保管庫・木材加工場</p>
h 木材保管庫工事	<p>(2)瓦質施設:取扱いの管理事務所・詰所・安全設備・警備システム・蓄電池・工具・機器・ホイスピアーネー28t×4台・木材移動重量・気密設備・工具排水設備・燃焼設備・消火器・光熱費</p>
i 屋根工事	<p>(1)大天守2~5層・鋼板・瓦構造 (2)鋼板の厚み:0.03mm (3)金剛輪:青銅製地・金剛輪製地・金剛輪 (4)外壁(名古屋城西北隅櫓向仕様):漆喰壁 (5)前壁後、7階まで仕様 (6)荒木工場設置 備他景観 ※設置場所は名古屋城内に設定(敷地は名古屋市からの無償貸与)</p>
j 左官工事	<p>(3)外壁部被覆材投口蓋差・漆喰壁 板張り+土壁含む74箇点全仕様</p>
k 鎔金具工事	<p>(1)磁風金物:干鳥破風・破風頭 ・錫板厚み:1.5mm+表面仕上げ金箔 (2)葉錫板厚み:1.5mm+表面仕上げ金箔 (3)内錫板 錫板厚み:3.2mm</p>
l 建具工事	<p>(1)外部 窓戸戸・栓・手洗食(左官工事) (2)内部 板戸・栓</p>
m 内外装工事	<p>(1)量:大京間 2.05G畳 (2)量:内部 板戸・栓</p>

事業費提案書(石垣工事(積直し))※現状ケーソン基礎を使用しない場合

見積額のさらなる縮減

※見直し部分は朱書きにより明示

項目	(構造・規模・仕様等)	施設概要
n 総工事		(1)下駄箱設置(500人分)・防鳥ワイヤー・カーペット・階段手すり
o 構造補強工事		(1)構造補強①:内部部材内に構造CL-Tの設置 (2)構造補強②:床の折板の元に壁口、壁等のモルタルアッブ製作による提案 (3)構造補強③:新設生向上的ため、床の折板の構造CL-Tの設置、本級社と金物で接合
p 設備工事	※p	(1)各機関・ステークホルダーとの協議・審査に對応するためのスパンク設定 ・新設火災警報装置と既存火災警報装置との併用 ・スパンク合計を十回から取扱へと改定 ・新設警報コナーと既存火災設備の設置 ・新設警報コナーと既存火災設備の設置 ・新設警報装置のセキュリティ設備の設置 ・新設火災警報装置のセキュリティ設備
q 石垣工事(積直し)		(1)石垣構築 →真守構築相当部分の積直し →外壁面積:外壁面積=60%、天守台面積=40%の平石取扱費用 →外壁面積:既製にによる劣化部分の80%の平石取扱費用
r 解体工事		(1)リサイヤーによる解体工法とクラッシャー重機による解体工法の併用 (2)大型揚重機によるロック解体工法の搬出 (3)ロック解体工法の場外搬出先での小割り処分 (4)24時間施工(運送状況による)
s 収収庫工事		(1)建物構造・現状: →鉄骨構造、50m×30m 平屋建 1棟 (2)建物仕様: 外壁:断熱・ペブル・コンクリート 天井・ボード・壁:ポーラ空調 床:コンクリート(※重要文化財収蔵部免震床) (3)電気設備: 受変電設備、受変電設備、電灯コンセント (4)機械設備: 受変電用主変電所、電灯コンセント 案外線などに配慮した照明、非常照明説明灯、電話・LAN、防犯カメラ、レーダー、インターホン (5)排水設備: 排水用排水栓、消防設備、屋内消火栓、消火器、恒温空調、換気、ケトル・フィルタ、トイレ用給排水・衛生器具 (6)収蔵庫の設計費:収蔵庫と構造計算費を計上
t WC別構工事		(1)建物構造・現状: 水道 10m×25m 平屋建 1棟 (2)MWC大便器8小便器8 WWC大便器16 HWC2、 (3)母乳室・静養コーナー・シラクチャーシヨン・ロッカー
直接工事費		直接工事費 合計
共通版設費		(1)準備費: 収固用工具・工具・事務所用生活必需品・安全設備・機械器具 ※工事事務所・資材ヤード等の工事用地については、名古屋城内で 設立名古屋市からの無償貸与 ※名古屋城内敷地利用に伴う移動・伐採費用は見込んでいません
諸経費		共通費 計 建設工事費 計 (m単価)
Ⅱ. 電波障害対策費、各種負担金等		建設費合計 (I ~ II) (税抜)
建設費合計 (I ~ II) (税込)		36,500,000
		39,474,000

事業者としての事業費上限額(提案事業費)及びその実現のための取組に関する提案	提案事業費 (単位 千円) 極限
(1)天守地盤:史実に出現した復元のため、礎石も復元する専門家による提案 (2)天守構造:木造天守堂内に構造CL-Tの設置 (3)構造補強①:新設生向上的ため、床の折板の構造CL-Tの設置、本級社と金物で接合	163,419 133,322
(2)構造補強②:床の折板の構造CL-Tの設置、本級社と金物で接合	1,297,654 1,133,270
(3)構造補強③:新設生向上的ため、屋根裏野地区補強の採用	425,390 364,065
(1)各機関・ステークホルダーとの協議・審査に對応するためのスパンク設定 ・新設火災警報装置と既存火災警報装置との併用 ・スパンク合計を十回から取扱へと改定 ・新設警報コナーと既存火災設備の設置 ・新設警報コナーと既存火災設備の設置 ・新設警報装置のセキュリティ設備	61,325
(1)調査費:事前、期中、事後の調査による石垣保全の確認的な実施 (2)作業員の休憩料:石垣解体工事時点から取扱へと改定 (3)石垣解体工事の定期的定期的による解体監査による監査料	1,899,110 1,899,110
(1)解体品質:外部足場への施工による解体監査 (2)解体費用の先行設置による解体費用の削減:ワイヤーリフターによる解体工法とクラッシャー重機による解体工法の併用による解体費用の削減 (3)解体監査による解体費用の削減:ワイヤーリフターによる解体工法とクラッシャー重機による解体工法の併用による聲音対策工法の費用 (4)解体監査への削減と解体分別ヤードの削減:ロック解体部材の場外搬出先での小割り処分による監査への配慮と処分方法の合理化	1,394,859 1,394,859
(1)瓦葺き:瓦葺きによる解体監査による解体監査 (2)瓦葺き費用の先行設置による解体費用の削減:ワイヤーリフターによる解体工法とクラッシャー重機による解体工法の併用による解体費用の削減 (3)解体監査による解体費用の削減:ワイヤーリフターによる解体工法とクラッシャー重機による解体工法の併用による聲音対策工法の費用 (4)解体監査への削減と解体分別ヤードの削減:ロック解体部材の場外搬出先での小割り処分による監査への配慮と処分方法の合理化	591,690 591,690
(1)仮設庫の追加・提案項目として追加された仮設庫の合理的な設置と短期施工による天守解体工事の早期着手提案の提示 (2)重要文書・展示物等の收藏品の移設費や移設後の収蔵品の維持管理、及び建物の維持管理費は含んでいません。	210,000 210,000
(1)建築環境の整備・総合事務所の設置(約100m ²)による調整室を含む監理者事務所・市担当者事務所の設置 による建築環境の整備 (2)工事ヤードの最小化:木材加工場・原木・干燥木材倉庫(1000m ²)、土砂場を1ヶ所に集約 ※名古屋城内に設置(複数は名古屋市からの無償貸与) (3)防犯警報装置:各地区公園内に各古屋城門へ設置へと改定 (4)防犯警報装置:正門から入場する車両は「0099番地」、カードマンによる説明による説明を実施 (5)構重機の設置:メイン重機をターフ型クリーン(200t、120t)とする構重機費の設定	31,335,447
(1)準備費: 収固用工具・工具・事務所用生活必需品・安全設備・機械器具 ※工事事務所・資材ヤード等の工事用地については、名古屋城内で 設立名古屋市からの無償貸与 ※名古屋城内敷地利用に伴う移動・伐採費用は見込んでいません	4,266,760 5,164,553 36,500,000
Ⅱ. 電波障害対策費、各種負担金等	50,000
建設費合計 (I ~ II) (税抜)	36,500,000
	39,474,000

追加資料
見積額のさらなる縮減

※ 見直し部分は朱書きにより明示

設計事業費	項目	施設概要 (構造・規模・仕様等)
III. 設計業務費(基本設計、施工設計、調査)※n		(1)関係団体等打合せ:復元検討会、建築審査会、消防審査会、測量基準法、消防法等に係る手続と文化財保護法に係る手続と資料作成 (2)行政手続き:建設基準法、消防法等の実施料の割査、現天守閣調査 (3)調査:昭和美術館、金城温故館等の実施料の割査、現天守閣調査 (4)設計:復元天守閣の基本設計と3条案用に係わる諸検討と基本設計反映、耐震性能を考慮した補強構造検討
IV. 設計業務費(実施設計、施工技術検討)※n		(1)設計:説引、構造、設備の詳細レベルでの検討・作図と整合性確保 (2)3条適用に係る各種施設検討:防災・避難シミュレーションの実施、構造実験による耐震性能把握 (3)施工技術検討:BMによるデジタルロックアッフ、専門業者の持つ伝統施工技術の詳細設計反映
設計業務費合計(Ⅲ～Ⅳ)(税込)		
設計業務費合計(Ⅲ～Ⅳ)(税抜)		

注意事項

※「提案事業費内での事業実施を実現するための具体的な取組」欄には、各項目について必ず記載すること。また本事業において原則として実施することを記載すること

※a:直接仮設工事には墨出、原寸図等作成、足場、構台設置等含む
※e:現状ケーソン基礎を使用しない支持構造として記載すること

※f:石段を含む

※g:木工事には木材調達、加工を含む

※i:屋根工事には鋼板瓦棒葺き(大天主2層以上)、瓦棒(大天主1層、小天主、劍崎)を含む。金額新造費用も含む。

※j:榜金具工事には壁鳳金物、六葉、門鉄板、軒先金具、剣削等含む、

※l:天守閣工事には各階 門、扉、廊下、手摺等含む。

※m:内外装工事には(大天主鉛彫、瓦彫、量:175帖、天井格縫塗、小天主間タキ、量:174帖)を含む

※n:舞工事には井戸屋形、箱階段、矢張間、窓台等を含む

※o:設備工事には自動火災報知機、消火設備、空調、衛生設備、避雷設備等を含む

※p:調査がある場合は調査費と設計費を分けて計上すること。

※q:建設工事費との二重計上は行わないこと。(原則として、施工技術検討業務として実施する検討内容については、設計業務または建設工事で重複して行わない。)

事業者としての事業費上限額(提案事業費)及びその実現のための取組に関する提案		
(設計の工夫、独自技術、施工合理化、調達等の工夫)		
合計	大天守 小天守 橋台	
1,124,275		
1,355,725		
2,480,000		
2,678,400		

(1)既存業務の早期着手と早期方針決定のための相談会を開催し、協議され加される項目との早期合意

(2)史実に忠実な復元の目指す施設計画:史実に忠実な復元と线条通用のために協議され加される項目との早期合意

(3)関係団体協議と改修手順:参注者と強力なタッグを組んで、該官庁の手続き対応の早期実現

(4)本屋根(仮設屋根、既存建物等の天守閣復元業務との平行業務実施)

(3)BIMによる早期合意:BIMによる迅速な合意

(1)史実に忠実な実施設計の作り込み:施工図レベルの早期検討により、復元検討会での詳細確認を実施し、史実に忠実な実施設計の進行

(2)整合性・生産性の高い設計:構造実験等で詳細レベルでの構造性能確定と補強取扱い反映、設備詳細取り合いの早期反映

(3)BIMの活用:木造構造における仕口部分等の検証により、納まり確認の早期確認と詳細図への反映

(4)専門業者の意見反映:木工事、左官工事、屋根工事等の専門業者の見合いと各業種の取扱いを詳細レベルで検討し実施設計へ反映

著者

樣式8 - 3(追加)

事業費提案書(石垣工事(積直し)) ※現状ケーン基盤を使用しない場合

建設費 項目		施設概要 (構造、規模、仕様等)	
直接工事費	1. 清扫工事費	a 直接仮設工事 ※a	蓋板、足場、構台設置等
	b 基礎・基礎工事 ※b	基礎工事(ケーン支持構造)	石段
	c 石工事 ※c		
	d 木工事※d	国産材(他の)乾燥材他付	SF蓋内長尺板・板類無断付合
	e 屋根工事 ※e	天守: F-2小天守 平瓦棒式工法 隣接木瓦棒板 t=0.5mm屋根鋼板 下地: 下地端土蓋 金鑑: 24K	竹下敷き、大屋根構造、木漆喰塗仕上
	f 左官工事 ※f		竹下敷き、大屋根構造、木漆喰塗仕上
	g 防金具工事 ※g	鋼水道金具、鉄・黒鉻張 連風金具、六葉・民族版、軒先金具等押し、 連風金具、6葉・民族版、刺繍等合付	天守: 大天守の通脚、正通脚、750咲、天井格 縫金、小天守: 上通脚、740咲、天井格 縫金、740咲合付
	h 造具工事 ※h		天守: 天守門、通脚門、750咲、天井格 縫金、小天守: 上通脚、740咲、天井格 縫金、740咲合付
	i 内外装工事 ※i		天守: 天守門、通脚門、750咲、天井格 縫金、小天守: 上通脚、740咲、天井格 縫金、740咲合付
	j 梱工事 ※j	井戸、扇形、箱型、矢張明、窓台等を含む	天守: 天守門、通脚門、750咲、天井格 縫金、小天守: 上通脚、740咲、天井格 縫金、740咲合付
直接工事費	k 施機工事 ※k	自重・浮揚知覚、滑り設備、電気設備、空 調・衛生設備、避雷設備等	天守: 天守門、通脚門、750咲、天井格 縫金、小天守: 上通脚、740咲、天井格 縫金、740咲合付
	l 石組工事(現状維持・保存対策)		
	m 解体工事		
	n 吊橋工事		
直接工事費		直接工事費 計	直接工事費 計
共通経費		加工場・事務所、工事資機材	加工場・事務所、工事資機材
その他共通費		共通費 計	共通費 計
Ⅰ 既元建物の引受け料金に変更			
Ⅱ 建物金額(大天守)の再利用			
Ⅲ 現存輪(小天守)の再利用			
Ⅳ 名城公園の借地料の無料化			
Ⅴ ベルトコンセベーラー、光映像投影中止			
Ⅵ 天守閣内の売電量(電機)を別途とする			
Ⅶ 波浪遮害対策は未着手のみとする			
Ⅷ 3Dモニタリングの取扱いをめどとする			
Ⅸ 3Dモニタリングを4面化して縮小する			
Ⅹ 仮設遮害対策を考慮とする			
Ⅺ VE(エカルカ)がその他の未着手			
建設費合計 (I ~ II) (税込)		VE項目 計	建設費合計
建設費合計 (I ~ II) (税込)		建設工事費 計	建設費合計 (I ~ II) (税込)
建設費合計 (I ~ II) (税込)		調査費	建設費合計 (I ~ II) (税込)
III. 総計業務費(基本設計、調査) ※m		基本設計業務費	建設費合計
IV. 総計業務費(実施設計・施工技術検討) ※n		実施設計業務費	施工技術検討
総計業務費合計(III ~ IV)(税抜)			
総計業務費合計(III ~ IV)(税込)			

事業者としての事業実施上問題(事業費)及びその実現のための取組に関する提案		提案事業費 (単位:千円)		
提案事業費内での事業実施を実現するための具体的事項※1 (設計の工夫、独自技術、施工合理化、調達等の工夫)	合計	大天守	小天守	備考
無駄のない工事計画により、仮設の時間や足場の撤去による費用の増加を抑える。	2,859,460	2,087,410	735,450	36,600
試験調査等を行い、無駄のない施工にて費用を抑える。	290,907	208,347	82,560	-
早期業者と決め事前確認作業を行い、費用の増加を防ぐ。	75,000	25,000	20,000	30,000
早期木札・手帳の購入料、検査基準の均一化を定め、欠点を見極め、西側木札早削り手と合理的な工事による加工販売コストの費用増大抑制する。	161,116,000	13,519,710	2,556,000	40,290
早期史実の確認・協議により、余裕を持った工事により費用の増加を防ぐ。	2,386,500	2,187,840	177,080	21,480
各おさがり仕様の確認試作品を早期決定。危機管理を考え、各層ごとにより左官外壁・土塗仕上げ上貯土の一定人數確保による労務費の増加を抑える。	1,290,409	1,012,579	245,180	32,650
事前にする史実に忠実な試作品による協議を充分に行い、早期着手により事業費の実現をさせた。	591,480	567,640	15,620	8,220
事前にする史実に忠実な試作品による協議を充分に行い、早期着手により事業費の実現をさせた。	840,480	713,150	127,330	-
早期業者を決めて事前確認は確実、試作を行った費用の増加を防ぐ。	194,360	178,810	15,550	-
早期業者を決めて事前確認協議、試作を行った費用の増加を防ぐ。	34,980	34,980	-	-
早期業者を決めて事前確認協議し、費用の増加を防ぐ。行徳との確認を行い、無駄のない費用を取り組む。	607,000	514,740	92,260	-
早期調査・協議により工事費用の確定と精算のない施工にて費用を抑えする。	890,000	-	-	-
無駄のない工事計画。	2,109,670	1,811,570	285,440	12,660
無駄のない工事計画による仮設時間。	384,830	-	-	-
無駄のない工事計画による仮設時間。	28,671,076	22,861,876	4,352,470	181,900
-	3,980,000	-	-	-
-	8,209,933	-	-	-
-	12,188,933	-	-	-
-	-17,000	-	-	-
-	-1,650,000	-	-	-
-	-8,500	-	-	-
-	-500,000	-	-	-
-	-10,000	-	-	-
-	-108,000	-	-	-
-	-140,000	-	-	-
-	-25,000	-	-	-
-	-137,000	-	-	-
-	-320,000	-	-	-
-	-403,509	-	-	-
-	-3,320,009	-	-	-
-	37,541,000	-	-	-
一般、VE対象 ここからV目標No.7の40,000を減額する	150,000	-	-	-
-	37,691,000	-	-	-
-	40,706,280	-	-	-

資料 7

名古屋城天守閣整備事業の技術提案・交渉方式による 公募型プロポーザルにかかる調査票

○清水建設株式会社の辞退理由

弊社は、名古屋城天守閣整備事業の公募型プロポーザルにあたり、実施公告、実施説明書、業務要求水準書、質疑回答書等を熟読のうえ、全社をあげて検討いたしました。概算事業費、工程計画、防災・避難計画や木材調達を含む施設計画等すべての評価項目について史実に忠実な木造復元に向けて詳細な検討を加えましたが、石垣工事と天守閣復元工事の工事順序及び完成期限の2点について条件を満たすことができないとの結論に至り、誠に残念ながら技術提案書の提出は辞退せざるを得ない結果となりました。

評価項目	評価基準	配点	評価	係数	点数	コメント
業務の実施方針	業務実施方針 業務内容の理解度（特別史跡内での業務であること、史実に忠実な木造復元であること） 確実に事業を遂行するための取組体制、品質管理の工夫	30				
事業費・工期	概算事業費 事業費縮減の工夫 提案した事業費内で品質を確保しながら実現する工夫	20				
	工程計画 工期達成の工夫 特別史跡内で史実に忠実な復元を実現する工程	20				
施設計画	バリアフリー化 史実に忠実な木造復元に配慮しながら、ユニバーサルデザインを導入した施設計画	40				
	防災避難計画 史実に忠実な木造復元に配慮しながら、火災発生時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画					
	木材の調達 史実に忠実な木造復元に配慮した木材の調達 木材調達の具体的方策 乾燥・加工工程の工夫 木材の品質に関する工夫	30				
	構造計画 史実に忠実な木造復元に配慮した構造計画 基礎構造、耐震性に関する工夫 石垣工事・基礎工事の工夫 400年間の耐久性を確保するための工夫	60				
仮設計画	乗入構台・素屋根等、観光・景観に配慮した仮設の工夫 遺構保護の工夫	20				
復元過程の公開方法	工事中の公開に関する工夫					
現天守閣の記憶を後世に伝える方策	現天守閣の記憶を後世に伝えるための工夫					
	合計	220	0			

採点シート集計表 (案)

【●者】

			小野委員			片岡委員			川地委員			瀬口委員			麓委員			古阪委員			三浦委員			合計
評価項目		評価基準	配点	評価	係数	点数	評価	係数	点数	評価	係数	点数	評価	係数	点数	評価	係数	点数	評価	係数	点数	評価	係数	点数
業務の実施方針	業務実施方針	業務内容の理解度（特別史跡内での業務であること、史実に忠実な木造確実に事業を遂行するための取組体制、品質管理の工夫）	30																					
事業費・工期	概算事業費	事業費縮減の工夫 提案した事業費内で品質を確保しながら実現する工夫	20																					
	工程計画	工期達成の工夫 特別史跡内で史実に忠実な復元を実現する工程	20																					
施設計画	バリアフリー化	史実に忠実な木造復元に配慮しながら、ユニバーサルデザインを導入し	40																					
	防災避難計画	史実に忠実な木造復元に配慮しながら、火災発生時の対																						
	木材の調達	史実に忠実な木造復元に配慮した木材の調達 木材調達の具体的方策 乾燥・加工工程の工夫 木材の品質に関する工夫	30																					
	構造計画	史実に忠実な木造復元に配慮した構造計画 基礎構造、耐震性に関する工夫 石垣工事・基礎工事の工夫 400年間の耐久性を確保するための工夫	60																					
	仮設計画	乗入構台・素屋根等、観光・景観に配慮した仮設の工夫																						
	復元過程の公開方法	工事中の公開に関する工夫	20																					
	現天守閣の記憶を後世に伝える方策	現天守閣の記憶を後世に伝えるための工夫																						
合計			220																					